



みんなが環境を守り育て 笑顔あふれるウェルビーイングな都市 まち

瑞穂市

地球温暖化対策実行計画

(区域施策編)

(案)



令和8年3月

瑞穂市

本計画は、(一社)地域循環共生社会連携協会から交付された環境省補助事業である令和6年度(補正予算)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)により作成されました。



目次

第1章 計画策定の目的

1-1	気候変動の影響.....	1
1-2	地球温暖化対策を巡る国内外の動向.....	2
1-3	瑞穂市の取組.....	4
1-4	本計画の目的.....	6

第2章 計画の基本的事項

2-1	計画の目的と位置づけ.....	7
2-2	計画期間.....	8
2-3	計画の対象.....	8

第3章 瑞穂市の地域特性

3-1	自然的特性.....	10
3-2	経済的特性.....	15
3-3	社会的特性.....	17
3-4	再生可能エネルギー導入状況と導入ポテンシャル.....	21
3-5	住民・事業者アンケート、事業者ヒアリングの結果.....	25
3-6	課題のまとめと施策の方向性.....	30

第4章 温室効果ガス排出量の現況把握と将来推計

4-1	温室効果ガス排出量の現況推計.....	33
4-2	温室効果ガス排出量の将来推計.....	35

第5章 将来像と計画の目標

5-1	目指すべき将来像.....	41
5-2	地域課題同時解決の考え方.....	41
5-3	温室効果ガス排出量削減目標.....	42
5-4	再生可能エネルギー導入目標.....	43

第6章 目標達成に向けた施策

6-1	施策の体系図.....	44
6-2	施策の推進.....	45

第7章 計画の推進体制・進捗管理

7-1	推進体制.....	60
7-2	計画の進捗管理.....	61

資料編

1	瑞穂市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定経過.....	62
2	用語集.....	77

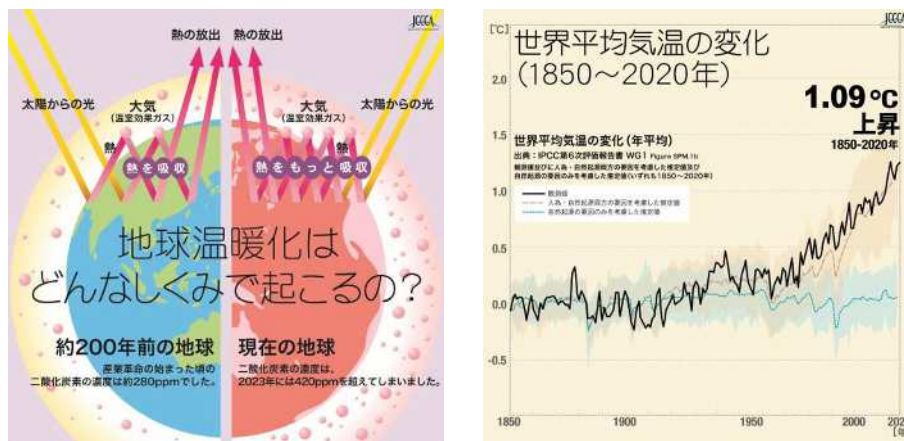
第1章 計画策定の目的

1-1 気候変動の影響

人間活動等に起因して大気中に放出される温室効果ガスによって地球が暖められる現象を「地球温暖化」といいます。

近年、地球温暖化に伴う影響で異常気象や雪氷の融解、海面水位の上昇が世界的に観測されています。IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）が令和3（2021）年8月に発行した第6次評価報告書第1作業部会報告書では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と述べられ、将来の影響予測として、世界平均気温は少なくとも今世紀半ばまでは上昇が続けることが予測されています。

気候変動の影響は、降水量や海面水位の変化、生態系の喪失といった自然界における影響だけでなく、インフラや食料不足、水不足等人間社会を含めて深刻な影響が想定されています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

図1-1 地球温暖化の仕組みと世界平均気温の変化（年平均）

本市や岐阜県においても、近年大型化した台風や集中豪雨といった自然災害が発生しています。

表1-1 瑞穂市・岐阜県において近年発生した主な自然災害

災害名	場所	主な事象
平成30（2018）年7月大雨	瑞穂市	前線の活動が活発になり、本巢市根尾地区を中心に500mmを超える大雨が降ったことから、瑞穂市で7月5日22時50分に大雨警報（浸水害）が発令されました。
令和3（2021）年8月大雨	岐阜県内	東濃や飛騨南部を中心に記録的な大雨となりました。この大雨により、隣接市の大垣市をはじめとした県内の広い範囲で土砂災害警戒情報が発表されるなど極めて危険な状態になり、県内各地で土砂災害や河川の溢水、竜巻などにより多くの住家被害、農地や農業施設の被害、護岸の損壊、路側の欠壊などが発生しました。
令和6年（2024）年8月台風10号	岐阜県内	岐阜・西濃を中心に大雨となりました。この大雨により、隣接市の大垣市では住家の床上浸水などの被害が発生しました。

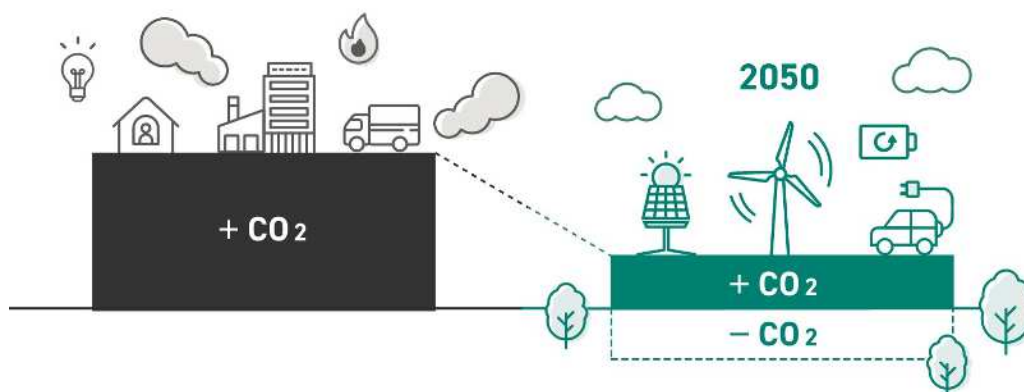
1-2 地球温暖化対策を巡る国内外の動向

(1) 国際的な動向

平成 27(2015)年に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)では、京都議定書以降初めて、法的拘束力のあるパリ協定が採択されました。パリ協定では、世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が掲げられています。

また、平成 30(2018)年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」では、世界全体の平均気温の上昇について、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、世界の二酸化炭素の排出量を「2030年までに2010年比で約45%削減」し、「2050年頃には正味ゼロ」とすることが必要であると示されています。

こうした状況を踏まえ、世界各国でカーボンニュートラル実現に向けた取組が進められています。



出典：脱炭素ポータル

図1-2 カーボンニュートラルのイメージ

また、平成27(2015)年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」には、17の目標と169のターゲットからなる「SDGs(持続可能な開発目標)」が掲げられています。これは先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標であり、国だけでなく地方公共団体、住民、事業者等全ての個人、団体が取組主体となっています。17の目標は、経済、社会、環境の三側面を含むものであり、相互に関連しているため、統合的な解決が求められています。気候変動対策や再生可能エネルギーの拡大、森林保全等、地球温暖化対策をはじめとする環境問題の解決と同時に、社会、経済面の統合的向上を図る必要があります。



出典：国際連合広報センター

図1-3 SDGs17の目標

(2) 国内の動向

国内では、内閣総理大臣が令和2(2020)年10月の所信表明において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

また、令和3(2021)年4月には、地球温暖化対策推進本部において、「2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく」旨が公表され、同年6月に改正地球温暖化対策推進法(以下、「温対法」という。)が施行されました。

温対法では、令和32(2050)年までの脱炭素社会の実現を見据え、地域脱炭素化促進事業に関する規定の追加等、地域における脱炭素化を促しています。

さらに、令和7(2025)年2月には、温暖化対策を定めた「地球温暖化対策計画」の改定、エネルギー政策の方針を示す「第7次エネルギー基本計画」を閣議決定しました。

地球温暖化対策計画では、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、「2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」という、新たな削減目標を決定しました。

第7次エネルギー基本計画では、2040年度の電源構成として「再生可能エネルギーを4割~5割程度とし、主力電源として最大限導入する」と位置づけました。

こうした国内外の潮流を受け、「2050年までの温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指す旨を表明する地方公共団体は増加し、全国各地で脱炭素化に向けた取組が進められています。

令和7(2025)年9月末現在、全国1,188自治体、岐阜県内では、23自治体が「2050年までの温室効果ガス排出量実質ゼロ」を表明している状況です。

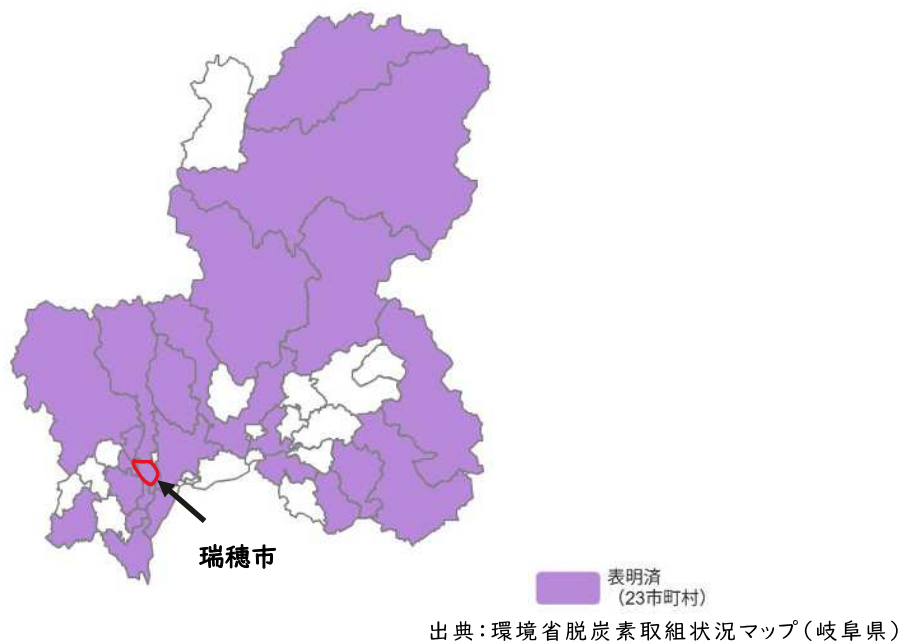


図1-4 岐阜県内におけるゼロカーボンシティ表明状況

(3) 岐阜県の取組

岐阜県では、地球温暖化対策推進法及び岐阜県地球温暖化防止基本条例(平成21年3月条例第21号)の規定に基づき、平成23(2011)年6月に「岐阜県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定しました。

また、令和2(2020)年12月の令和2年第5回岐阜県議会定例会において「2050年『脱炭素社会ぎふ』の実現」を表明し、令和3(2021)年3月に「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画(地球温暖化対策実行計画(区域施策編))」を策定しました。

さらに、令和3(2021)年10月に「地球温暖化対策計画」が改定され、国の温室効果ガス排出削減目標が見直されたことを受け、令和5(2023)年に計画の改訂が行われました。改訂計画では、長期目標(2050年の目指すべき姿)に「脱炭素ぎふ」の実現を掲げ、中期目標(2030年度目標)に「2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比48%削減、さらに50%の高みに向け、挑戦を続けていく」を掲げています。

1-3 瑞穂市の取組

本市では平成21(2009)年に、庁内横断的組織である「瑞穂市地球温暖化対策実行計画策定等検討委員会」を設置し、市および職員が地球温暖化対策を率先して実行するための行動指針として、「瑞穂市第1次地球温暖化防止実行計画(事務事業編)」(以下、「事務事業編」という。)を策定し、令和7(2025)年3月には事務事業編の3度目の改定を行い、「瑞穂市第4次地球温暖化防止実行計画(事務事業編)」を策定しました。

また、令和7(2025)年1月には、2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。



瑞穂市ゼロカーボンシティ宣言

～「ウェルビーイングみずほ」持続的実現～

近年、世界各地で猛暑や豪雨など地球温暖化が要因とみられる大規模災害が増加しているほか、農林水産業の生産性の低下や生態系の異変など、「気候危機」というべき深刻な状況にあります。我が国においても例外ではなく、これまでに経験したことのない豪雨や台風等により甚大な被害が発生しております。

2015年に合意されたパリ協定では、「産業革命以前からの平均気温上昇の幅を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有され、この目標を達成するため、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

瑞穂市は、揖斐・長良の清流の恵みを受け、豊かな水と緑あふれるまちとして発展してきました。同時に、幾度となく水害に見舞われ、そのたびに助け合いながら絆を育んできた歴史があります。今まで守られてきた、本市の恵み豊かな環境と安心できる生活を次世代へ引き継いでいかなければなりません。

瑞穂市でも、「ウェルビーイングみずほ ～持続的実現～」を将来像に掲げ、市民、企業、関係団体、行政が一体となり、地球温暖化防止対策を積極的に推進し、2050年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指すことをここに宣言します。

令和7年1月6日

瑞穂市長

森 和之

図1-5 瑞穂市ゼロカーボンシティ宣言

この度、脱炭素社会実現に向けた基本方針や具体的な目標を定めるため、市民、事業者、学識経験者で組織する「瑞穂市地球温暖化対策推進審議会」を設置し、「瑞穂市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定します。

1-4 本計画の目的

本計画は、本市が脱炭素社会の実現に向けて進むべき方向を示すとともに、市民・事業者・行政のそれぞれが果たす役割を明確にすることを目的としています。地球温暖化が進行する中で、温室効果ガスの排出削減は行政だけでなく、市民や事業者にとっても避けて通ることのできない重要な課題であり、困難が伴う場合であっても、互いに協力しながら取り組んでいく必要があります。

そのため、まず現在の本市の状況を踏まえ、「誰が、何を、どのように進めるのか」を整理し、本市が掲げる将来像の実現に向けて、市民・事業者・行政が一体となって取り組むための基本方針と具体的な目標を示します。

また、本計画は行政だけでなく、市民や事業者のみなさんにも読んでいただき、地球温暖化の現状や、これから取り組んでほしい行動について知っていただくための普及・啓発の役割も担っています。そのため、専門的な内容であってもできるだけわかりやすく整理し、本市の未来を一緒に守っていく大切さが伝わるように構成しています。

第2章 計画の基本的事項

2-1 計画の目的と位置づけ

本計画は、市域全体における温室効果ガスの排出状況を把握し、市民・事業者・行政が一体となって地球温暖化対策を推進するための指針として位置づけるものです。

国や岐阜県の地球温暖化対策計画との整合を図りつつ、地域の特性や実情を踏まえ、効果的かつ実行可能な取組を明確にすることを目的としています。

また、本計画では、主要な排出部門ごとに現状と課題を整理し、温室効果ガスの削減目標とその達成に向けた施策を体系的に示すことで、地域全体での着実な排出削減を推進します。

さらに、区域施策編は行政内部の取組にとどまらず、市民・事業者・団体など、地域の多様な主体が共通の目標を共有し、協働して脱炭素社会の実現をめざすための行動計画としての役割を担います。

本計画の位置づけとしては、温対法第21条に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」として策定するものであり、上位計画である「瑞穂市第3次総合計画前期基本計画」を地球温暖化対策の側面から補完します。

また、国の地球温暖化対策計画(令和7(2025)年2月閣議決定)、県の「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」と整合を図るとともに、庁内関連計画である「瑞穂市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」、「瑞穂市都市計画マスタープラン」等と整合を図り推進します。

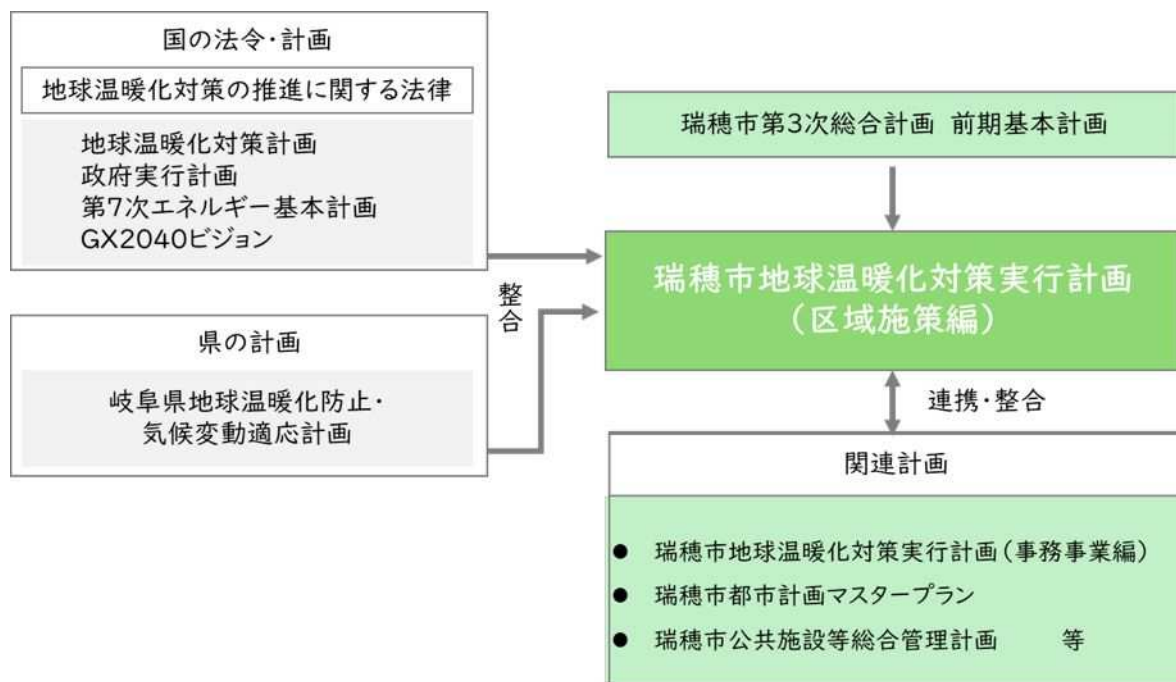


図2-1 計画の位置づけ

2-2 計画期間

本計画の期間は令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。

基準年度は国の「地球温暖化対策計画」、県の「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」を踏まえ、平成25(2013)年度、目標年度は中期目標を令和12(2030)年度、長期目標を令和32(2050)年度とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化や計画の推進状況に応じて数年ごとに見直しを図ります。

H25 (2013)	...	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
基準年度		計画策定				中間目標年度
	計画期間5年間					

図2-2 計画期間

2-3 計画の対象

(1) 対象とする範囲

瑞穂市全域を対象とします。市民、事業者、行政が一丸となって脱炭素社会の実現を目指します。

対象地域	瑞穂市全域
------	-------

(2) 対象とする温室効果ガス

温対法に定められている7種の温室効果ガスのうち、温室効果ガス排出量の9割以上を占める二酸化炭素(CO₂)を対象とします。その他の温室効果ガスのメタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)については、把握が困難であることから算定対象外とします。

対象とする温室効果ガス	二酸化炭素
-------------	-------

(3) 対象とする温室効果ガス排出部門

環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」により、「特に把握が望まれる」とされている部門を対象とします。

表 2-1 本計画における温室効果ガス排出量の推計対象

部門・分野		
産業部門	製造業	製造業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
	建設業・鉱業	建設業・鉱業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
	農林水産業	農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
業務その他部門		事業所・ビル、商業・サービス施設等のエネルギー消費に伴う排出
家庭部門		家庭におけるエネルギー消費に伴う排出
運輸部門	自動車（旅客）	自動車（旅客）におけるエネルギー消費に伴う排出
	自動車（貨物）	自動車（貨物）におけるエネルギー消費に伴う排出
廃棄物分野（焼却処分）	一般廃棄物	廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出

第3章

瑞穂市の地域特性

3-1 自然的特性

(1) 地域の概況

本市は、濃尾平野の北西、岐阜市と大垣市間に位置しています。

市の東に長良川、西には揖斐川があるほか、市内に18本の一級河川が流れる水に恵まれた自然の豊かな地域で、輪中と呼ばれる水郷地帯です。

地形はおおむね平坦で、古来より豊富な水を活かした都市として発展してきました。

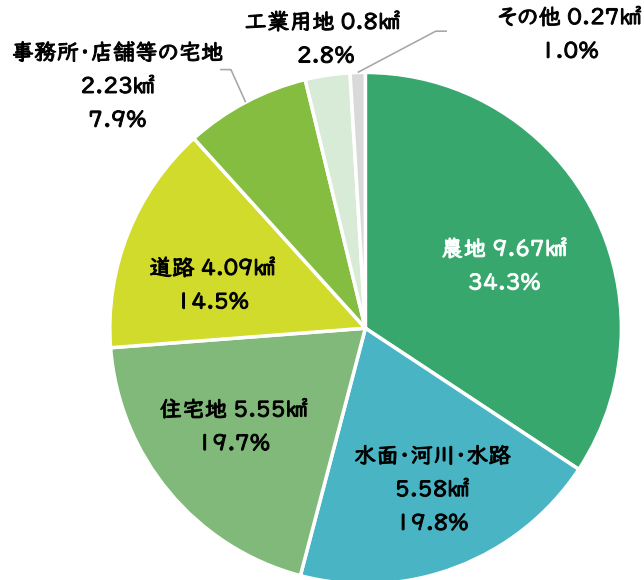


出典：瑞穂市第3次総合計画 前期基本計画

図3-1 瑞穂市位置図

(2) 土地利用状況

本市の総面積28.19km²のうち、農地が9.67km²で34.3%と最も高い割合を占めています。次いで、水面・河川・水路が5.58km²で19.8%、以降は住宅地、道路、事務所・店舗等の宅地と続きます。



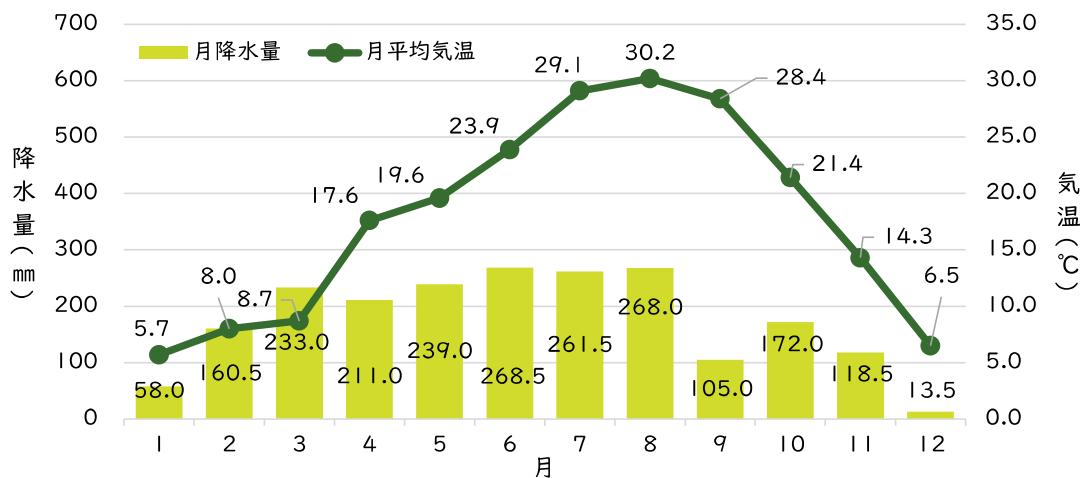
瑞穂市 DATABOOK2024 のデータを基に作成

図3-2 土地種別割合

(3) 気温・気候

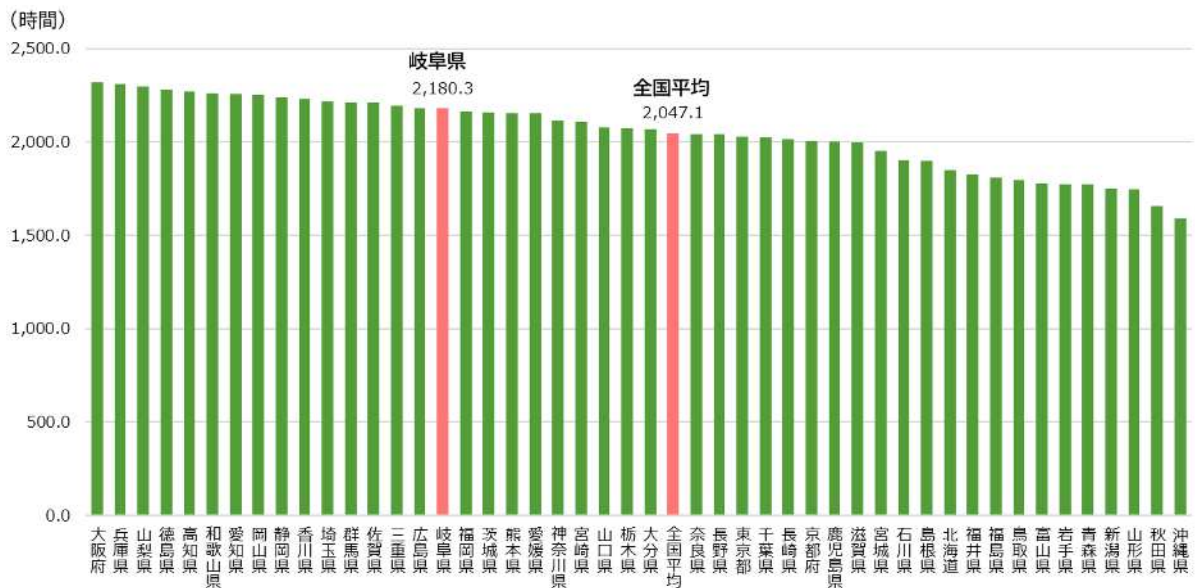
岐阜地方気象台の観測によれば、本市周辺は季節ごとの寒暖差が明瞭である一方、年間平均気温は概ね15℃前後とされ、総じて暮らしやすい気候特性を有しています。令和6年度の年間総降水量は2,108.5mmであり、夏場の降水量が多くなっています。

晴天率が高く、全国的にみても年間の日照時間に恵まれた地域です。



気象庁「過去の気象データ」のデータを基に作成

図 3-3 岐阜地方気象台における令和6(2024)年度の月降水量と月平均気温



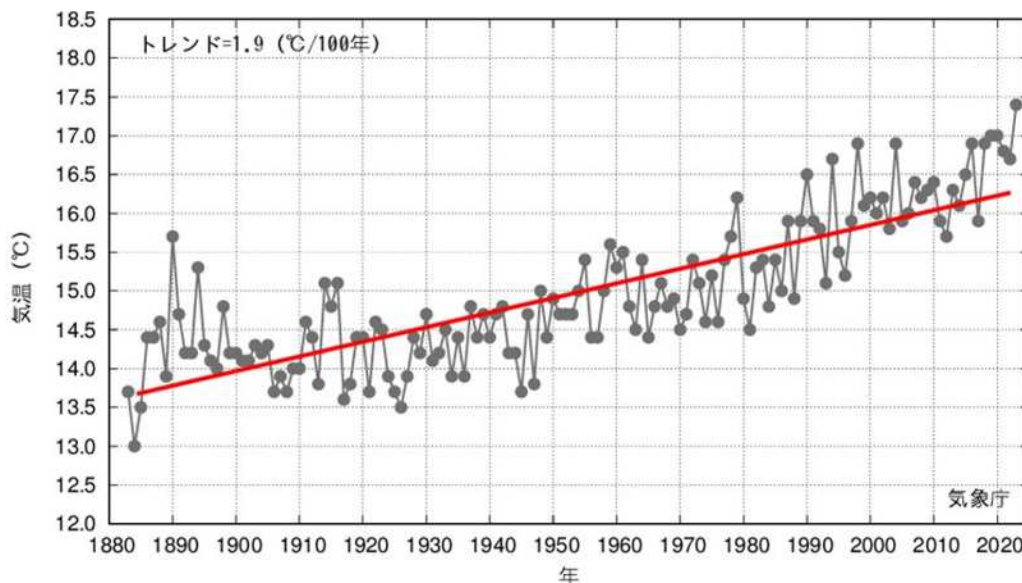
「統計でみる都道府県のすがた 2024」を基に作成

図 3-4 令和4(2022)年における全国の日照時間(年間)

ア 気温

岐阜地方気象台における年平均気温は100年あたり約1.9℃の割合で上昇しています。平均気温の増加に伴い、猛暑日(最高気温が35℃以上の日)発生日数は大幅に増加傾向にあります。

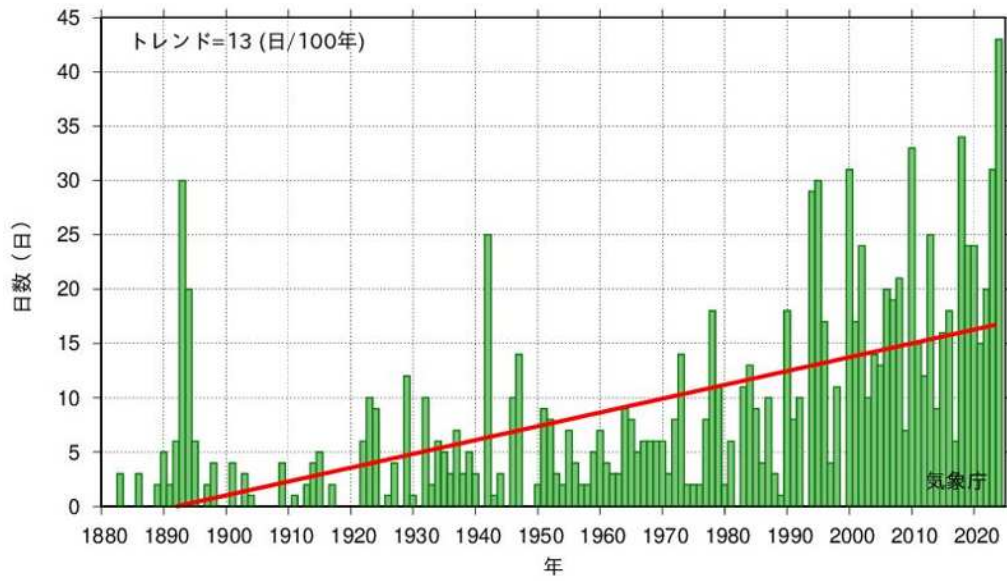
また、冬日(日最低気温が0℃未満の日)は減少傾向であり、冬の平均気温が上昇し続けており、暖冬化が進んでいることがわかります。



出典：東京管区気象台ホームページ

※折線(黒)は各年の値、直線(赤)は長期変化傾向を示しています。

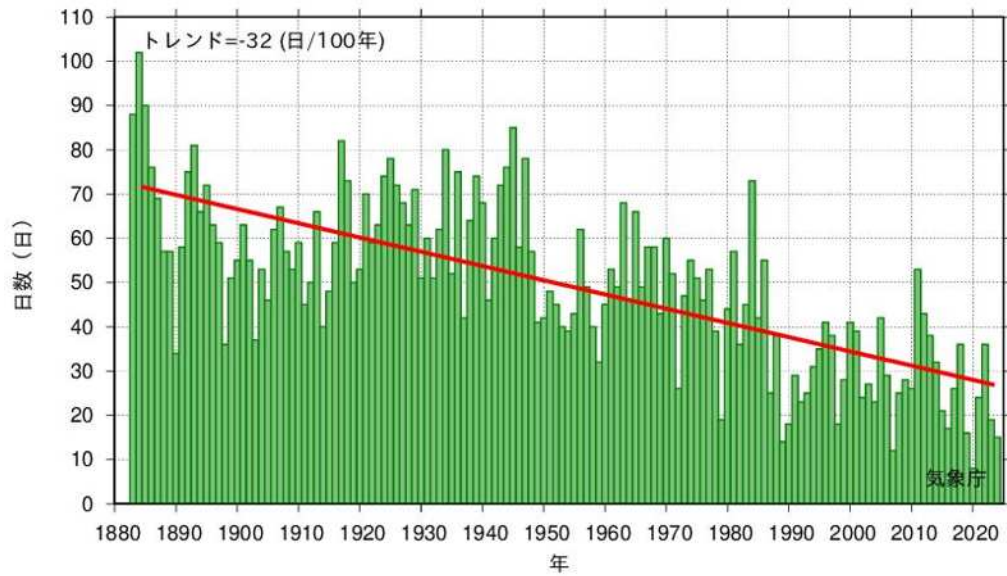
図3-5 年平均気温の推移(岐阜地方気象台)



出典：東京管区気象台ホームページ

※棒グラフ(緑)は各年の値、直線(赤)は長期変化傾向を示しています。

図3-6 年間猛暑日日数の推移(岐阜地方気象台)



出典：東京管区気象台ホームページ

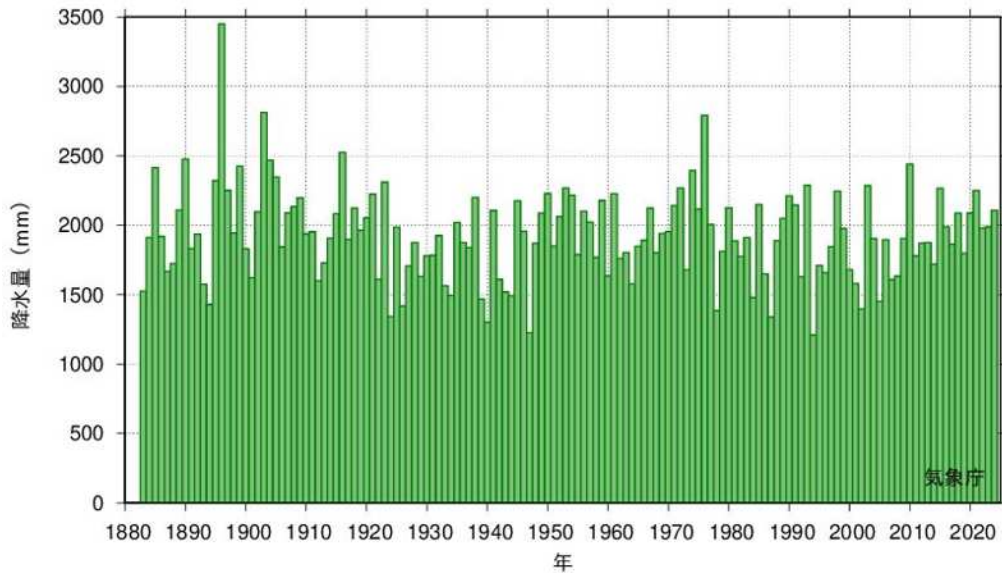
※棒グラフ(緑)は各年の値、直線(赤)は長期変化傾向を示しています。

図3-7 年間冬日日数の推移(岐阜地方気象台)

イ 降水量

岐阜県における年降水量の推移については、発生回数に有意な変化は見られませんが、日降水量100mm以上の年間日数については増加傾向にあり、大雨による災害が起きやすくなっています。

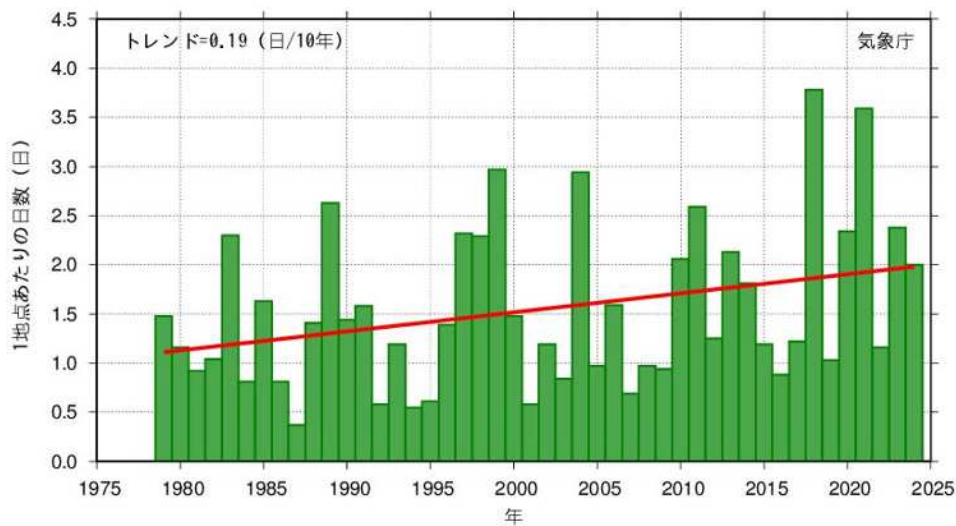
なお、短時間強雨や大雨の発生回数は年ごとの変動幅が大きいいため、変化傾向を確実に捉えるためには今後もモニタリングをしていく必要があります。



出典：東京管区気象台ホームページ

※棒グラフ(緑)は各年の値を示しています。

図3-8 岐阜地方気象台における年降水量の推移



出典：東京管区気象台ホームページ

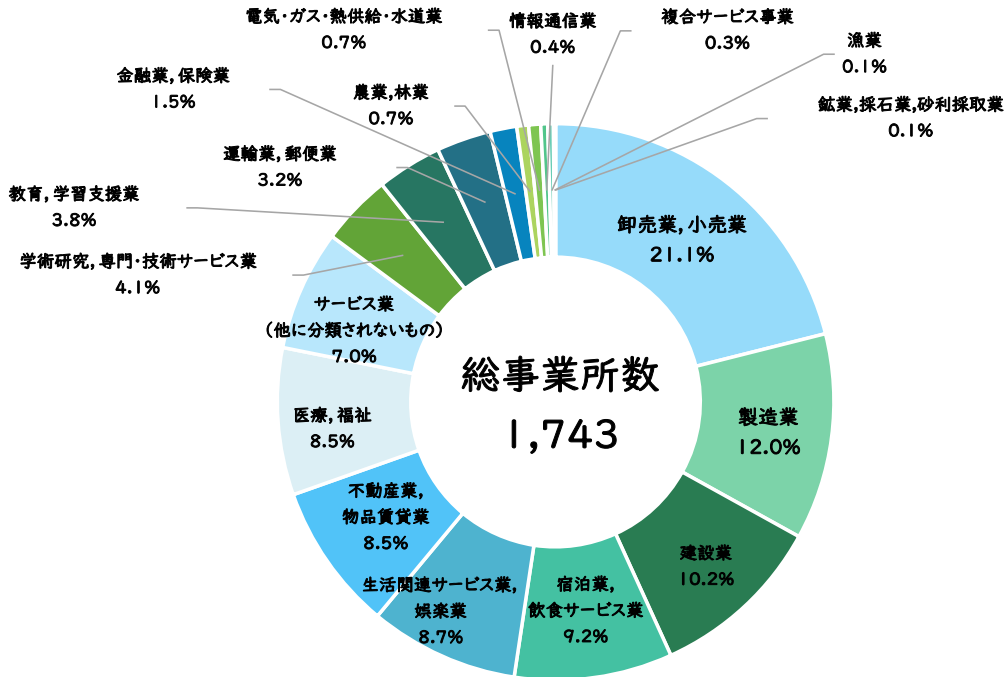
※棒グラフ(緑)は各年の1地点あたりの値、直線(赤)は長期変化傾向(信頼水準90%以上のみ)を示しています。

図3-9 岐阜県[アメダス]の日降水量100mm以上の大雨発生回数推移

3-2 経済的特性

(1) 産業

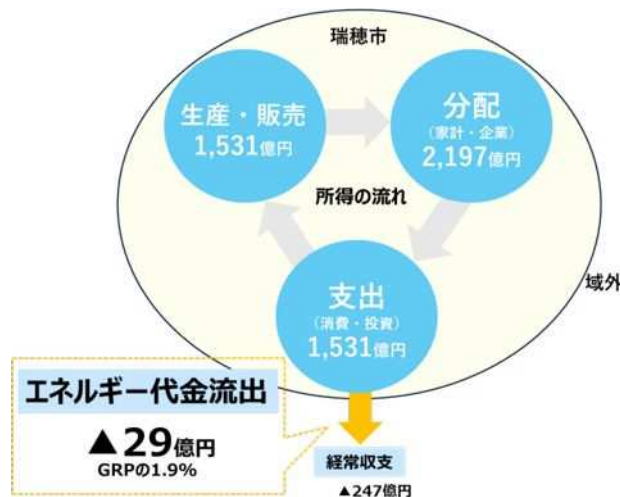
令和3年経済センサス活動調査によると、本市には1,743の事業所があり、卸売業・小売業が最も多く21.1%、次いで製造業が12.0%、建設業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業がそれぞれ約10%となっています。



令和3年経済センサス活動調査のデータを基に作成

図3-10 瑞穂市の業種別事業所割合

また、地域経済循環分析自動作成ツールによると、エネルギー代金を域外に29億円流出しており、その規模はGRPの1.9%を占めています。



GRP: 特定の地域(都道府県など)で生産された付加価値の合計額で、国内総生産(GDP)の地域版に相当します。数値は「国民経済計算」、「県民経済計算」、「産業連関表」、「国勢調査」等より引用しています。

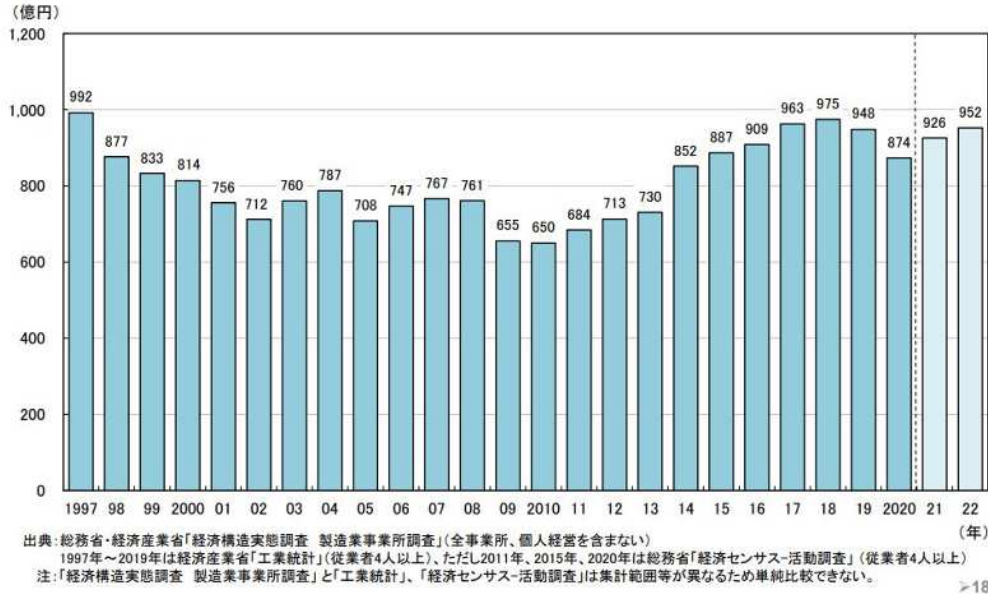
地域経済循環分析自動作成ツールを基に作成

図3-11 産業別生産額構成比

(2) 製造業

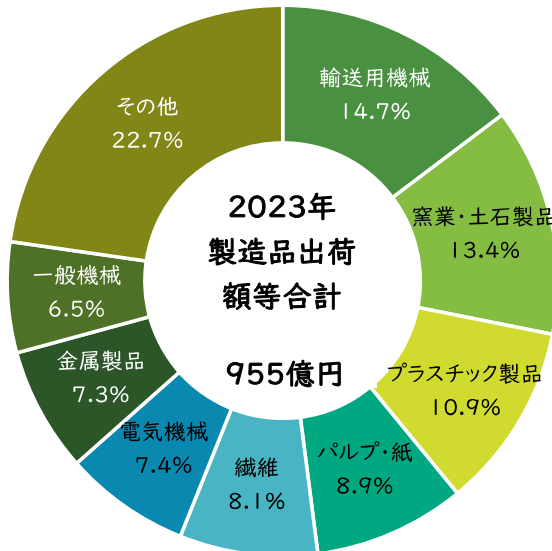
製造品出荷額等は平成22(2010)年以降増加傾向にあり、令和4(2022)年では952億円です。

本市における製造品出荷額等に占める割合は、輸送用機械が16.2%と最も高く、次いで窯業・土石製品が12.7%を占めています。また、窯業・土石製品、パルプ・紙、金属製品、繊維等の分野においては、生産額ベースで全国平均を上回っており、全国と比較して本市の強みであることがうかがえます。



出典：岐阜県環境生活部統計課統計からみた瑞穂市の現状 2025年

図3-12 瑞穂市における製造業製造品出荷額等推移



出典：総務省・経済産業省「令和6年(2024年)経済構造実態調査 製造業事業所調査」(全事業所、個人経営を含まない)

注1：「一般機械」=はん用機械器具+生産用機械器具+業務用機械器具

注2：事業所数が少ないため製造品出荷額が秘匿となっている業種は「その他」に含む。また、「一般機械」、「木材・家具等」は、内訳の業種に秘匿がある場合は、その業種の製造品出荷額は合算していない。(「その他」に含む)

図3-13 瑞穂市における製造品出荷額等の業種構成

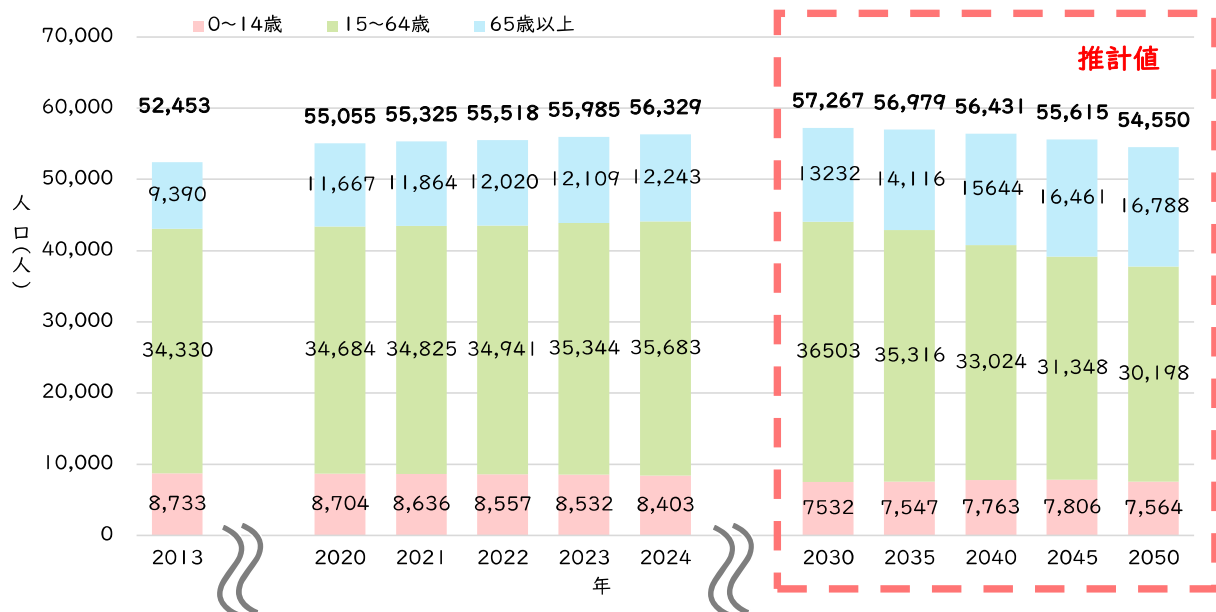
3-3 社会的特性

(1) 人口

本市の2024年の人口は56,329で、総人口は増加を続けています。年少人口（15歳未満）は減少している一方で、生産年齢人口（15歳以上～65歳未満）と老年人口（65歳以上）は増加しており、本市でも高齢化が見受けられます。

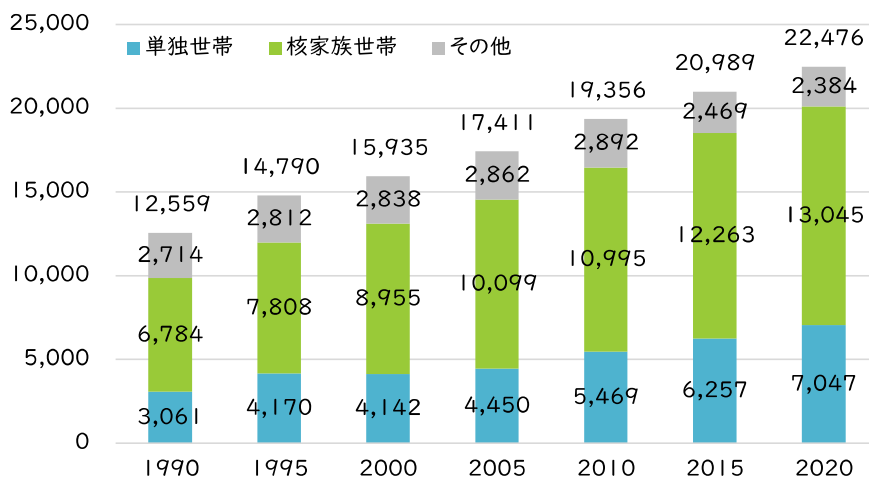
人口の将来推計では、今後、2030年まで人口増加は続き、以降は人口が減少し始めると予測されています。

また、一般世帯数は増加傾向にあり、特に単独世帯は1990年以降の30年間で2.3倍増加しています。



2024年までは住民基本台帳のデータを基に作成
2030年～2050年は第3期瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略のデータを基に作成

図 3-14 人口の推移と将来推計



岐阜県環境生活部統計課統計からみた瑞穂市の現状 2025年を基に作成

図 3-15 世帯の推移

(2) 交通

本市の道路交通網は、国道21号、主要地方道北方多度線などが格子状のネットワークを形成しているほか、JR 東海道本線、樽見鉄道、みずほバス、岐阜バス、大野穂積線が運行しています。

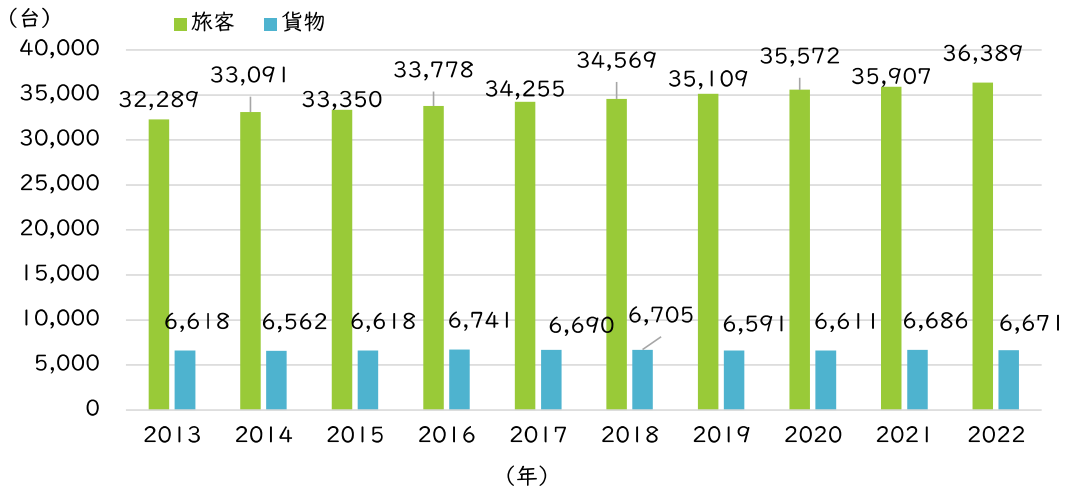
自動車保有台数については、旅客は増加傾向にあり、貨物は横ばいで推移しています。合計では、平成 25(2013)年度が38,907台、令和4(2022)年度が43,060台となっており、増加しています。

また、全移動量に占める自動車利用の割合は75.2%を占めており、公共交通機関の利用が少なくなっています。



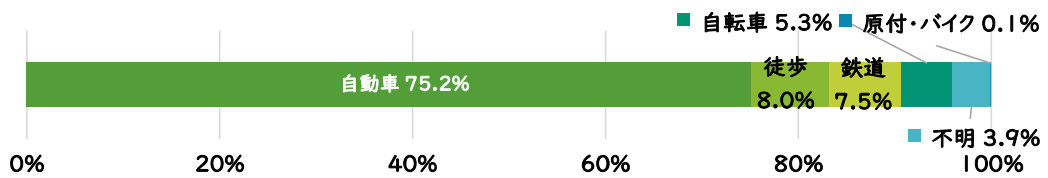
出典：みずほバス

図 3-16 公共交通ネットワークの概要



「自動車検査登録情報協会「市区町村別自動車保有車両数」及び全国軽自動車協会連合会「市区町村別軽自動車車両数」のデータを基に作成

図 3-17 自動車保有台数

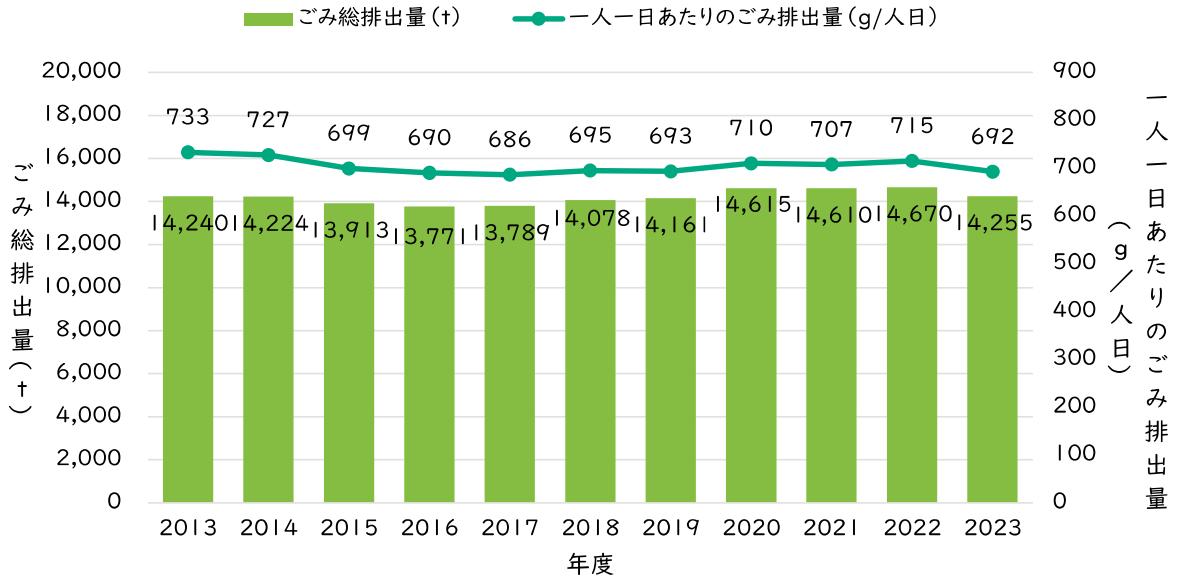


岐阜県地域公共交通計画を基に作成

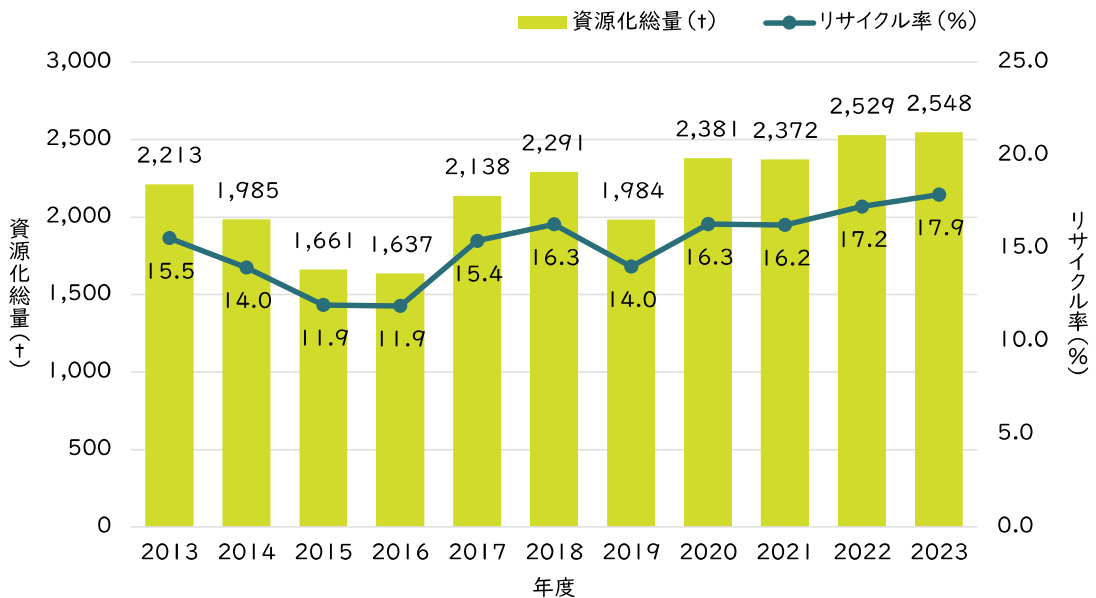
図3-18 手段分担率

(3) 廃棄物処理状況

ごみの総排出量及び一人一日あたりのごみ排出量は、横ばいの傾向にあります。
 また、資源化総量及びリサイクル率については、平成25(2013)年から平成28(2016)年にかけて減少傾向にありましたが、以降は年度による増減を伴いながらも、全体としては緩やかな増加がみられます。



環境省 一般廃棄物処理実態調査のデータを基に作成
図3-19 ごみの総排出量及び一人一日あたりのごみ排出量の推移



環境省 一般廃棄物処理実態調査のデータを基に作成
図 3-20 資源化総量とリサイクル率の推移

3-4 再生可能エネルギー導入状況と導入ポテンシャル

(1) 再生可能エネルギーの導入状況

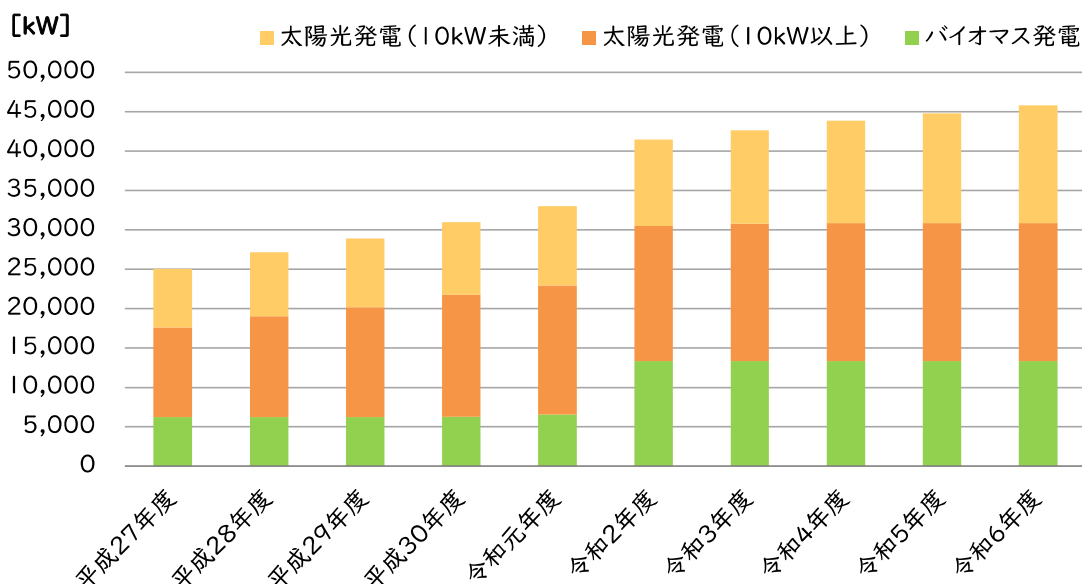
再生可能エネルギーは地域で生産できるエネルギーであり、脱炭素社会の実現に寄与するだけでなく、近年のエネルギー価格の高騰等、エネルギー安全保障の観点からも重要なエネルギーとなります。本市における再生可能エネルギー導入状況の推移をみると、増加傾向にあります。FIT・FIP 制度における風力発電、水力発電、地熱発電については、導入実績がありませんでした。

表 3-1 再生可能エネルギーの導入状況（令和7（2025）年3月末時点）

発電種別		設備容量[MW]	発電電力量[MWh/年]
FIT FIP 対象	太陽光発電（10kW未満）	14.918	17,903
	太陽光発電（10kW以上）	17.508	23,158
	風力発電	0	0
	水力発電	0	0
	地熱発電	0	0
	バイオマス発電	13.360	93,627
合計		45.786	134,688
区域内の電気使用量			292,597

FIT：再生可能エネルギーの固定価格買取制度を指し、再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。

FIP：FIT 制度のように固定価格で買い取るのではなく、再エネ発電事業者が卸市場などで売電したとき、その売電価格に対して一定のプレミアム（補助額）を上乗せする制度。



自治体排出量カルテ及び資源エネルギー庁公表「再生可能エネルギー発電設備の導入状況」のデータを基に作成

図 3-21 再生可能エネルギー導入状況の推移

(2) 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

ア 推計手法

再生可能エネルギーの導入ポテンシャルとは、設置可能面積や平均風速、河川流量等から理論的に算出することができるエネルギー資源量から、法令、土地用途等による制約があるものを除き算出されたエネルギー資源量のことです。

再生可能エネルギーの導入ポテンシャルについては、主に環境省の再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)を基としました。推計手法を以下の表に示します。

表 3-2 再生可能エネルギー導入ポテンシャルの推計手法

再エネ種別		推計手法
電気	太陽光発電	REPOS における建物系と土地系のデータの合計を導入ポテンシャルとする
	風力発電	REPOS のデータを導入ポテンシャルとする
	中小水力発電	REPOS における中小水力河川部と中小水力農業用水路のデータの合計を導入ポテンシャルとする
	地熱発電	REPOS のデータを導入ポテンシャルとする
	木質バイオマス発電	木質燃料の供給可能量推計データ(独自推計)を導入ポテンシャルとする
熱	太陽熱	REPOS のデータを導入ポテンシャルとする
	地中熱	REPOS のデータを導入ポテンシャルとする
	木質バイオマス熱	木質燃料の供給可能量推計データ(独自推計)を導入ポテンシャルとする

イ 推計結果

前述の手法に基づき、①から⑤までの再生可能エネルギー種別について、それぞれのポテンシャル分析結果を示します。

① 太陽光発電

本市における太陽光発電の導入ポテンシャルは以下の表のとおりです。

建物系と土地系を比較すると、建物に設置する場合の方が、ポテンシャルが高くなっています。

なお、REPOS の太陽光発電の導入ポテンシャル(設備容量)については、建物や土地の設置可能面積に設置密度を乗じることで算出されています。

表 3-3 太陽光発電の導入ポテンシャル

区分	設備容量	発電量
建物系	187.422 MW	256,934.447 MWh/年
土地系	34.276 MW	46,798.080 MWh/年
合計	221.698 MW	303,732.527 MWh/年

② 風力発電

本市には風力発電に必要な一定以上の風速を確保できる山岳地帯はなく、風力発電の導入ポテンシャルはありませんでした。

なお、REPOS の風力発電の導入ポテンシャル(設備容量)については、全国の高度90mにおける風速が5.5m/s以上のメッシュに対して、標高等の自然条件、国立・国定公園等の法制度、居住地からの距離等の土地利用状況から設定した推計除外条件を満たすものを除いた設置可能面積に単位面積当たりの設備容量を乗じて算出されています。

③ 中小水力発電

本市には中小水力発電に必要な河川の流量や落差が乏しく中小水力発電の導入ポテンシャルはありませんでした。

なお、REPOS の河川部の導入ポテンシャルについては、河川の合流点に仮想発電所を設置すると仮定し、国立・国定公園等の開発不可条件と重なる地点を除いて設置可能規模が算出されています。農業用水路については、農業用水路ネットワークデータに取水点を割り当て、最大取水量が0.3 m³/s以上になる取水点に仮想発電所を設定し、設置可能な規模が算出されています。

④ 地熱発電

岐阜県は地熱資源量が乏しく、本市においても地熱発電の導入ポテンシャルはありませんでした。

⑤ 太陽熱及び地中熱

再生可能エネルギー資源を熱として利用する場合のポテンシャルについては、地中熱のポテンシャルが高くなっています。

表 3-4 太陽熱及び地中熱の導入ポテンシャル

区分	導入ポテンシャル
太陽熱	546,103.758 GJ/年
地中熱	2,977,868.854 GJ/年
合計	3,523,972.612 GJ/年

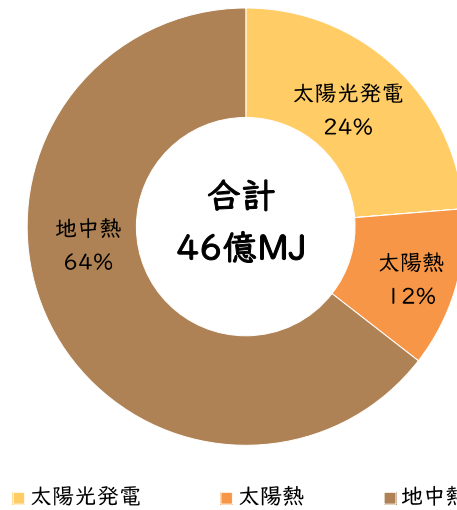
ウ まとめと方向性

上記①～⑤の結果を踏まえ、本市の再生可能エネルギーポテンシャルをまとめると、熱量換算で46億 MJとなり、その割合は地中熱が64%、太陽光発電が24%、太陽熱が12%となりました。

地中熱はポテンシャルとして最も高い割合を占めていますが、導入には初期投資や施工条件などの課題があり、現状では広範な導入は容易ではありません。計画期間である2030年度までの実現は難しいものの、2050年のカーボンニュートラルの達成を見据え、新設・改修を行う公共施設等において、将来的な導入を検討していくことが重要と考えられます。

一方で、太陽光発電や太陽熱利用は比較的導入が進めやすく、住宅や公共施設、事業所などにおいて更なる普及拡大が期待されます。地域特性を踏まえ、導入支援や普及啓発の取組を継続していくことで、再生可能エネルギーの地産地消と地域内循環を推進することが可能です。

なお、ここで示した数値はあくまで再生可能エネルギーの「理論的なポテンシャル」であり、今後の導入には技術的・経済的な制約が伴います。そのため、第5章ではこれらのポテンシャルを踏まえつつ、現実的な導入可能量や導入目標を検討し、段階的かつ実効性のある施策展開を図ることとします。



自治体排出量カルテのデータを基に作成

**図22 再生可能エネルギー種別ポテンシャル
(太陽光発電は発電電力量を熱量換算した値)**

※地中熱と太陽熱は、基本的に給湯・空調といった熱利用のみに使用可能なエネルギーです。

また、地中熱についてはコストや技術の問題もあり、ポテンシャルの全量を導入することは、現時点では困難と見込まれます。

MJ: 熱量を表す単位で、今まで kcal で表示していた単位に変わるもの。1ジュールは 100g の物体を 1m 持ち上げるのに要するエネルギーで(メガは 100 万倍の意味)、1cal は、およそ 4.18J と等価。

GJ: MJ の 1000 倍に値する単位

3-5 住民・事業者アンケート、事業者ヒアリングの結果

市民や事業者の地球温暖化に対する意識や取組状況、市の施策に対するニーズを把握するため、令和7（2025）年度に「地球温暖化についてのアンケート調査」を実施しました。

期間は令和7（2025）年9月8日から9月25日の間で、市民2,000人、事業者100社を対象に調査を行いました。回答結果は、市民580件（回答率29.0%）、事業者25件（回答率25.0%）となりました。

事業者アンケートでは、把握しきれない具体的な課題や取組状況を確認するため、主要事業者へのヒアリングを実施しました。エネルギー対策や再エネ導入の状況、市等からの支援ニーズなどを聞き取り、本計画の検討に活用しました。

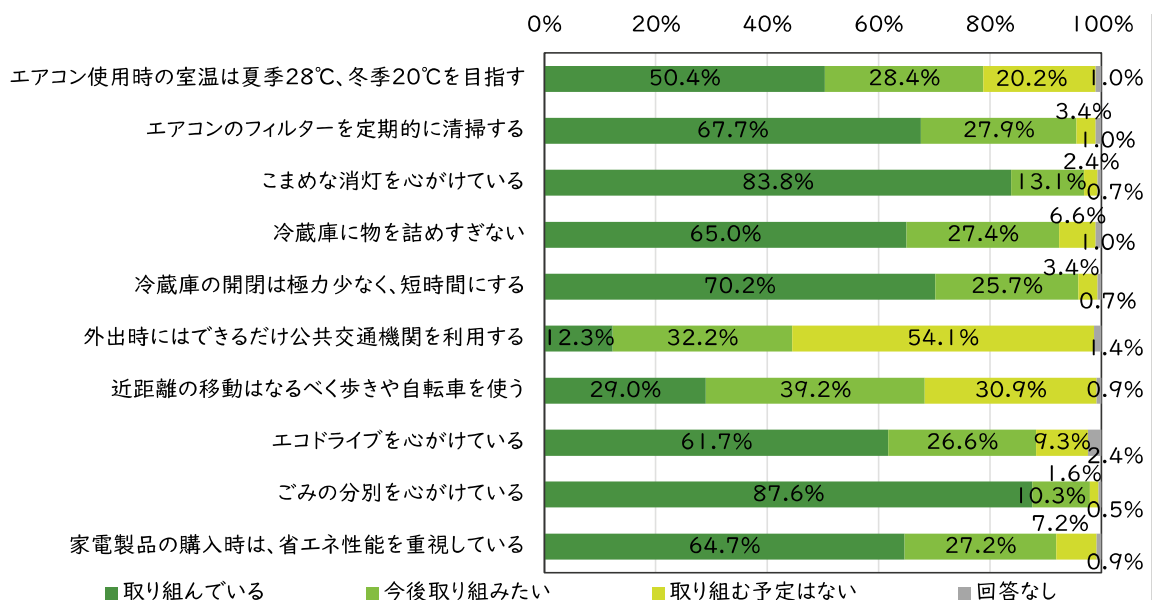
（1）住民アンケートの結果（一部抜粋）

ア 環境に配慮した取組について

取り組んでいる項目では、「ごみの分別を心がけている」が最も多く、次いで「こまめな消灯を心がけている」、「冷蔵庫の開閉は極力少なく、短時間にする」など、家庭内で実践しやすい節電行動が多く挙げられました。

一方、「取り組む予定はない」と回答した項目では、「外出時にはできるだけ公共交通機関を利用する」が最も多く、続いて「近距離の移動は歩きや自転車を使う」、「エアコン使用時の室温は夏季28℃、冬季20℃を目指す」など、生活習慣の見直しが必要となる行動が上位となりました。

また、「今後取り組みたい」と回答した方も一定数おり、関心自体は高い傾向にあります。これらの結果から、家庭内で実践しやすい取組は広く浸透している一方で、移動手段の転換など、行動の変化を伴う取組は実行に移りにくい状況がうかがえます。今後は、こうした「やりたい」と思う気持ちを「実際に取り組む」行動へとつなげるため、取組やすい環境整備や具体的な支援、動機付けの工夫が求められると考えられます。



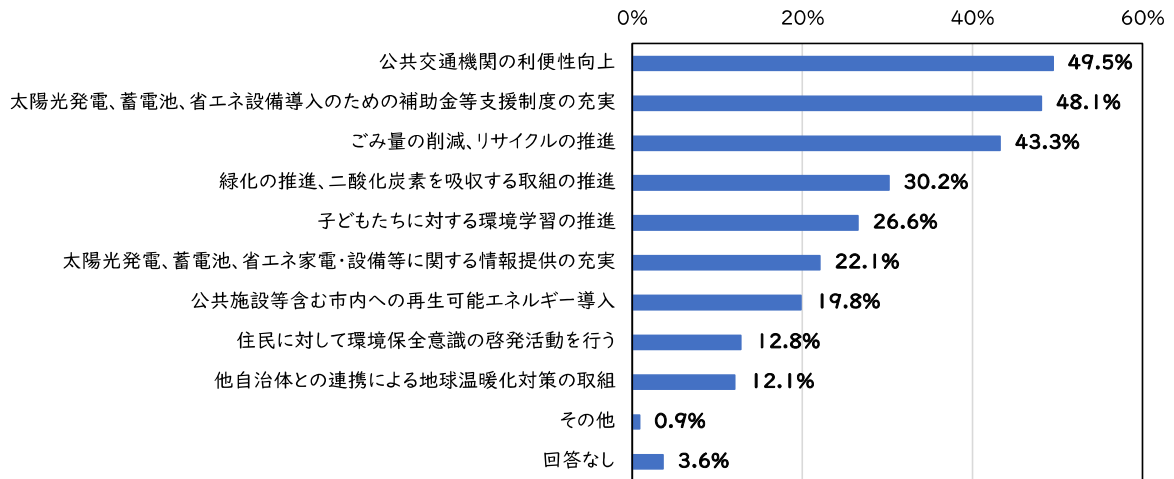
ウ 重要となる施策について

市に実施してほしい取組として「公共交通機関の利便性の向上」が最も多く、次いで「太陽光発電、蓄電池、省エネ設備導入のための補助金等支援制度の充実」、「ごみ量の削減、リサイクルの推進」が多い結果となりました。これらはいずれも市民生活に密接に関わる分野であり、利便性や経済性、身近さが重視されていることがうかがえます。

特に公共交通の利便性向上は、温室効果ガス削減と移動支援の両面で効果があり、優先的に取り組むべき施策といえます。

また、省エネ・再エネ設備への補助制度は個人の行動を後押しする手段として有効であり、情報提供や相談体制と合わせて充実させることが望めます。

さらに、ごみ削減・リサイクルは市民の関心が高く、既存の取組を広げていく余地があります。



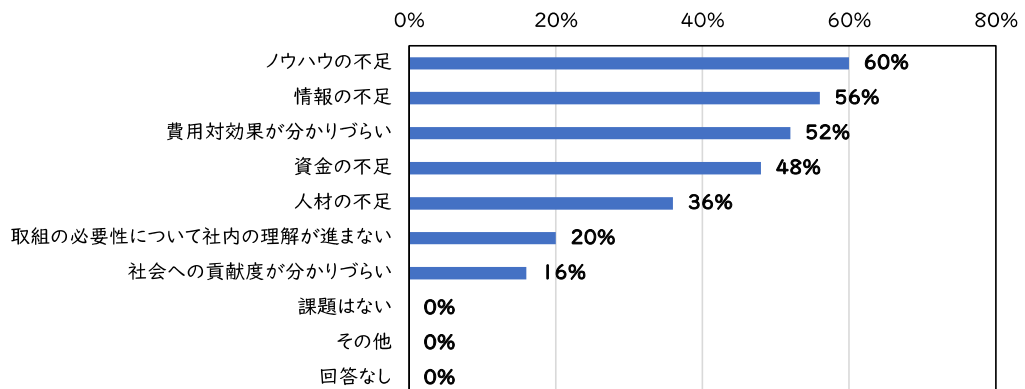
(2) 事業者アンケートの結果（一部抜粋）

ア 地球温暖化対策を進める上での課題について

地球温暖化対策を進める上での課題として、「ノウハウの不足」が最も多く挙げられ、続いて「情報の不足」、「費用対効果がわかりづらい」といった回答が多く見られました。これらはいずれも、取組の進め方や効果の把握に必要な知識や情報が十分でないことを背景とした課題であり、技術面・経営面の両面からの支援が求められていることを示しています。

また、「資金の不足」や「人材の不足」といった回答も多く、特に中小事業者では、予算や人員の制約が取り組みの障壁となっている状況がうかがえます。これらを踏まえ、今後は、①専門的ノウハウや実践事例の共有、②補助金や省エネ診断など制度情報の提供、③費用対効果を“見える化”する支援ツールの活用が有効と考えられます。

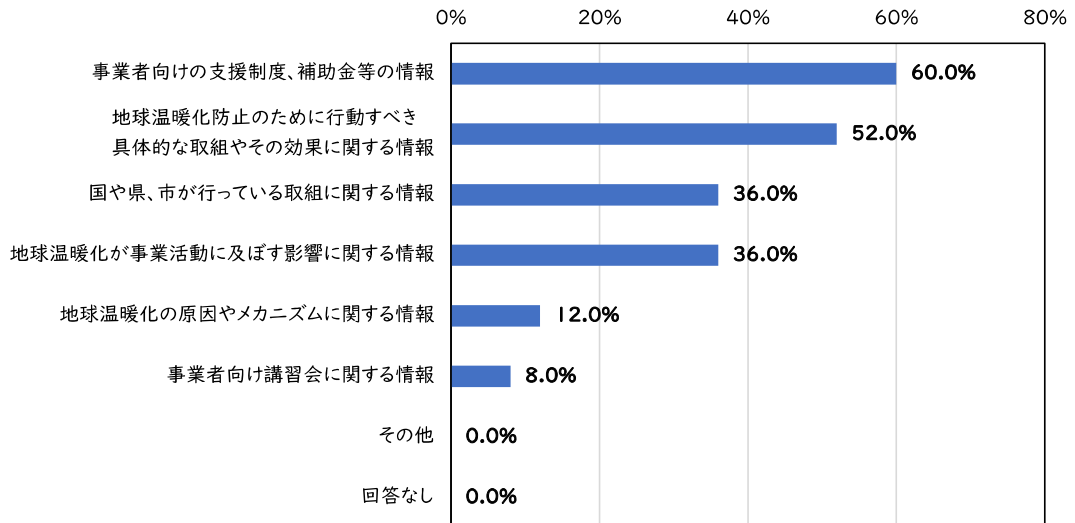
さらに、商工団体と連携し、事業者が段階的に取組を進められる相談・伴走支援体制を整えることで、ノウハウ・資金・人材不足を補う仕組みづくりが期待されます。



イ 事業者が求める情報について

事業者が求める情報として「事業者向けの支援制度、補助金等の情報」が最も多く、続いて「地球温暖化防止のために行動すべき具体的な取組やその効果に関する情報」、「国や県、市が行っている取組に関する情報」が多く挙げられました。事業者は、実際に取組を進める際に役立つ費用面の支援や、実践的な手法に強い関心を持っていることがわかります。

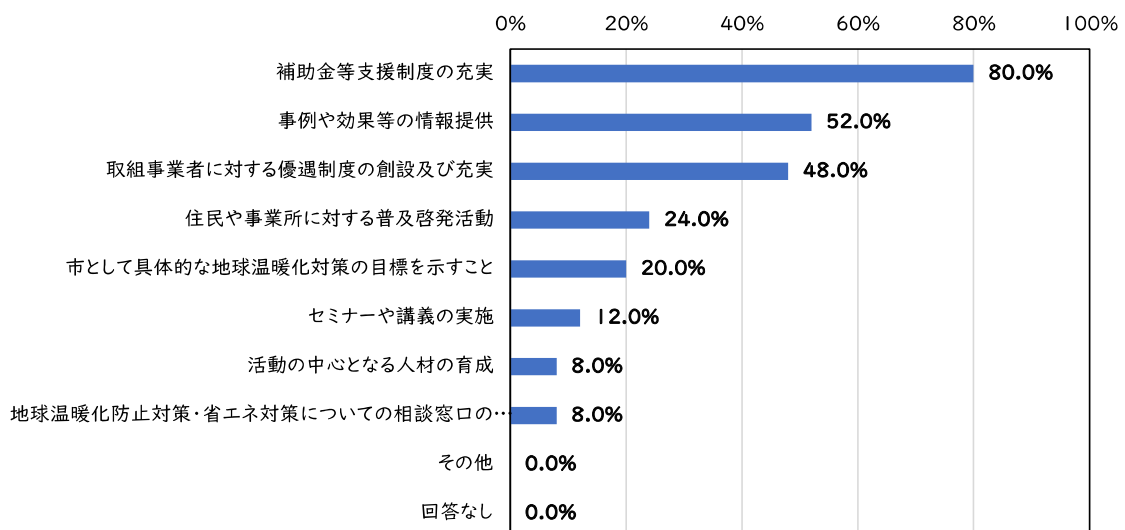
一方、基礎知識に関する情報の需要は比較的少なく、具体的な支援や実施事例の共有が求められていると考えられます。今後は、補助制度の分かりやすい発信や、中小事業者でも取り組みやすい事例の紹介、自治体・商工団体と連携した相談体制の整備が有効といえます。



ウ 市に行ってほしい取組について

市に行ってほしい地球温暖化対策としては、「補助金等支援制度の充実」が最も多く、続いて「事例や効果等の情報提供」、「取組事業者に対する優遇制度の創設及び充実」が多く挙げられました。事業者は、地球温暖化対策を進めるにあたり、経済的支援や具体的な成功事例の共有を求めていることがうかがえます。

このことから、市としては、補助金制度の情報提供や省エネ・再エネ導入事例の発信、取組事業者を評価・後押しする仕組みづくりなど、事業者が実際に取り組みやすくなる環境整備を進めていくことが重要と考えられます。



(3) 事業者ヒアリング(一部抜粋)

地球温暖化対策の実効性を高めるため、地域の事業者を対象にヒアリング調査を実施しました。

調査は、排出量の多い事業者を中心に実施し、エネルギー使用の現状や脱炭素に向けた取組状況、支援制度に対するニーズ等についてヒアリングを行いました。

ヒアリングの結果、特定排出事業者に選定されている大企業については、自社の方針や国・県制度を活用しながら、省エネやエネルギー管理の高度化を積極的に進めており、既に一定の取組が自走している状況が確認されました。

一方で、太陽光発電の導入については必ずしも積極的ではなく、事業活動との両立や敷地条件、費用対効果などから慎重な姿勢が見られました。こうした大企業からは、市に対して、個別支援よりも、国・県の補助金制度や市の省エネ・再エネ施策に関する情報共有を求める声を中心であり、企業同士の横連携を促すような環境整備への期待が示されました。

中小事業者では、脱炭素の必要性や具体的な取組内容に関する理解が十分とは言えず、特に人材や時間の確保が難しい事業者は取組が進みにくい状況が見受けられました。金融機関へのヒアリングでは、「カーボンニュートラルはコストである」と捉える事業者が依然として多いとの指摘もあり、取組の意義や効果が十分に伝わっていない現状が示されました。

このため、中小事業者においては、自治体・商工会・金融機関が連携し、セミナーの共催や補助制度の新設、伴走支援などを通じて、取組の初期段階から支援できる体制づくりが重要であると考えられます。

こうした声を踏まえ、市としては、事業者の規模や段階に応じ、情報提供・相談支援・連携の場づくりを中心とした環境整備を進めていくことが求められます。

3-6 課題のまとめと施策の方向性

本章で示した、地域特性、再生可能エネルギーの導入可能性、「地球温暖化についてのアンケート調査」の結果、そして事業者ヒアリングから、脱炭素の推進に向けたさまざまな課題が明らかになりました。これらの課題は、住民の生活習慣やエネルギー利用の状況、再エネ導入をめぐる地域的制約、行政施策への期待、さらには事業者の取組状況や支援ニーズなど、多岐にわたっています。本節では、これらの課題を総合的に整理したうえで、本市が今後重点的に取り組むべき施策の方向性を示し、地域全体で脱炭素化を進めるための道筋を明確にします。

課題		解決に向けた方向性	具体的な取組への展開(6章)
地域特性からの課題	農地の割合が大きく、活用できる面積が少ない	<ul style="list-style-type: none"> ● 農地が多く活用可能面積が限られる中でも、営農と発電を両立できるソーラーシェアリングなどの手法も含め、地域の特性に応じた再生可能エネルギーの導入を検討し、持続可能なエネルギー利用につながる方向性を探っていきます。 ● 猛暑日が増加する中で、健康被害の防止と生活環境の改善につながる行動を促し、地域全体で地球温暖化への備えを進められるよう努めていきます。 ● 自家用車への依存を見直し、徒歩や自転車など多様な移動手段を選択しやすい環境づくりを目指していきます。 ● 地域からエネルギー代金の流出を抑えるため、省エネの推進や再生可能エネルギーの地産地消を進め、地域内でエネルギーが循環する仕組みづくりを検討していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生可能エネルギー由来電力への切替促進 ● 遊休地や未利用エネルギー等の活用検討 ● 環境学習機会の提供・支援 ● 公共交通機関等の利用促進 ● ゼロカーボンドライブの促進 ● 太陽光発電設備、蓄電池、太陽熱設備の導入拡大
	近年猛暑日が急増しており、住民の健康リスクが脅かされている		
	移動時の自家用車への依存度が高い		
	地域におけるエネルギー代金が約29億円流出している		
再生可能エネルギーポテンシャルからの課題	限られた面積の中で再生可能エネルギーの導入ポテンシャルが小さい	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生可能エネルギーの導入余地が限られる中では、建物への太陽光発電や太陽熱など、比較的導入しやすい建物系再エネを中心に進めていき 	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">再生可能エネルギー ポテンシャルからの課題</p>	<p>地中熱のポテンシャルは大きいものの、導入費用が高く活用が難しい</p>	<p>ます。また、地中熱については費用面等の課題から無理のない範囲での活用を検討していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 次世代太陽電池など新たな再エネ技術の動向を注視し、将来的な活用可能性を探っていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生可能エネルギー由来電力への切替促進 ● 遊休地や未利用エネルギー等の活用検討 ● 太陽光発電設備、蓄電池、太陽熱設備の導入拡大
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">住民・事業者アンケートからの課題</p>	<p>家庭内の省エネ行動は浸透している一方で、徒歩・自転車・公共交通の利用など、生活習慣の変更を伴う取組は実践が進みにくい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活習慣の見直しが必要となる行動は実践が進みにくいいため、徒歩・自転車・公共交通などを選びやすい環境整備を進め、移動手段の転換につながる行動変容を促していきます。 ● 取組意向を実際の行動につなげるために、取り組みやすさを高める仕組みや動機づけを強化し、「やりたい」を「できる」に変える環境づくりを進めていきます。
<p>省エネ行動は取り組まれている割合が高いものの「今後取り組みたい」と回答した人が多い</p>		<ul style="list-style-type: none"> ● 再エネ導入支援や暑さ・大雨への備え、環境教育など、生活に直結する分野での要望が高いため、分かりやすい情報提供や参加機会の拡充を通じて、市民が学び・備え・行動できる環境を整えていきます。 	
<p>再エネ支援・気候変動対策・環境教育などへのニーズが高い</p>		<ul style="list-style-type: none"> ● 移動のしやすさや家計負担の軽減につながる施策への要望が大きいため、公共交通の利便性向上と、省エネ・再エネ設備導入を後押しする補助制度等の情報発信などを積極的におこない、生活の質と脱炭素の両立を図ります。 	
<p>公共交通の利便性向上や補助制度の充実が求められている</p>			
<p>事業者はノウハウや情報が不足している</p>			

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">住民・事業者アンケートからの課題</p>	<p>補助金情報・制度創設・優遇制度へのニーズが高い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者が脱炭素に取り組む際に必要な知識が不足している状況を踏まえ、実践事例や制度情報の提供、商工団体との連携による相談体制など、取り組みやすい環境づくりを進めていきます。 ● 補助金や支援制度に関する情報、取組事業者への優遇制度など具体的な支援へのニーズが大きいため、制度の分かりやすい発信や優遇制度の検討を進め、事業者が取り組みを進めやすくなる環境を整えます。 	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">事業者ヒアリングからの課題</p>	<p>大企業では制度情報の共有を求める声が多い</p> <p>中小企業者では脱炭素の理解やノウハウが不足し、「コスト負担」への懸念も強く、資金・人材面の制約から取組が進みにくい</p> <p>補助制度や優遇措置へのニーズが高く、支援体制の強化が求められる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 大企業に対しては制度情報の共有や横展開の促進など、連携の場づくりを中心に支援していきます。 ● 中小企業者に対しては、商工会や金融機関と協力し、脱炭素の必要性や効果が伝わるセミナーの開催、補助制度の周知・拡充、伴走型の相談体制の整備など、初期段階から取り組みやすくなる環境づくりを進めていきます。 ● 事業者全体が自社の状況に応じた脱炭素行動を選択・実施できるような支援体制を構築していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 他自治体・教育機関・企業との連携 ● 建築物の省エネ促進 ● 省エネ設備の導入促進 ● エネルギー消費量の見える化の促進 ● 脱炭素経営への移行促進

第4章

温室効果ガス排出量の現況把握と将来推計

4-1 温室効果ガス排出量の現況推計

(1) 温室効果ガス排出量の現況推計の考え方

温室効果ガス排出量の現況推計は、本計画の対象部門・分野の温室効果ガスについて、環境省が地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトにて公表している「自治体排出量カルテ」に掲載された値をもとに、アンケート結果を盛り込んだ本市独自の推計値である「現況排出量独自推計値」を算出しました。

この「現況排出量独自推計値」は、「自治体排出量カルテ」が国や都道府県の排出量から人口等統計値に基づく按分によって算出されているのに対し、アンケートに基づく住民や事業者のエネルギー使用量の実態を反映したものであり、より正確に本市の排出量を表していると考えられます。今後も進捗管理の際にアンケート等を実施することにより、削減努力の成果を反映することが可能です。

なお、自治体排出量カルテで使用されている現況推計の算出方法は、排出される二酸化炭素排出量が活動量に比例すると仮定し、都道府県の活動量あたりの二酸化炭素排出量に市区町村の活動量を乗じて推計されています。

(2) 温室効果ガス排出量の現況推計

本市の温室効果ガス排出量の状況は以下のとおりです。本市における令和4(2022)年度の排出量は284,233t-CO₂で、全体として平成25(2013)年度(基準年度)から15.6%減少しています。

全体を見ると増加したのは廃棄物分野のみで、その他の部門では全て減少しています。家庭部門の排出量が一番大きな割合を占めており、次いで産業部門の製造業、運輸部門の旅客となっています。家庭部門の排出量に関しては、基準年度と比較しても4.9%の減少にとどまっているため、重点的に施策の検討を進めていく必要があります。

表4-1 基準年度及び現況年度の排出量等の状況

区分		2013年度(基準年度)			2022年度(現況年度)				
		活動量	単位	排出量 (tCO ₂ /年)	活動量	単位	排出量 (tCO ₂ /年)	基準年度比	
産業部門	製造業	730	億円	81,536	952	億円	66,423	81.5%	
	建設業・鉱業	1,617	人	3,442	1,128	人	2,471	71.8%	
	農林水産業	122	人	4,474	123	人	2,349	52.5%	
業務その他部門		13,194	人	70,611	12,983	人	47,971	67.9%	
家庭部門		52,435	人	79,009	55,518	人	75,162	95.1%	
運輸部門	自動車	旅客	32,289	台	59,097	36,389	台	52,055	88.1%
		貨物	6,618	台	33,059	6,671	台	30,532	92.4%
廃棄物分野	一般廃棄物			5,484			7,271	132.6%	
合計				336,712			284,233	84.4%	

※2022年度(現況年度)は自治体排出量カルテにアンケート結果を加味した値。

※活動量のデータは、産業部門・業務その他部門は「経済センサス活動調査」、家庭部門は「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」、運輸部門は「自動車保有車両数統計電子データ版」のもの。

※一般廃棄物については、活動量としてCO₂排出量を用いる。

※端数処理の都合により、内訳の合計と総数が一致しないことがあります。

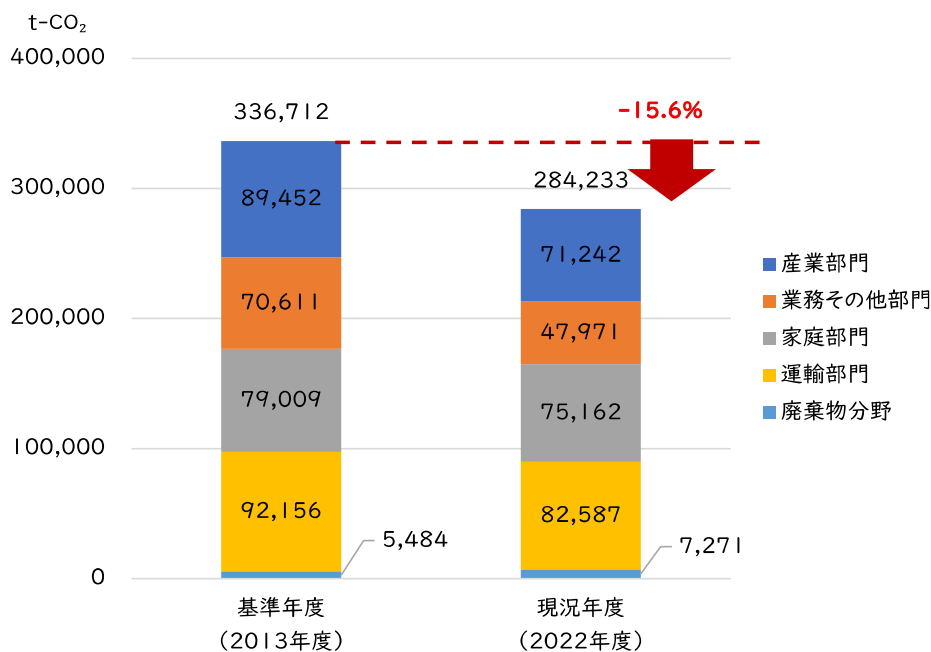


図4-1 温室効果ガス排出量の現況

4-2 温室効果ガス排出量の将来推計

(1) 温室効果ガス排出量の将来推計の考え方

温室効果ガス排出量の将来推計は、基準年度の排出量から、人口減少や製造品出荷額の増減等の活動量変化を考慮した場合の将来推計結果（現状すう勢：BAU）をもとに、①本計画で予定する施策に基づく省エネルギー対策が各主体で実施された場合の削減量（追加的削減量）を算出します。

また、②吸収源及び③再生可能エネルギーの導入による削減量を算出します。以上を総合的に踏まえた値で、令和12（2030）年度及び令和32（2050）年度の温室効果ガス排出量を推計します。

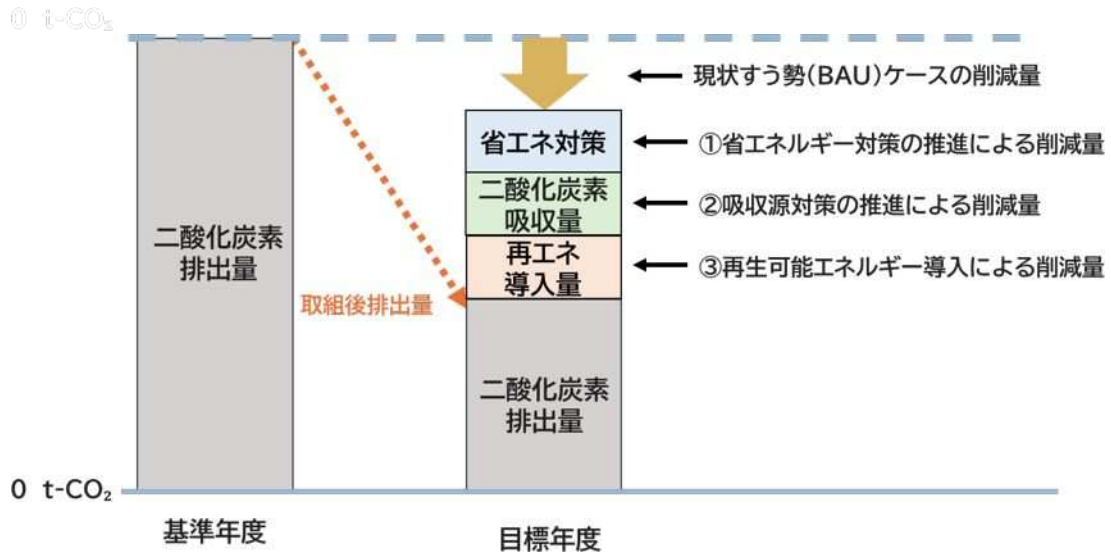


図4-2 将来推計の考え方のイメージ

(2) 現状すう勢における温室効果ガス排出量の将来推計（BAU）

本市における将来の温室効果ガス排出量について、今後追加的な対策を見込まないまま、市の世帯数や産業等における活動量の変化に基づく排出量を推計した結果（現状すう勢における将来推計結果）を示します。

なお、活動量の変化については、各活動項目について現況年度（令和4（2022）年度）を起点に過去10年間の実績を整理し、各将来推計年度の活動量を算定しました。人口については、瑞穂市第3次総合計画の数値と整合を図っています。

また、令和12（2030）年度の電力排出係数については国の「地球温暖化対策計画」において示されている0.000253t-CO₂/kWhを、令和32（2050）年度の電力排出係数については国の「第7次エネルギー基本計画」において示されている0.00004t-CO₂/kWh（革新技术拡大シナリオ）を用いています。

推計の結果、令和12（2030）年度の排出量は241,775t-CO₂、令和32（2050）年度の排出量は177,985t-CO₂と算出されました。

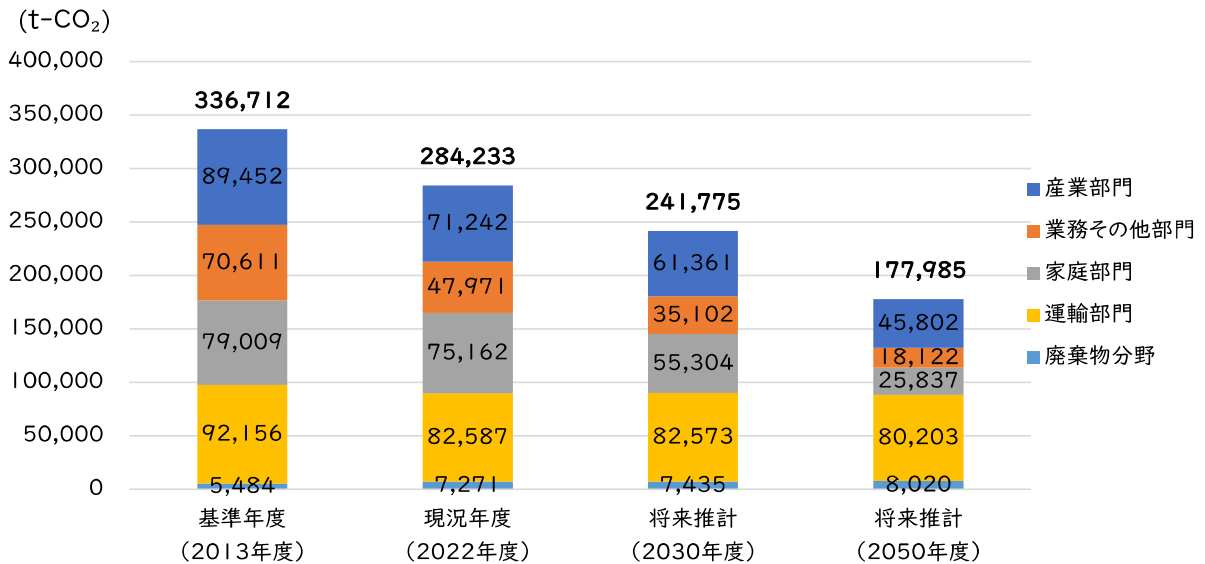
表4-2 活動量の将来変化

区分		活動項目	単位	基準年度 2013年度	現況年度 2022年度	将来推計 2030年度	将来推計 2050年度	
産業部門	製造業	製造品出荷額	億円	730	952	1,013	1,074	
	建設業・鉱業	従業員数	人	1,617	1,128	1,075	927	
	農林水産業	従業員数	人	122	123	121	121	
業務その他部門		従業員数	人	13,194	12,983	13,113	13,074	
家庭部門		人口	人	52,453	55,518	57,267	54,550	
運輸部門	自動車	旅客	保有台数	台	32,289	36,389	36,326	34,602
		貨物	保有台数	台	6,618	6,671	6,688	6,709
廃棄物分野	一般廃棄物	CO ₂ 排出量	千トン	5	7	7	8	

表4-3 温室効果ガス排出量の将来推計（現状すう勢ケース）（単位 t-CO₂）

区分	基準年度 2013年度	現況年度 2022年度	将来推計 2030年度	将来推計 2050年度
産業部門	89,452	71,242	61,361	45,802
業務その他部門	70,611	47,971	35,102	18,122
家庭部門	79,009	75,162	55,304	25,837
運輸部門	92,156	82,587	82,573	80,203
廃棄物分野	5,484	7,271	7,435	8,020
合計	336,712	284,233	241,775	177,985

※ 端数処理の都合により、内訳の合計と総数が一致しないことがあります。



※吸収量については、整備等の対策が講じられている状態において発生するものであるため、現状のまま対策を講じないケース（BAU ケース）には含まないこととします。

図4-3 温室効果ガス排出量の将来推計（現状すう勢ケース）

(3) 脱炭素シナリオ(対策を実施した場合)の将来推計

省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入等、脱炭素に向けて対策を実施した場合の温室効果ガス排出量について、以下の要素を踏まえて推計しました。

要素① 省エネルギー対策の推進 (表4-4参照)

ZEB、ZEH 等の建築物・住宅における省エネルギー化、高効率給湯器や高効率空調等の省エネルギー設備の導入、LED 照明や省エネ家電の導入、次世代自動車への切替等、国が「地球温暖化対策計画」において掲げる取組による削減見込量から、本市の活動量比に応じて削減目標量を算出しました。

要素② 吸収源対策の推進 (表4-5参照)

植物は光合成により大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素として蓄えることで成長するとともに、酸素を放出しています。

二酸化炭素吸収量の算定に当たっては、「低炭素まちづくり計画作成マニュアル別冊」に基づき、市域における都市緑化面積に吸収係数(1.54 t-CO₂/ha・年)を乗じて算出しました。

要素③ 再生可能エネルギーの導入 (表4-6参照)

市域への太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入による削減見込量を算出します。

導入量の算出にあたっては、第3章に記載の本市の地域特性、再生可能エネルギー導入ポテンシャルの調査結果及びアンケート結果を踏まえ、再生可能エネルギーの種別ごとに導入量を設定しました。

導入量の内訳は第5章に示します。

要素④ その他技術革新等

目標達成に向けては、要素①から③に基づく取組を着実に推進することに加え、次世代太陽電池の導入や技術革新、再生可能エネルギープランの導入など、今後の社会情勢や技術動向を踏まえた新たな対策の実施が重要となります。このため、これら将来的な取組を要素④として整理・換算しています。

以上のとおり、本市の脱炭素シナリオは、要素①から④の考え方に基いて整理しています。

これらの要素については、第6章において、分野別の具体的な施策として展開していきます。また、(4)市における温室効果ガス排出量の将来推計まとめでは、これらの取組を実施した場合を想定し、排出量の将来推計を示します。

本市では、これらの推計結果を踏まえながら、施策の進捗管理や今後の見直しに活用していくこととします。

要素①省エネルギー対策の推進における令和12(2030)年度の削減目標量を示します。

なお令和32(2050)年度の削減量に関しては、技術革新や社会経済状況の変化など不確実性が大きいことから、数値としての記載は行わず、算定結果は目標設定の参考として活用するものとします。

表4-4 省エネルギー対策の削減目標量 (単位:t-CO₂)

部門・分野	主な対策内容	削減目標量 (t-CO ₂)	合計(t-CO ₂)
産業部門	高効率空調の導入	203	3,357
	産業HP(ヒートポンプ)の導入	473	
	産業用照明の導入	862	
業務その他部門	業務用給湯器の導入	376	8,178
	高効率照明の導入	1,791	
	トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	2,452	
	BEMSの活用、省エネルギー診断等による徹底的なエネルギー管理の実施	1,717	
	クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進	23	
家庭部門	住宅の省エネルギー化(新築)	2,359	9,188
	住宅の省エネルギー化(改修)	848	
	高効率給湯器の導入	3,417	
	高効率照明の導入	2,477	
	浄化槽の省エネルギー化(一般住宅)	19	
	浄化槽の省エネルギー化(マンション)	28	
	クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進	22	
	家庭エコ診断	19	
運輸部門	次世代自動車の普及、燃費改善	14,260	18,788
	公共交通機関の利用促進	864	
	自転車の利用促進	149	
	エコドライブ	3,514	
廃棄物分野	プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進	24	3,404
	バイオマスプラスチック類の普及	795	
	廃プラスチックのリサイクルの促進	2,435	
	家庭における食品ロスの削減	151	
産業・業務横断部門	建築物の省エネルギー化(新築)	2,692*	産業・業務その他 部門へ
	建築物の省エネルギー化(改修)	946*	
		合計	42,916

※ 端数処理の都合により、内訳の合計と総数が一致しないことがあります。

※ 削減量は、推計上、産業部門及び業務その他部門に按分して計上しています。

要素②吸収源対策の推進における令和12(2030)年度の削減目標量を示します。

本市における二酸化炭素吸収量は、緑地現況量(公園や公共施設緑地等)に吸収係数(1.54 t-CO₂/ha・年)を乗じて推計しました。なお、本市には森林が存在しないため、吸収源としては都市緑化を対象として算定しています。

表4-5 吸収源対策の削減目標量

項目	数値	単位	備考
緑化面積(都市公園、公共施設等)	958	ha	市域の緑地現況量(瑞穂市緑の基本計画より)
吸収係数	1.54	t-CO ₂ /ha・年	「低炭素まちづくり計画作成マニュアル別冊」に基づく
年間吸収量	1,475	ha	緑化面積×吸収係数

要素③再生可能エネルギーの導入における令和12(2030)年度の削減目標量を示します。

本市における削減目標量は、太陽光発電の導入により系統電力の使用に伴う二酸化炭素排出量が削減されるものとし、太陽光発電の導入目標(発電量)に基づいて削減量(t-CO₂)を推計しました。導入目標は、建物に設置する太陽光発電(建物系)と、土地等に設置する太陽光発電(土地系)に区分して整理しています。なお、本推計は現時点で想定し得る導入可能性を踏まえた試算であり、今後の制度動向や技術革新、電力の排出係数の変動、導入コストの変化等により、削減量は変動する可能性があります。

表4-6 再生可能エネルギー導入による削減目標量

エネルギー種別	発電量目標(MWh/年)	削減量(t-CO ₂)
太陽光(建物系)	7,235	3,046
太陽光(土地系)	936	394
合計	8,171	3,440

(4) 市における温室効果ガス排出量の将来推計まとめ

前述(2)、(3)を踏まえて推計した令和12(2030)年度及び令和32(2050)年度の温室効果ガス排出量の見込みは以下のとおりです。それぞれ181,825t-CO₂、0t-CO₂であり、基準年度比(平成25(2013)年度比)で46%、100%の削減が見込まれます。

表4-7 温室効果ガス排出量の将来推計（単位:t-CO₂）

区分	基準年度 2013年度	現況年度 2022年度	将来推計 2030年度		将来推計 2050年度	
			排出量	2013年度比 増減率	排出量	2013年度比 増減率
産業部門	89,452	71,242	61,361	-31.4%	45,802	-48.8%
業務その他部門	70,611	47,971	35,102	-50.3%	18,122	-74.3%
家庭部門	79,009	75,162	55,304	-30.0%	25,837	-67.3%
運輸部門	92,156	82,587	82,573	-10.4%	80,203	-13.0%
廃棄物分野	5,484	7,271	7,435	35.6%	8,020	46.2%
排出量合計	336,712	284,233	241,775	-28.2%	177,985	-47.1%
省エネルギー対策 の推進			-42,916		-62,210	
吸収源対策の推進			-1,475		-1,475	
再生可能 エネルギー導入			-3,440		-24,482	
その他技術革新等			-12,119		-89,817	
削減量合計			-59,951		-177,985	
合計	336,712	284,233	181,825	-46.0%*	0	-100.0%*

※ 端数処理の都合により、内訳の合計と総数が一致しないことがあります。

※1 合計欄の「2013年度比増減率」は、2013年度（基準年度）の合計排出量に対する、2030年度（または2050年度）の合計排出量の増減率を示しています。各部門の増減率を合算したものではありません。

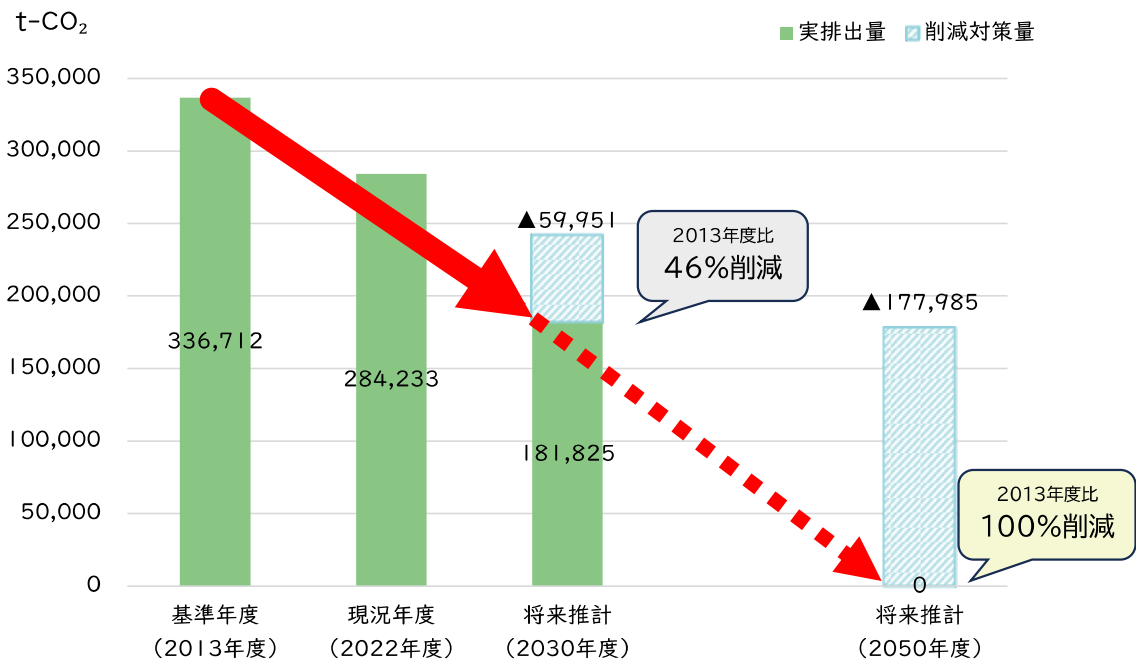


図4-4 温室効果ガス排出量の将来推計のまとめ

第5章 将来像と計画の目標

5-1 目指すべき将来像

地球環境にやさしい持続可能なまちを次の世代に引き継ぐために、市民、事業者、行政が連携を図り、ゼロカーボンシティの実現を目指す必要があります。

各主体が同じ方向に向かい取組を推進するため、将来像として「みんなで環境を守り育て 笑顔あふれるウェルビーイングな都市」を掲げました。

本計画の施策を連動的に推進し、各数値目標を達成することで、将来像の実現を目指すとともに、地域課題の同時解決を図り、SDGsの達成にも寄与します。

将来像

みんなで環境を守り育て 笑顔あふれるウェルビーイングな都市

5-2 地域課題同時解決の考え方

国の第六次環境基本計画では、環境政策の目指すところは、「環境保全上の支障の防止」及び「良好な環境の創出」からなる環境保全と、それを通じた「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上昇」であるとされ、「ウェルビーイング／高い生活の質」が環境・経済・社会の統合的向上の共通した上位の目的として設定されています。

また、地方公共団体は、地球温暖化対策のみならず、人口減少や少子高齢化への対応、地域経済の活性化等、様々な社会経済に関する課題を抱えていることから、これらの課題を複合的に解決していくことが求められています。本市においても、地球温暖化対策と併せて地域の諸課題を解決することを念頭に施策を推進し、SDGsへの貢献、住民の「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を目指します。




図5-1 「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現イメージ


5-3 温室効果ガス排出量削減目標

国の「地球温暖化対策計画」では中期目標として、令和12(2030)年度において、温室効果ガスを平成25(2013)年度から46%削減する旨が示されています。

第4章における温室効果ガス排出量の推計結果及び国の目標を踏まえ、本市における温室効果ガス削減目標を以下のとおり定めます。



2030年度までに、2013年度比で **46%**削減を目指します。



令和32(2050)年度までのできるだけ早期に、**温室効果ガス排出量実質ゼロ**の実現を目指します。

＼ 目標達成に向け、地球温暖化の問題を自分ごととして捉え、行動を起こしましょう！ ／

電気を上手に使うための「蓄電池」の役割

電気は、水やガスのように大量にためておくことが難しいエネルギーであり、常に「使う量」と「つくる量」のバランスを保つ必要があります。このバランスが崩れると、周波数の変動などにより、停電等のトラブルにつながるおそれがあります。

これまで電気の需給バランスは主に大規模な発電所の調整によって保たれてきましたが、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入が進むにつれ、天候や時間帯による発電量の変動が大きくなっています。

こうした中で重要な役割を果たすのが蓄電池です。蓄電池は、昼間の余剰電力をためて夕方や夜間に活用することで、再生可能エネルギーを無駄なく使い、電力の需給バランスの安定化に寄与します。また、停電時の非常用電源としても活用でき、防災面での効果も期待されます。

本市では、再生可能エネルギーの導入にあたって、太陽光発電の導入に偏ることなく、蓄電池を組み合わせた取組についても重要な要素として位置づけています。


一方で、蓄電池の導入や維持には一定の費用がかかることから、設置場所や規模、活用方法を慎重に検討する必要があります。本市では、国の動向や技術の進展、他自治体の事例を踏まえながら、まずは公共施設等を中心に、蓄電池の活用可能性について調査・検討を進めていきます。あわせて、価格動向や技術の進歩を踏まえ、費用対効果の観点から定期的な見直しを行うこととします。

5-4 再生可能エネルギー導入目標

前述の温室効果ガス削減目標達成とともに、市内におけるエネルギー需要を再生可能エネルギーで賄うことでエネルギーの地産地消による地域経済の活性化を目指すため、以下のとおり再生可能エネルギー導入目標を設定しました。



令和 12 (2030) 年度導入目標 : 8,171 MWh/年 (電気)



令和 32 (2050) 年度導入目標 : 56,930 MWh/年 (電気)
4,405 GJ/年 (熱)

表5-1 再生可能エネルギー導入目標の内訳(電気)

エネルギー種別	導入目標(MWh/年)		2050年度の実現イメージ
	2030年度	2050年度	
太陽光(建物系)	7,235	52,250	今後見込まれる新築建物を中心に、設置可能な屋根において太陽光発電設備が設置されている。
太陽光(土地系)	936	4,680	設置可能な土地の約10%に太陽光発電が設置されている。
合計	8,171	56,930	—

表5-2 再生可能エネルギー導入目標の内訳(熱)

エネルギー種別	導入目標(GJ/年)		2050年度の実現イメージ
	2030年度	2050年度	
太陽熱	—	4,405	本市の約2.1%の世帯が太陽熱利用設備を導入している。
合計	—	4,405	—

第6章 目標達成に向けた施策

6-1 施策の体系図

みんなで環境を守り育て 笑顔あふれるウェルビーイングな都市

【基本方針】

1
省エネルギー
対策の推進

2
再生可能
エネルギーの
普及拡大

3
総合的な地球
温暖化対策

【施策】

1
暮らしにおける省エネルギー対策

2
事業活動における省エネルギー対策

3
地域における省エネルギー対策

1
公共施設等への
率先的な再生可能エネルギー導入

2
市内への
再生可能エネルギー導入・活用推進

1
吸収源対策

2
ごみの減量化・資源化の促進

3
基礎的施策の推進

【具体的な取組】

住宅の省エネ促進/省エネ機器の導入促進/エネルギー消費量の見える化の促進/脱炭素型ライフスタイルへの移行促進

建築物の省エネ促進/省エネ設備の導入促進/エネルギー消費量の見える化の促進(再掲)/脱炭素経営への移行促進

公共交通機関等の利用促進/ゼロカーボンドライブの促進/公共施設の省エネ化推進/コンパクトな脱炭素型まちづくりの推進

太陽光発電設備、蓄電池等の導入拡大/再生可能エネルギー由来電力の導入

太陽光発電設備、蓄電池、太陽熱設備の導入拡大/再生可能エネルギー由来電力への切替促進/遊休地や未利用エネルギー等の活用検討

緑化の推進/建築への木材利用推進

家庭ごみ・事業ごみの削減/食品ロス削減の推進/資源の有効活用促進/環境配慮型商品の普及促進

環境学習機会の提供・支援/他自治体・教育機関・企業との連携

6-2 施策の推進

本計画の目標実現に向けた施策について、基本方針ごとに具体的な取組を示します。

行政が旗振り役となり、率先して施策を推進するとともに、住民、事業者と協働し、一丸となって脱炭素化を進めます。

基本方針Ⅰ 省エネルギー対策の推進

私たちの日常生活に欠かすことのできない電気、ガス等はもちろん、現代社会の基礎になっている運輸、通信等はすべてエネルギーを利用しています。脱炭素に向けて、まずは、エネルギー消費量を減らす、いわゆる省エネルギー対策を推進し、温室効果ガスの大部分を占めるエネルギー起源の二酸化炭素排出量を削減する必要があります。

省エネルギー対策には、こまめに電源を切るなどの身近な取組から、省エネタイプの設備・機器を導入するといった費用がかかるものまで幅広くあります。

まずは、一人一人が省エネルギー対策を意識し、できることから実践することが大切です。

施策Ⅰ 暮らしにおける省エネルギー対策

省エネルギー性能に優れた新築住宅、リフォームの普及を進めるとともに、エネルギー使用量を把握し、適切な省エネ手法について情報提供や支援を行うことにより、エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換を促進します。

1-1 住宅の省エネ促進

重点施策



市	<ul style="list-style-type: none"> ● 新築の住宅における ZEH について普及啓発する。 ● 地域の施工事業者等と連携し、設計・施工に関する情報提供や研修機会、相談体制の充実等により、地域事業者の対応力向上の支援を検討する。 ● 住宅の高気密・高断熱化等の省エネ化に関する効果や補助制度について情報提供する。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の住宅について、二重窓をはじめとした断熱化や設備の高効率化等の省エネ改修の実施を検討する。 ● 住宅の新築にあたっては、ZEH を検討する。 ● すだれや遮熱性の高いカーテンを活用する。

1-2 省エネ機器の導入促進

重点施策



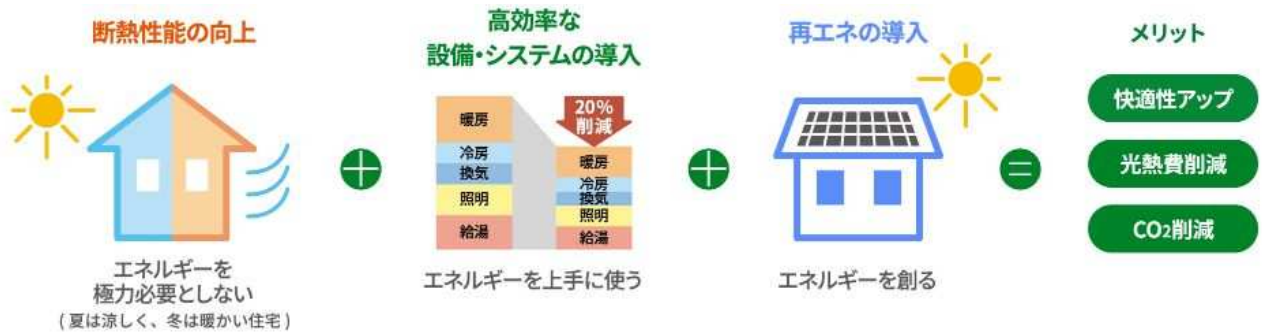
市	<ul style="list-style-type: none"> ● 高効率の空調設備、照明機器、給湯器等について情報提供する。 ● 機器導入にかかる補助について情報提供する。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 古くなった家電を省エネルギー製品に買い替える。

1-3 エネルギー消費量の見える化の促進

市	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜県内の家庭を対象とした二酸化炭素排出削減量が見える化する「ぎふエコアクション」の周知を図り、エネルギー消費量や二酸化炭素排出量の見える化を促進する。 HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）の情報提供を行う。
市民	<ul style="list-style-type: none"> 家庭で使用する電気、ガス、灯油、ガソリン等の使用量から二酸化炭素排出量を計算し、記録する環境家計簿に取り組む。 「ぎふエコアクション」へ積極的に参加する。 家庭でのエネルギー使用状況が見える化し管理するためのシステムであるHEMSの導入を検討する。

1-4 脱炭素型ライフスタイルへの移行促進

市	<ul style="list-style-type: none"> 「デコ活」の普及啓発を行う。
市民	<ul style="list-style-type: none"> デコ活アクションを実践する。 無理のない範囲で節電・節水を心がける。

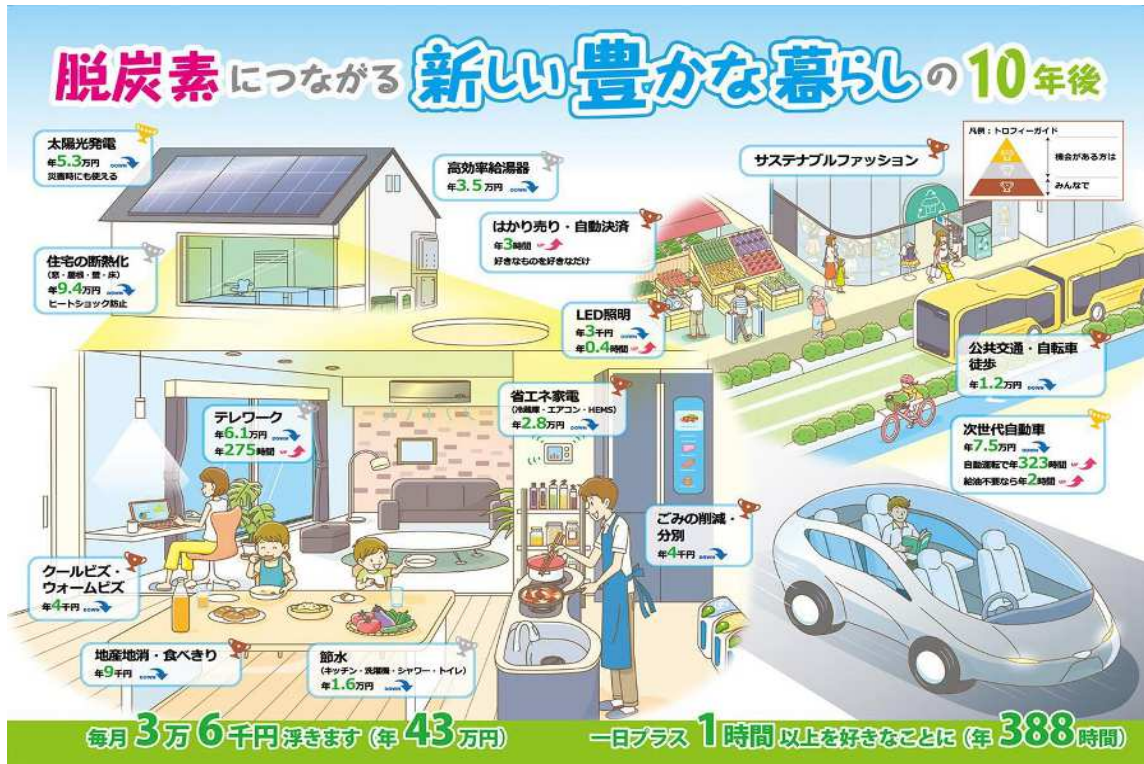


出典：環境省「住宅脱炭素 NAVI」

図6-1 ZEH のイメージ図

コラム:デコ活

「デコ活」とは、二酸化炭素(CO₂)を減らす(Decarbonization)と、環境に良い(ec o)を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉で、令和32(2050)年カーボンニュートラル及び令和12(2030)年度削減目標の実現に向けて、CO₂などの温室効果ガスの排出量削減のために、国民・消費者行動変容、ライフスタイル変革を後押しするための新しい国民運動です。「デコ活」の推進により、住民の行動変容、ライフスタイル変革を後押し、炭素社会の実現を目指します。



出典:環境省「デコ活」

施策 2 事業活動における省エネルギー対策

事業者に対して、情報提供、普及啓発を行うことにより、省エネ性能に優れた建築物の普及を進めるとともに、エネルギー使用量の把握や省エネルギー性能の高い設備、機器の自主的かつ計画的な導入を促進します。

2-1 建築物の省エネ促進

重点施策



市	<ul style="list-style-type: none"> ● 新築建築物における ZEB について情報提供する。 ● 建物の高断熱化等の省エネ化に関する効果や補助制度について情報提供する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存のオフィス、事務所について、省エネ改修の実施を検討する。 ● オフィスや事務所等の新築にあたっては、ZEB を検討する。

2-2 省エネ設備の導入促進

重点施策



市	<ul style="list-style-type: none"> ● 高効率換気空調設備、高効率照明機器等の省エネ性能の高い設備・機器導入について情報提供する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 古くなった照明や空調機器を省エネ性能の高いものに更新する。 ● 小売事業者の場合、統一省エネラベルの表示に努める。

2-3 エネルギー消費量の見える化の促進

市	<ul style="list-style-type: none"> ● エネルギー消費量や二酸化炭素排出量の見える化を促進する。 ● BEMS (ビルエネルギーマネジメントシステム) の情報提供を行う。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎月の請求書に記載してある電気使用量やガス使用量などをグラフ化して、増減の要因を確認しながら、使用量の見える化と管理を行う。 ● 個々の設備のエネルギー使用状況 (定格電力、使用時間など) を把握して、エネルギー使用量の大きな設備から優先的に省エネ対策の実施を検討する。 ● BEMS の導入について検討し、オフィス内のエネルギー消費の傾向把握や管理の高度化に努めます。

2-4 脱炭素経営への移行促進

重点施策



市	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般財団法人「岐阜県公衆衛生検査センター」が推進する省エネ診断等のサービスについて情報提供を行う ● 金融機関や商工会と協力し、セミナーの開催を検討する。 ● 脱炭素経営に関する支援や補助制度についての情報を提供する。 ● 温室効果ガス排出量の把握、削減目標や計画策定に関する支援を検討する。 ● 脱炭素経営に取り組む事業者の意欲向上と取組の横展開を図るため、先進的な取組を行う市内事業者を表彰する制度の導入を検討する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 省エネ診断等を受診し、省エネ機器の設置や設備機器の見直し等を行う。

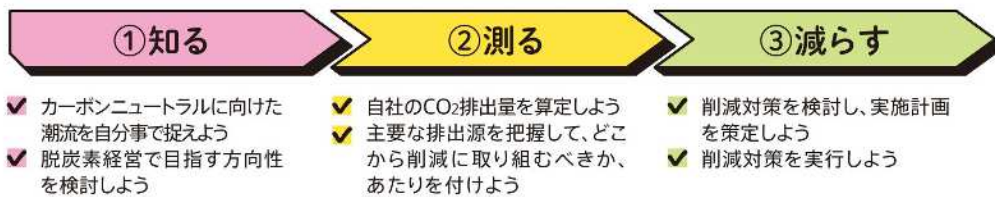
- 温室効果ガス削減計画の策定等により、脱炭素経営を実践する。
- ISO14001、エコアクション21等の環境マネジメントシステム導入を検討する。
- 事業で排出する温室効果ガスの状況や環境報告書等の作成・公開を検討する。
- サプライチェーン排出量の算定に取り組み、可能な範囲で把握に努める。
- 岐阜県が実施する「ぎふ、SDGs推進パートナー登録制度」に参画を検討する。

コラム：企業の脱炭素経営

従来、企業の気候変動対策は、CSR活動の一環として行われていましたが、近年では気候変動対策を自社の経営上の重要課題と捉え、全社を挙げて取り組む企業が増加しています。グローバル企業を中心に、気候変動に対応した経営戦略の開示（TCFD）や脱炭素に向けた目標設定（SBT、RE100）が国際的に拡大しており、投資家等への脱炭素経営の見える化を通じ、企業価値の向上につながるるとともに、脱炭素経営が差別化・ビジネスチャンスの獲得にも結びつきます。



脱炭素経営の取り組み方 3 ステップ



出典：環境省「グリーン・バリューチェーンプラットフォーム」

施策 3 地域における省エネルギー対策

ゼロカーボン・ドライブは、EV 等（ZEV）の導入に加え、公共交通の利便性向上、徒歩・自転車の利用促進、交通結節の強化、渋滞緩和、エコドライブ等を組み合わせた総合的な取組として推進します。

3-1 公共交通機関等の利用促進

市	<ul style="list-style-type: none"> ● 「みずほバス」等、市内の公共交通機関の利便性向上に努める。 ● 「みずほバス」のルートについて、市内に限らず、周辺市町との接続を充実させていくことを検討する。 ● ノーマイカーデーについて普及啓発を行う。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 外出時の移動はできるだけ公共交通機関を利用する。 ● 近距離の移動については、徒歩や自転車の利用を心がける。 ● ノーマイカーデーに参加を検討する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 近距離の移動は徒歩や自転車を利用するなど、業務に伴う移動の手段を見直す。 ● 従業員の公共交通機関や自転車、徒歩での通勤を奨励する。 ● ノーマイカーデーの導入を検討する。

3-2 ゼロカーボン・ドライブの促進

重点施策



市	<ul style="list-style-type: none"> ● 次世代自動車や充電インフラ設備に関する国等の補助制度についての情報を提供する。 ● 住宅・事業所における充電環境の整備を促進するとともに、集合住宅等における導入上の課題（合意形成、費用負担、工事手続等）に関する情報を提供する。 ● 「第4次瑞穂市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、公用車を電気自動車やハイブリッドカー等の環境負荷が少ない電動車へ更新する。 ● アイドリングストップ、急発進・急加速を行わない等の環境負荷を低減するエコドライブの普及に努める。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車を購入・更新する際は、次世代自動車やZEVを検討する。 ● エコドライブを実践する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車を購入・更新する際は、次世代自動車やZEVを検討する。 ● エコドライブを実践する。

3-3 公共施設の省エネ化推進

市	<ul style="list-style-type: none"> ● 省エネ機器を積極的に導入する。 ● 「第4次瑞穂市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づき、公共施設について ZEB 化を推進する。 ● LED 照明への交換していく。
---	---

3-4 コンパクトな脱炭素型まちづくりの推進

市	<ul style="list-style-type: none"> ● 「瑞穂市第3次総合計画」の「都市空間像の構成要素」の配置イメージに基づき、JR 穂積駅周辺及び市内各所において、生活拠点を形成する。 ● 徒歩や自転車利用の環境を整備する。
---	---

コラム：ゼロカーボン・ドライブとは？

ゼロカーボン・ドライブは太陽光や風力などの再生可能エネルギーを使って発電した電力(再エネ電力)と電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド車(PHEV)、燃料電池自動車(FCV)を活用した、走行時の CO₂ 排出量がゼロのドライブです。ガソリン車に代えてこれらの車両を利用し、再エネ電力で充電することで、日常の移動に伴う CO₂ 排出量を削減できます。通勤や買い物など、普段の移動の中で実践できる身近な脱炭素の取組です。

本市では、こうした取組を支えるため、電気自動車の充電設備の整備を進めており、今後も利用しやすい環境づくりに取り組んでいきます。



巢南庁舎(巢南公民館)の充電設備



図書館本館の充電設備

基本方針2 再生可能エネルギーの普及拡大

省エネルギー対策によりエネルギー消費量を減らすことは重要ですが、私たちが生活を送る上で、エネルギー消費は必要不可欠です。エネルギー源の大半を占める石油等の化石燃料は、燃焼時に二酸化炭素を排出しているため、必要となるエネルギーについては、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーにより賄うことが脱炭素社会の実現につながります。

一方で、再生可能エネルギーの導入にあたっては、関係法令の遵守を前提に、地域の実情を踏まえた環境配慮と合意形成を重視しながら進めていきます。

施策 ① 公共施設等への率先的な再生可能エネルギー導入

再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、市が率先して公共施設等へ再生可能エネルギーの導入を行うとともに、災害時のレジリエンス強化やエネルギーの地産地消を推進します。

1-1 太陽光発電設備、蓄電池等の導入拡大

市	<ul style="list-style-type: none">「第4次瑞穂市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、設置可能な市保有の建築物（敷地含む）の約50%に太陽光発電設備を設置することを目指す。余剰電力の活用や災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池の導入もあわせて検討する。
---	---

1-2 再生可能エネルギー由来電力の導入

市	<ul style="list-style-type: none">「第4次瑞穂市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、令和12（2030）年までに市が調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。
---	---

施策 2 市内への再生可能エネルギー導入・活用推進

住宅や事業所における再生可能エネルギー電気、熱を自家消費するための設備（太陽光発電、蓄電池等）の導入を促進するため、普及啓発、導入支援を行います。

2-1 太陽光発電設備、蓄電池、太陽熱設備の導入拡大

市	<ul style="list-style-type: none"> ● 太陽光発電設備や蓄電池、太陽熱について、市民等への導入が進むよう、情報提供を行うとともに、効果的な支援のあり方を検討する。 ● 再生可能エネルギー導入のメリットを発信する。 ● PPA 等初期費用のかからない設置手法についての情報や補助制度についての情報を提供する。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅の敷地内（屋根等）への太陽光発電設備や蓄電設備、太陽熱設備の設置を検討する。 ● 市内の再生可能エネルギー導入施設の見学会に積極的に参加する。 ● PPA を活用した太陽光発電の導入を検討する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所等の屋根や敷地の面積に、エネルギーの用途や使用量に適した形で、太陽光発電設備や蓄電設備、太陽熱設備の設置を検討する。 ● 農家の場合、営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）を検討する。 ● 導入した再生可能エネルギーについて、情報発信を行うとともに、理解を深める機会の提供に努める。 ● PPA を活用した太陽光発電の導入を検討する。

2-2 再生可能エネルギー由来電力への切替促進

重点施策



市	<ul style="list-style-type: none"> ● 岐阜県産CO2フリー電力など、再生可能エネルギー由来電力プランに関する普及啓発を行う。 ● 再生可能エネルギー由来電力の共同購入事業等を検討する。 ● 岐阜県行っている、再エネ電力共同購入プロジェクトの普及啓発を行う。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生可能エネルギー由来電力プランへ切り替えを検討する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生可能エネルギー由来電力プランへ切り替えを検討する。 ● 岐阜県が行っている、再エネ電力共同購入プロジェクトへ積極的に参加する。

2-3 遊休地や未利用エネルギー等の活用検討

市	<ul style="list-style-type: none"> ● 遊休地等の土地について、エネルギー生産場所としての利活用を促進する。 ● 先進技術の動向を注視し、透明化や窓、建材に使用可能なパネル等、次世代太陽光電池の活用を検討する。 ● 次世代太陽光電池の情報提供を行う。 ● 廃熱や地中熱などの未利用エネルギーの有効活用を検討する。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 次世代太陽光電池等の情報を収集する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 次世代太陽光電池等の情報を収集、活用を検討する。 ● 廃熱や地中熱などの情報を収集、活用を検討する。

コラム:再エネ電気プラン

多くの小売電気事業者が、太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーを電源とした電力プランを用意しています。それを選ぶことで、太陽光パネル等の設備を取り付けなくても、再生可能エネルギー由来の電気に切り替えられます。再生可能エネルギー割合が100%のプランであれば、CO₂排出量実質ゼロの電気を使うことができます。

再エネ電気プランに切り替えることで、家庭や事業所でも電気由来のCO₂排出量をゼロにできます。設備投資を伴わず、契約内容を見直すだけで始められる身近な脱炭素の取組です。一人ひとりの選択が、地域全体で再生可能エネルギーの利用を広げ、脱炭素社会の実現につながります。



出典:環境省

基本方針3 総合的な地球温暖化対策

省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入に限らず、脱炭素の早期実現に向け、緑化の推進といった吸収源対策や、廃棄物対策等、多様な手法を用いて地球温暖化対策を推進します。

施策 1 吸収源対策

「瑞穂市緑の基本計画」に基づき、公共施設や都市公園等のまちなかの緑化を推進するとともに、適切な維持管理を行います。

さらに、林野庁の「建築物における木材の利用促進に関する基本方針」、「岐阜県木の国・山の国県産材利用促進条例」及び「瑞穂市建築物等における岐阜県産木材利用推進方針」に基づき、建築物への木材利用を推進することで二酸化炭素の貯蔵や県内の森林整備の促進に寄与します。

1-1 緑化の推進

市	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民交流拠点、まちの顔となる拠点、歴史・文化交流拠点などをつなぐ河川や街路樹による緑のネットワークの保全・活用を図る。 ● 住宅地、工業地、商業地などの民有地の緑化を推進し地域の緑を創出する。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑のカーテン等、庭やベランダの緑化に努める。 ● 緑や自然にふれるイベントに参加する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者等の壁面、屋上等、敷地内の緑化に努める。 ● 自社が実施する緑化推進に資する取組について、広く周知する。

1-2 建築への木材利用推進

市	<ul style="list-style-type: none"> ● 「瑞穂市建築物等における岐阜県産木材利用推進方針」に基づき、公共施設の工事部分に木製品の導入を図る。 ● 市民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を理解できるよう、関係施設の普及啓発に努める。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅の新築・改築の際には、県産木材を利用することを検討する。 ● 県産木材を利用した商品（箸や雑貨等）の購入を検討する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅設計、施工関係事業者は、県産木材の利用を積極的に検討する。 ● 事業所、店舗等の新築、改築の際は、構造の木造化、県産木材の利用を検討する。 ● 県産木材を利用した事業や製品開発に積極的に取り組む。

施策 2 ごみの減量化・資源化の促進

廃棄物の発生や排出抑制の徹底を図るとともに、適正なリサイクルの促進や廃棄物の燃焼処理の抑制を図るため、情報提供、普及啓発を行います。

2-1 家庭ごみ・事業ごみの削減

重点施策



市	<ul style="list-style-type: none"> ● 生ごみ処理容器購入補助金制度の継続の他、生ごみの水切り等による減量化の啓発を実施する。 ● ごみ分別の手引きやホームページについて、市民が見て分かりやすい絵や早見表への改訂の他、ごみ出しについて注意すべき情報等を提供する。 ● 出前講座などにより市民に対する啓発を行う。 ● サステナブルファッションやシェアリング・エコノミー等による、脱炭素の取組について啓発を行う。 ● 資源化を推進し、可燃ごみの減量化を啓発する。 ● 市の行う事務・事業では、再生紙の利用などグリーン購入・物品の契約を行うとともに、会議資料や申請・届出、周知等のデジタル化を進め、ペーパーレス化を推進する。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみと資源の分別を正しく行い、適正排出を行う。 ● マイバッグ、マイボトル等を持参する。 ● 長く使える製品や詰め替え商品を選択する。 ● 家庭用生ごみ処理容器を利用する。 ● 空き容器回収機を利用する。 ● エコ・アクション・ポイントアプリを利用しながら、リサイクルステーションを活用する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみと資源の分別を正しく行い、適正排出を行う。 ● 会議資料のペーパーレス化を図るなど、紙類の削減を行う。 ● 生産、流通、販売時のプラスチック使用や過剰包装の抑制を行う。 ● 再生紙やリサイクル樹脂（リサイクルプラスチック）など、環境配慮型資材の選択に努める。 ● 必要量に応じた調達を心がけ、在庫廃棄の抑制に努める。



図6-2 市内13ヶ所に設置してある空き容器回収機

2-2 食品ロス削減の推進

市	<ul style="list-style-type: none"> ● 啓発チラシの配布などにより、食品ロス削減の啓発を行う。 ● 瑞穂市社会福祉協議会が実施するフードドライブ事業「みんなのきふ。」等の利用促進や普及啓発を行う。 ● フードシェアリングサービスなどの普及啓発を行う。 ● 岐阜県が取組を推進している「ぎふ、食べきり運動」の周知や普及啓発を行う。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 食品を購入する際は必要な分だけ購入し、消費期限内に消費する。 ● 外食では食べきれる量を注文し、残した場合は持ち帰りを活用する。 ● すぐに食べる商品は、賞味期限や消費期限の長い商品を選択するのではなく、商品棚の前から取る「てまえどり」を心がける。 ● フードドライブなどを活用し、不要な食品の利活用を行うとともに、フードシェアリングサービスを利活用する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 需要を見通し、適正量での仕入れに努める。 ● 適切な在庫管理に努め、品質低下の防止を図る。 ● 賞味期限が近い食品や規格外品については、廃棄の抑制に向けて、見切り・値引き販売の工夫やフードシェアリングサービス等の活用を検討する。 ● 余剰食品の有効活用に向けて、フードバンクとの連携（提携）を検討する。 ● 食べ切りの推奨、適正量を選べるメニュー設定や、食べきれない食品の持ち帰りの普及促進を行う。

2-3 資源の有効活用促進

市	<ul style="list-style-type: none"> ● 美来の森や巣南集積場、地域の拠点などにおける資源物の回収を推進する。 ● 4R（リデュース：Reduce、リユース：Reuse、リサイクル：Recycle、リフューズ：Refuse）を推進する。 ● エコポイントカードについて周知を行い、市内の飲料用空き容器回収機の利用を促進する。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 資源物の正しい分別を徹底しリサイクルを行う。 ● 不要になったものはフリーマーケットや不用品交換会・譲渡会等を活用する。 ● 使用期間の短いものは、修理できる場合には修理し、できるだけ長く使い続けることに努める。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 資源物の店頭回収の実施に努める。 ● 使用済製品の回収や再利用の推進に努める。 ● 廃油や残さ等の資源化検討に努める。

2-4 環境配慮型商品の普及促進

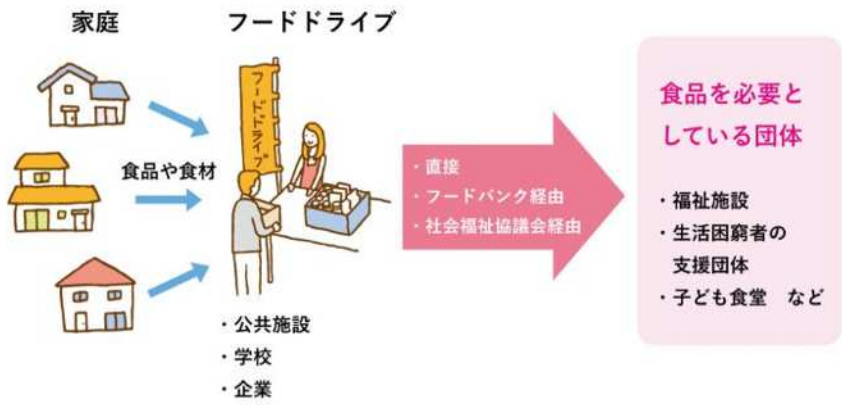
市	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境ラベルの付いた商品等、環境配慮型商品の情報提供をする。 ● 市においても、環境負荷の低減に資する物品の購入・使用を率先して行う。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 食品や電化製品などは、環境ラベルの付いた商品を選択するよう努める。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 社内で使用する機器や印刷用紙等について、環境に配慮した製品の選択に努める。

コラム：フードドライブ

フードドライブとは、家庭で余っている食品を回収拠点（スーパーや支援団体など）やイベントに持ち寄り、地域の福祉施設や子ども食堂、生活困窮者支援団体などに寄付する活動のことです。

回収する食品には、団体によって条件があります。「未開封であること」「賞味期限まで2カ月以上あること」「常温保存が可能であること」「製造者または販売者、成分表示またはアレルギー表示があること」を条件に挙げる団体が多く、冷蔵・冷凍品やアルコール類などは、回収していない団体が多いです。寄付に訪れる前に、団体の条件を確認しておきましょう。

フードドライブは、食品ロスの削減と、支援を必要とする人への支えを同時に実現できる取組です。無理のない範囲で、身近な食品を持ち寄ることが、地域の助け合いと環境負荷の低減につながります。



出典：環境省「ecojn 余った食品を寄付。取り組み広がるフードドライブ」

施策 3 基盤的施策の推進

環境学習の推進については、学校や地域、家庭、職場等の様々な場所で、再生可能エネルギー、資源の豊かさやそれを活かす取組について、多様な学習機会の提供に努め、合意形成、意識醸成を図るとともに、地域経済を活性化させる取組を進めます。他自治体や企業との連携については、本市の取組について多様な情報発信に努めます。

3-1 環境学習機会の提供・支援

重点施策



市	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校との連携により、職員などによる出前講座の開催など、小・中学生が地球温暖化とその対策について、学ぶ機会を提供する。 ● 市のホームページや広報紙で環境学習コンテンツについての情報提供を行う。 ● バイオマス発電設備見学会開催をはたらきかけ、再生可能エネルギーに理解を深める機会をつくる。 ● 協定事業者などと連携して市行事などの際に環境学習ブースなどを設けて環境活動の普及活動を行う。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境関係の講演会や講座、環境イベントへの参加に努める。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 自らの地球温暖化対策の取組について情報発信に努め、市民や他の事業者の意識啓発につなげる。 ● 職場における環境問題・地球温暖化問題への関心を高め、国・県等が提供する環境学習教材等も活用しながら、社員への環境教育の実施に努める。

3-2 他自治体・教育機関・企業との連携

市	<ul style="list-style-type: none"> ● 他自治体や教育機関、企業に在籍する、専門的な知識を持つ人材の交流の機会を設ける。 ● ワークショップや官民共創の場を共同開催する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政や教育機関、企業との連携を積極的に進め、事例の共有や普及啓発活動等への協力を努める。

第7章

計画の推進体制・進捗管理

7-1 推進体制

計画の推進にあたっては、国、県、他自治体、市民、事業者、教育機関等の様々な主体と連携、協働を行い、一丸となって将来像の実現を目指します。

計画を着実に推進するため、図7-1に示すように計画の進捗状況の報告及び評価するとともに、結果については、本市のホームページ等で公表を行い、市民、事業者等に広く周知することで、各主体の行動変容を促します。

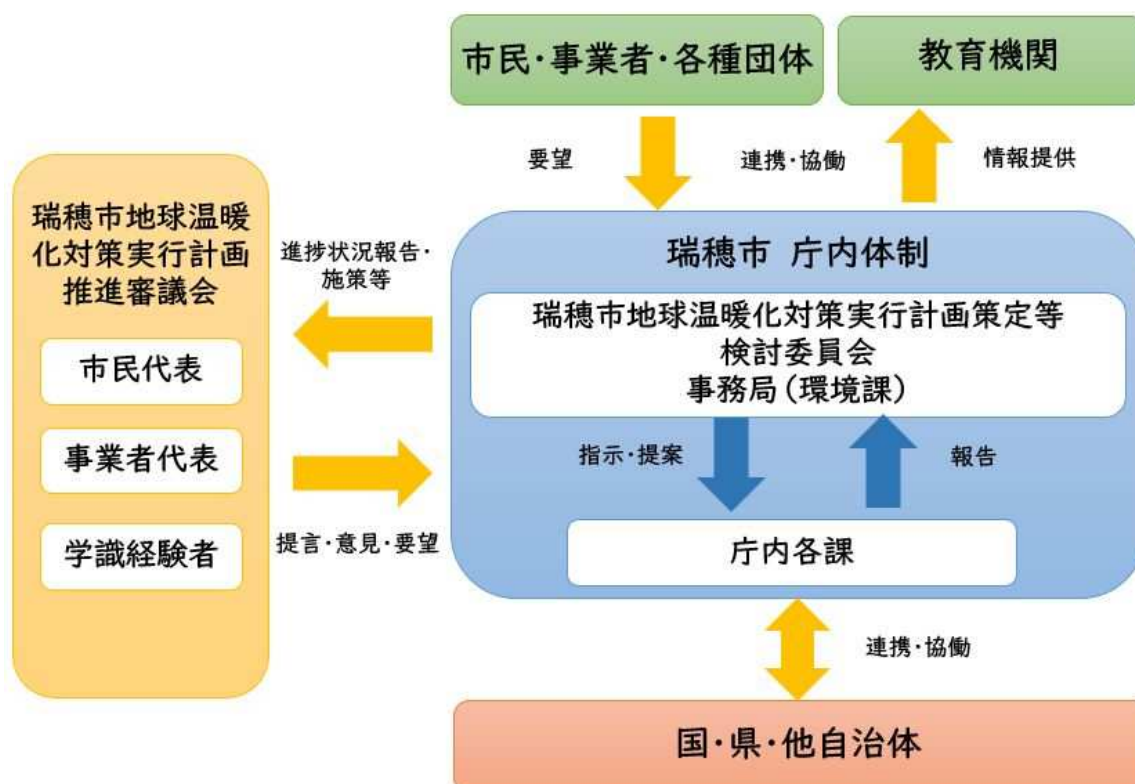


図7-1 計画の推進体制

7-2 計画の進捗管理

計画の進捗管理にあたっては、計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Action）のPDCAサイクルに基づき、毎年度区域の温室効果ガス排出量について把握するとともに、その結果を用いて計画全体の目標に対する達成状況や課題の評価を実施します。

評価結果を踏まえ、計画期間中であっても、計画の改善や見直しを継続的に図ることで、将来像やゼロカーボンシティの実現につなげます。

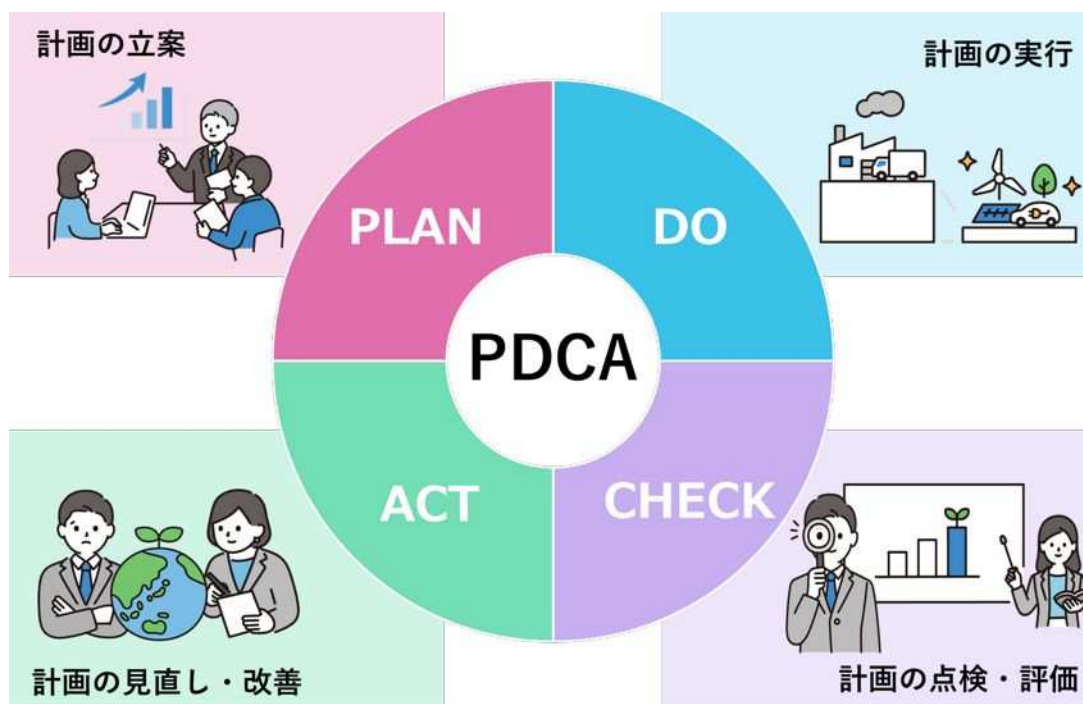


図7-2 PDCA サイクル



資料編

Ⅰ 瑞穂市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定経過

(1) 瑞穂市地球温暖化対策実行計画推進推審議会の開催状況

開催日	審議内容
令和7年8月6日(水)	第1回瑞穂市地球温暖化対策実行計画推進推審議会を開催 瑞穂市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定の背景、策 定方針、基礎調査結果、アンケート調査の報告
令和7年10月17日(金)	第2回瑞穂市地球温暖化対策実行計画推進推審議会を開催 アンケート調査結果報告、温室効果ガス推計結果報告、計画書 素案の審議
令和7年12月11日(木)	計画書素案の検討、目標達成に向けた施策の検討

(2) アンケート実施状況

瑞穂市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）住民アンケート結果

アンケート期間	令和7年9月8日(月)~9月25日(木)
調査対象	住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の住民2,000名
調査方法	二次元バーコードを貼付した調査票を郵送にて配布し、WEB上と紙媒体 のいずれかで回収
回答数・回答率	580件・29.0%

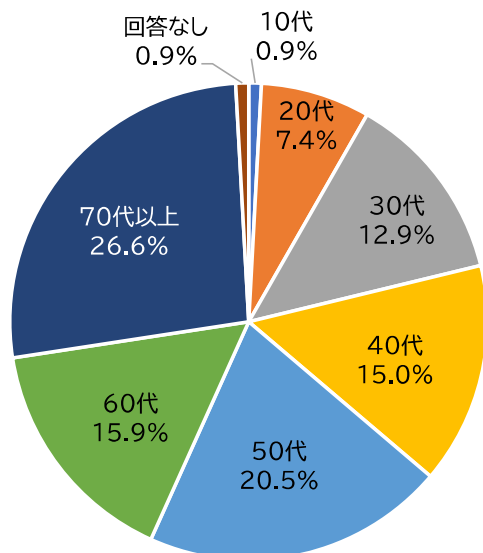
瑞穂市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）事業者アンケート結果

アンケート期間	令和7年9月8日(月)~9月25日(木)
調査対象	瑞穂市内事業者100社
調査方法	二次元バーコードを貼付した調査票を郵送にて配布し、WEB上と紙媒体 のいずれかで回収
回答数・回答率	25件・25.0%

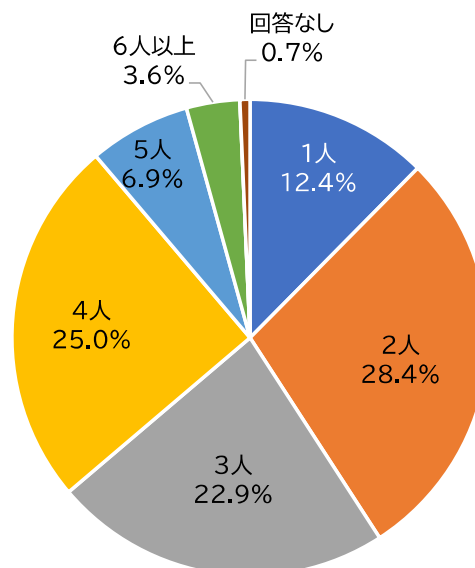
住民アンケート結果

【質問1】ご回答者について、該当するものをお選びください。(n=580)

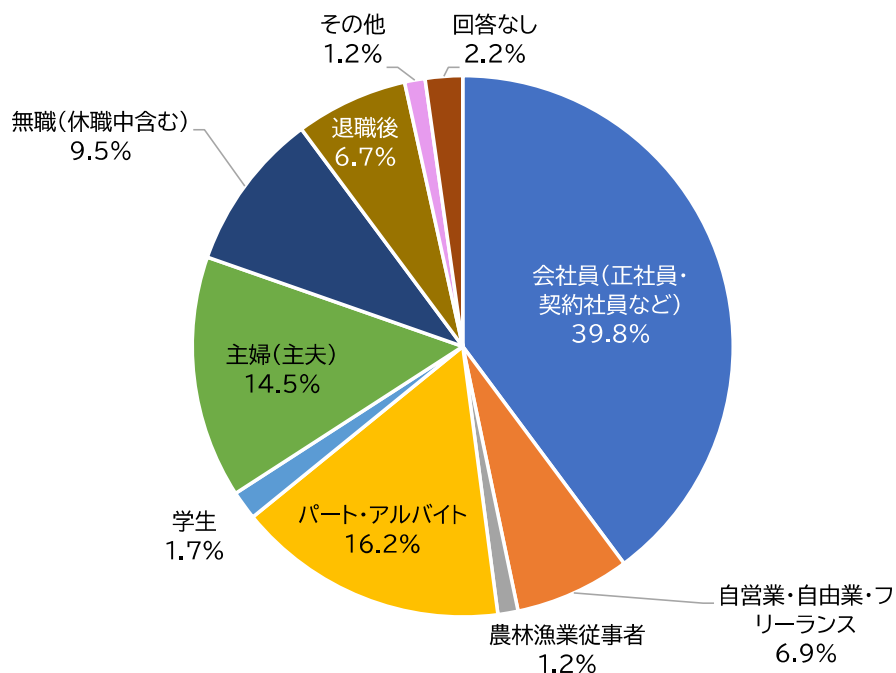
① 年代



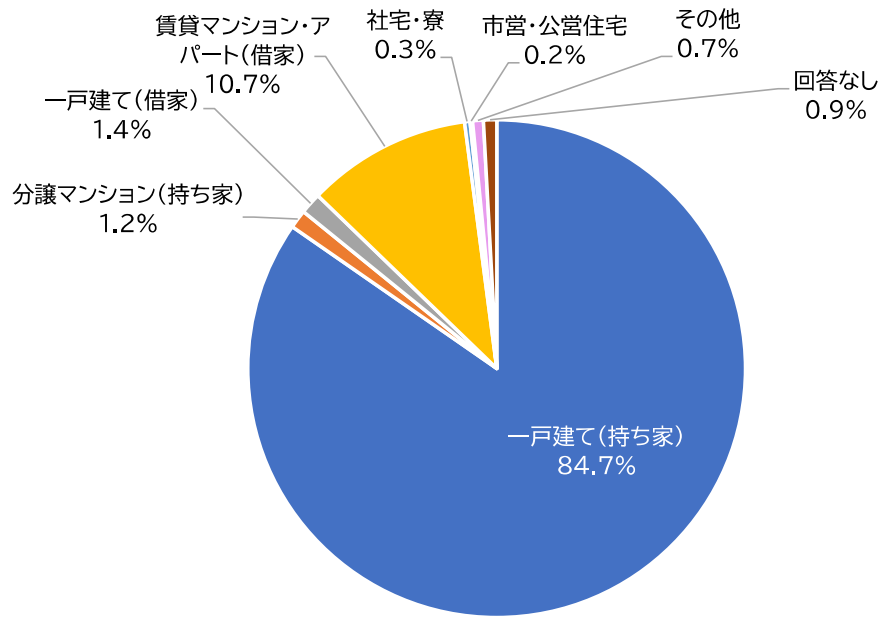
② 世帯人数(回答者を含む)



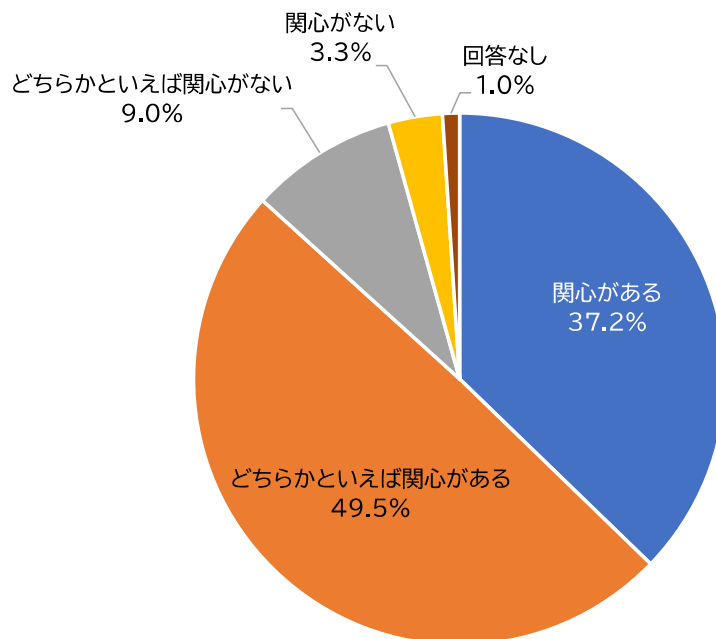
③ 職業



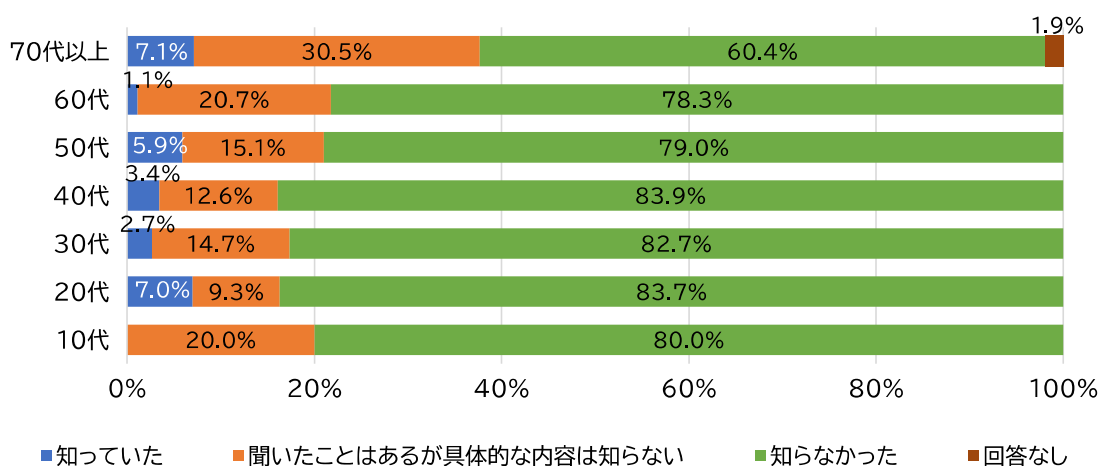
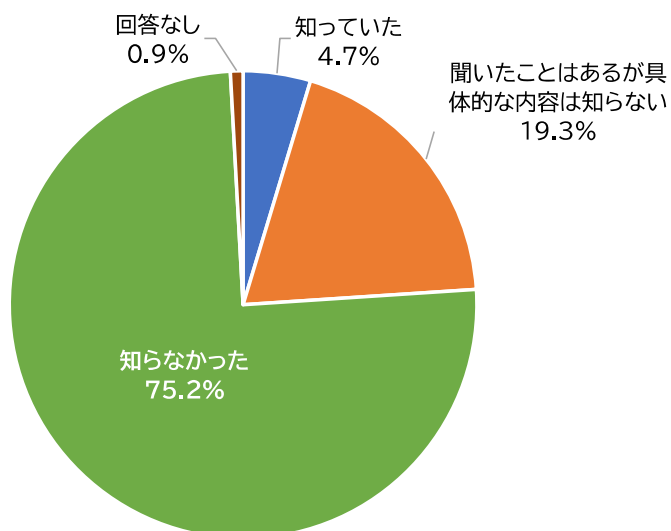
④ 住居形態



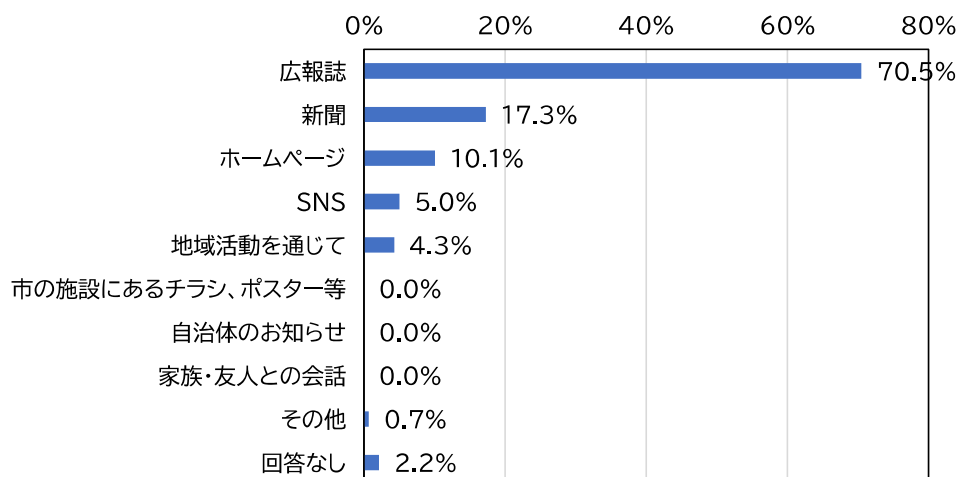
【質問2】あなたは地球温暖化の問題に関心がありますか。(n=580)



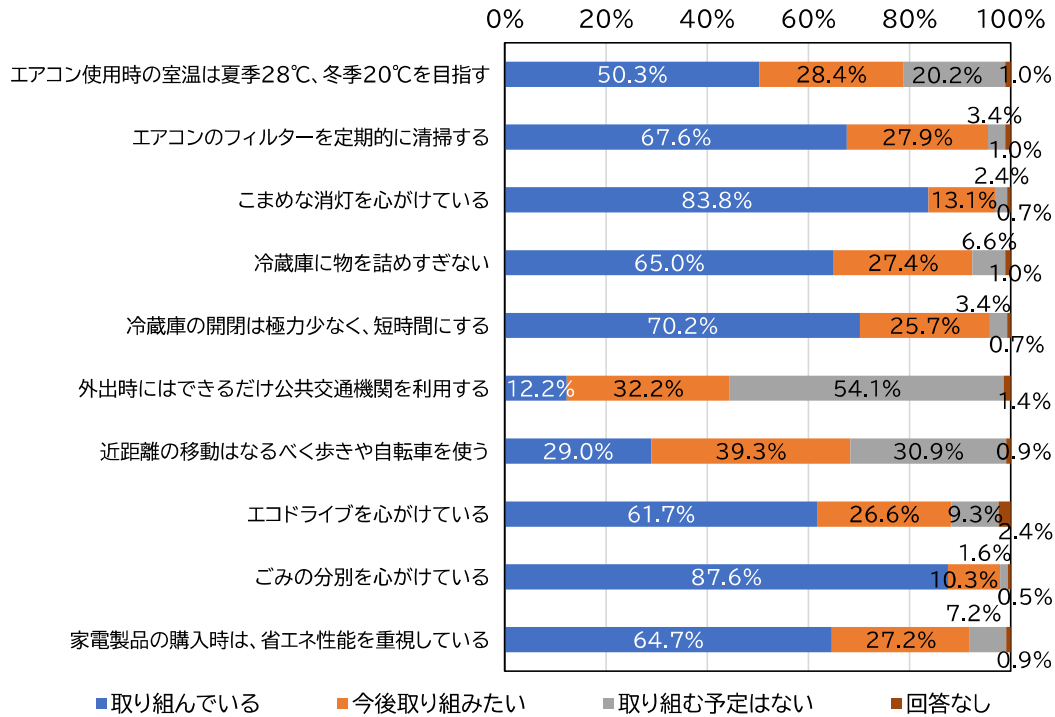
【質問3】あなたは瑞穂市が「ゼロカーボンシティ宣言」を行っていることを知っていましたか。(n=580)



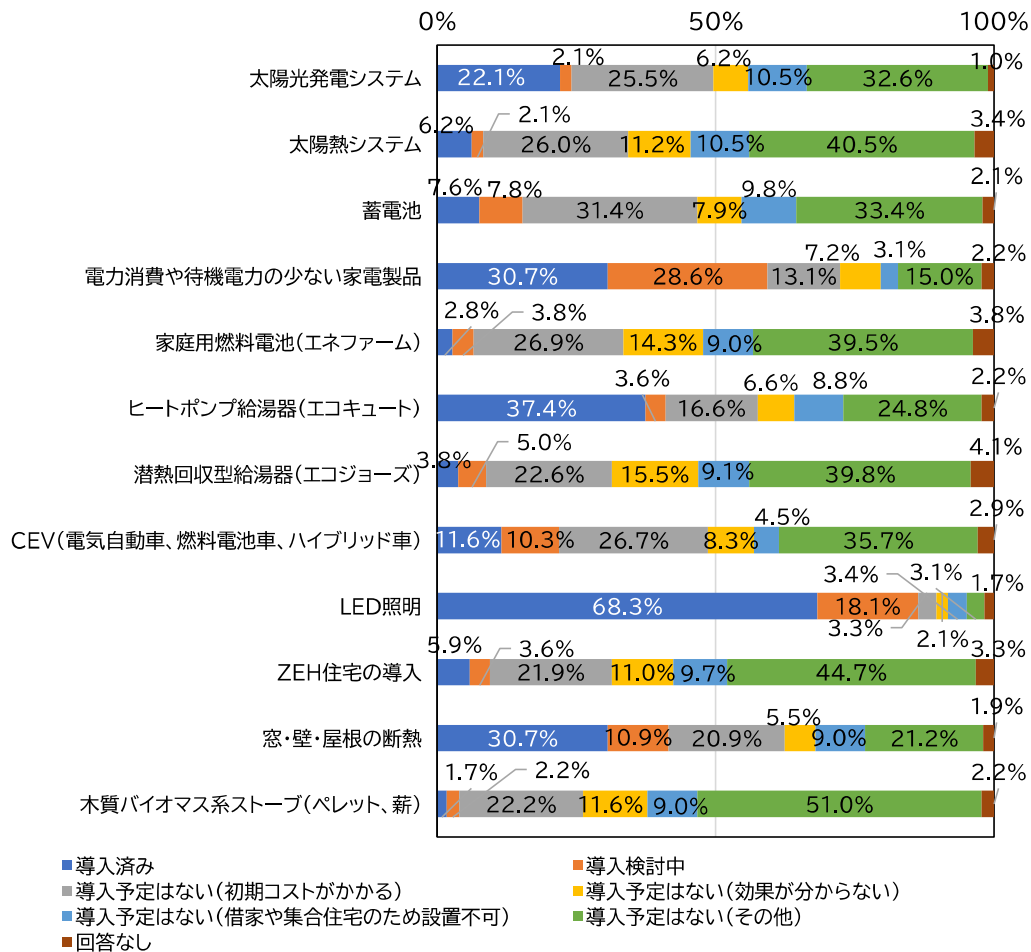
【質問3・追加質問】「ゼロカーボンシティ宣言」についてどこで知りましたか。(複数回答可) (n=139)
 ※質問3で「知っていた」もしくは「聞いたことはあるが具体的な内容は知らない」と回答した方のみ



【質問4】あなたは次の環境に配慮した取組を行っていますか。(n=580)

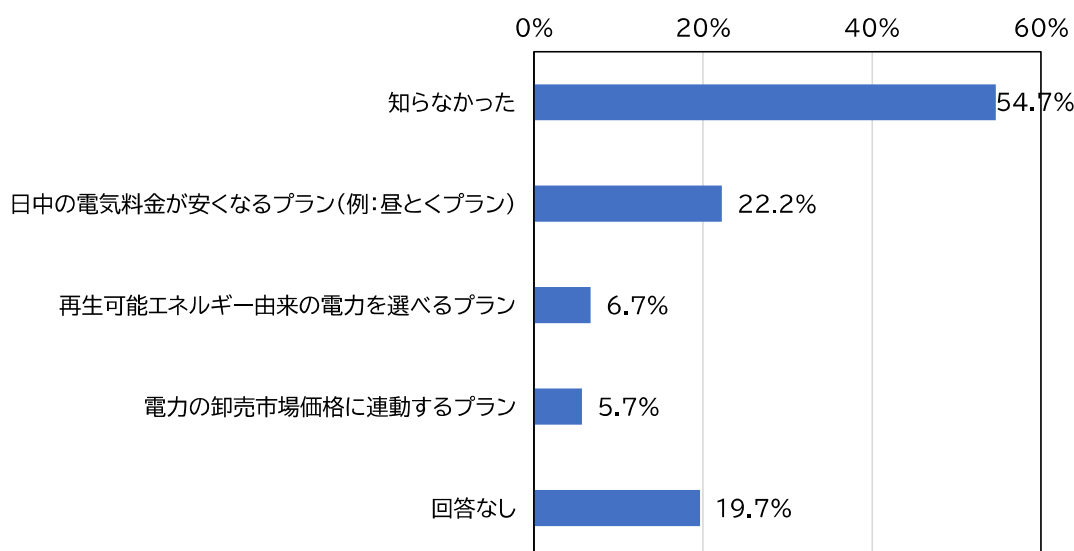


【質問5】あなたは次のような再生可能エネルギー・省エネルギー設備等を導入していますか。(n=580)

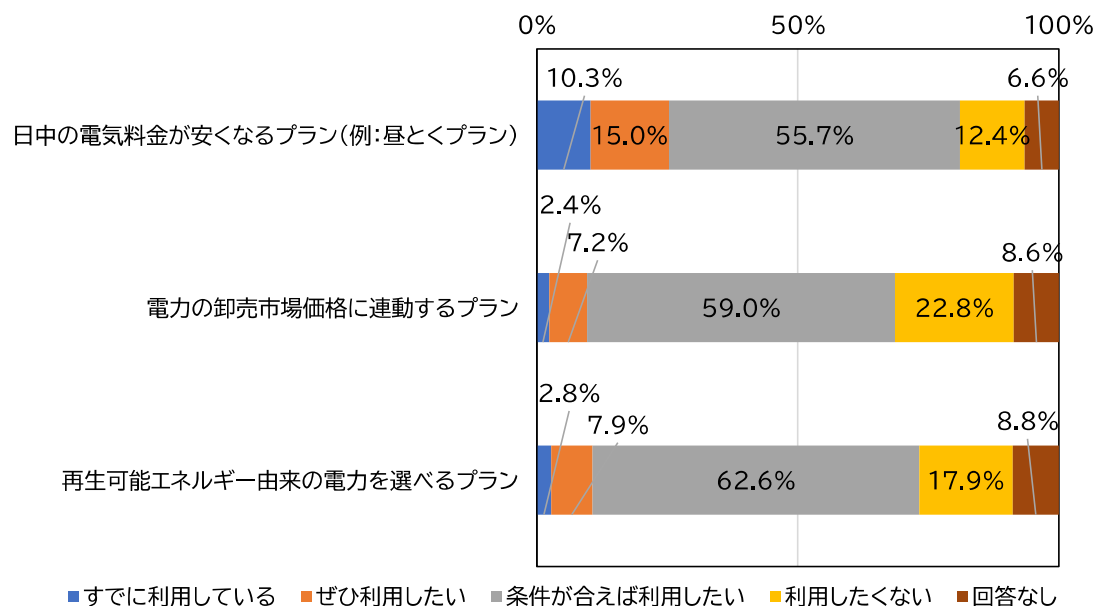


【質問6】エネルギー使用量のサンプル収集のための設問のため省略

【質問7-1】現在、小売電気事業者が再生可能エネルギーによって創出された電力を供給する「再エネ電気プラン」や日中の電力が安くなる電気料金プランを販売しています。このような電力プランを知っていますか。(n=580)

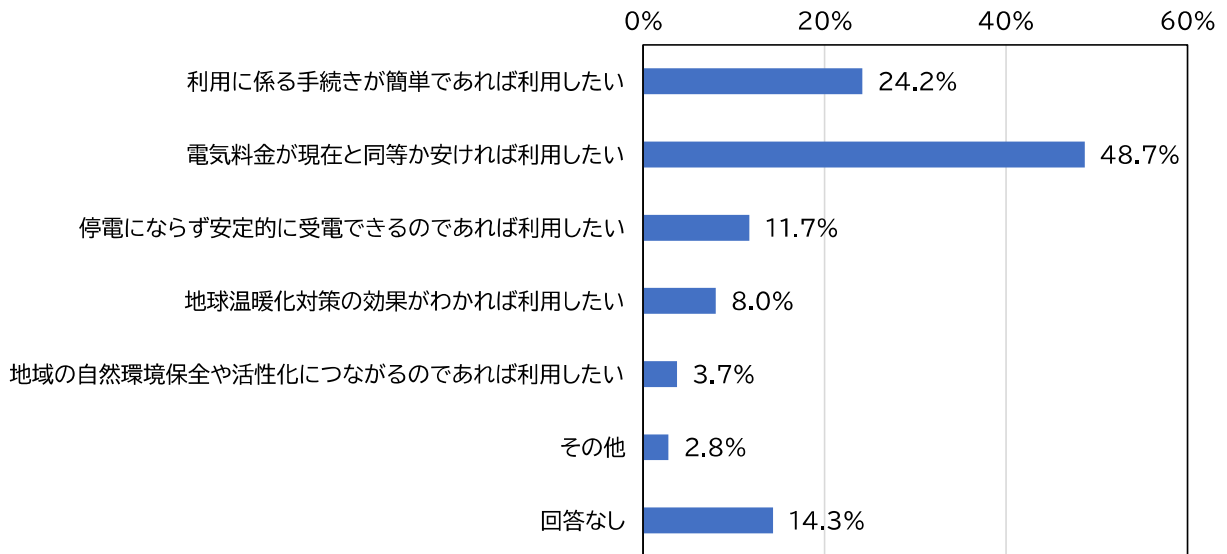


【質問7-2】あなたは質問7-1で挙げたようなプランを利用したいと思いますか。(n=580)

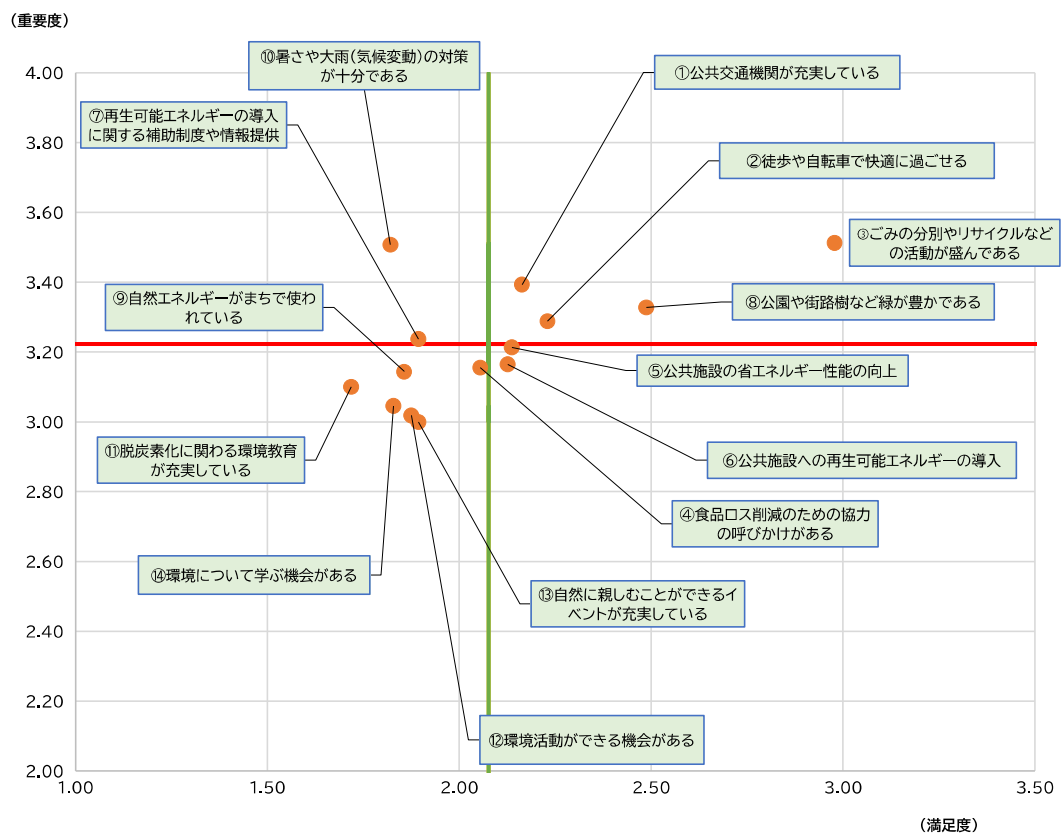


【質問7-3】どのような条件があれば利用したいと思いますか。(n=538)

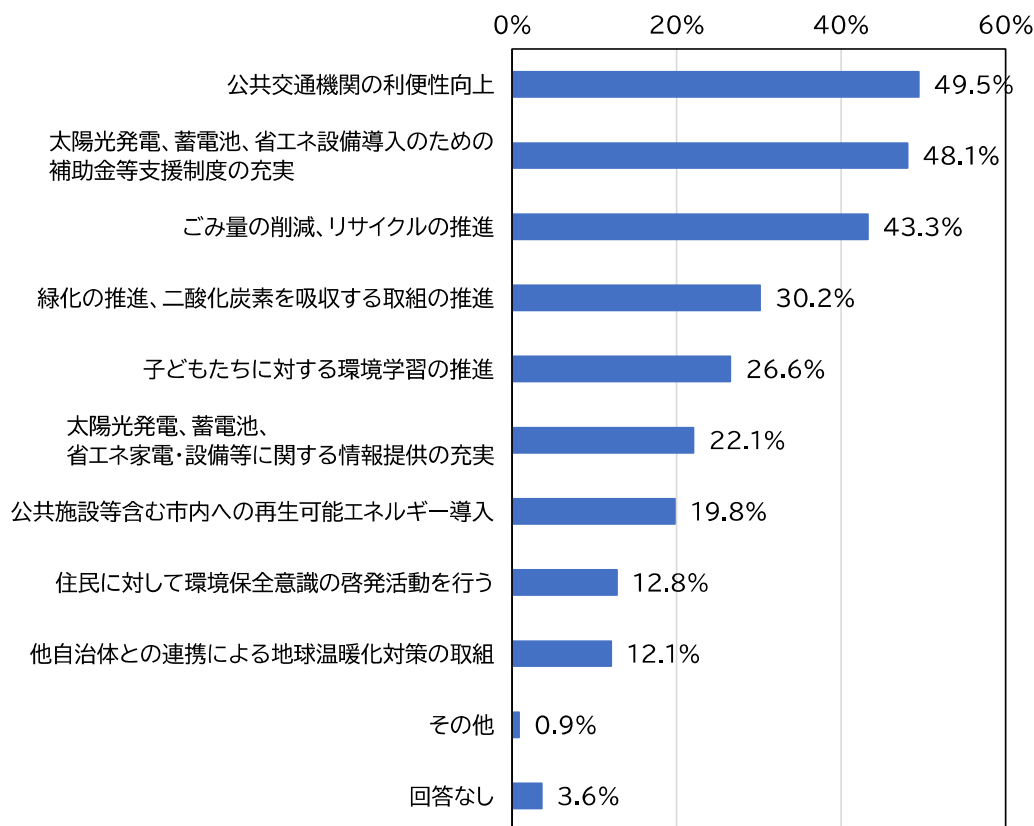
※質問 7-2 で「条件が合えば利用したい」もしくは「利用したくない」と回答した方のみ。複数選択が多く見られたため、複数選択を可として分析した。



【質問8】あなたは瑞穂市の環境に関する各項目について、日ごろどのように感じていますか。(n=580)



【質問9】地球温暖化の原因となる二酸化炭素を削減するための取組として、重要と考える取組は何ですか。(3つまで回答可) (n=580)



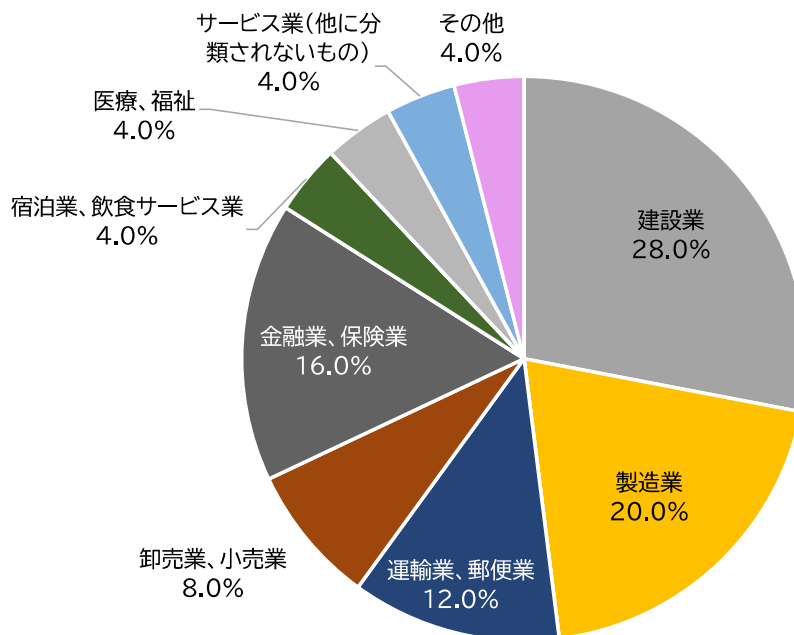
【質問10】あなたは将来の市の環境がどのような状態であることを望みますか。「瑞穂市の環境の理想像」を短い言葉で表してください。例：みどり豊かで住みやすい街、自然災害に強く安心な街。

市民が思い描く「瑞穂市の理想の環境」は、自然災害に強く安心して暮らせるまちを最も重視しつつ、緑豊かで自然と共生する環境を求める声が多く寄せられた。また、住みやすさや利便性(特に公共交通)の確保、脱炭素・環境配慮への期待、清潔で美しい環境づくりも強調されている。

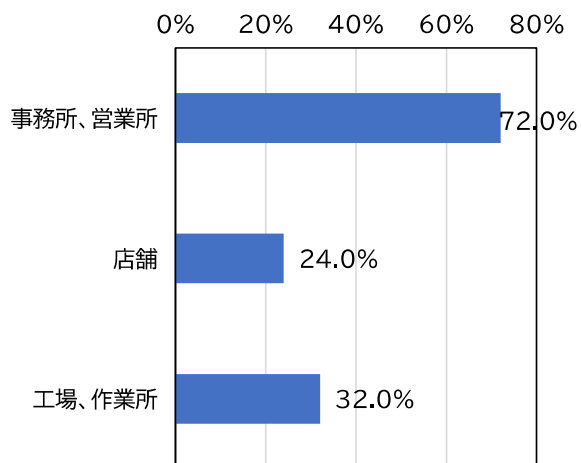
事業者アンケート結果

【質問1】貴組織について、該当するものを選択してください。(n=25)

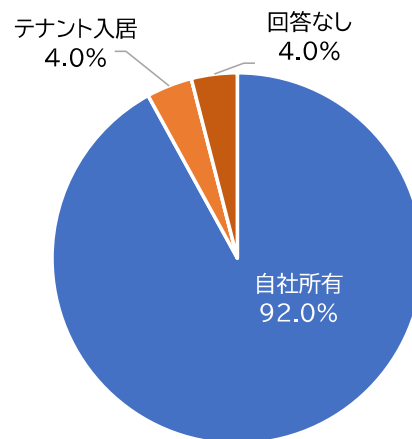
① 業種



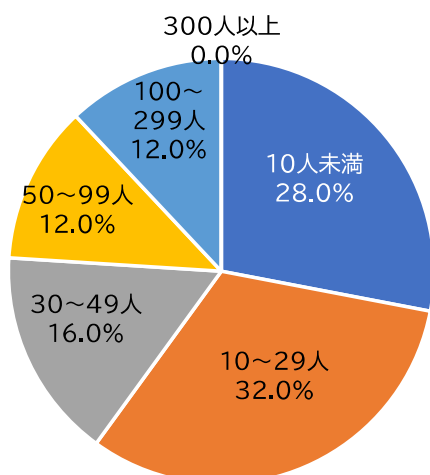
② 事業所の形態



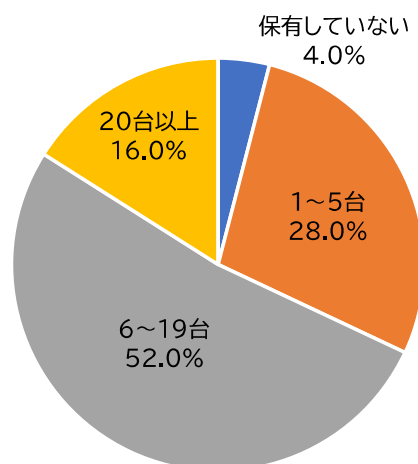
③ 入居形態



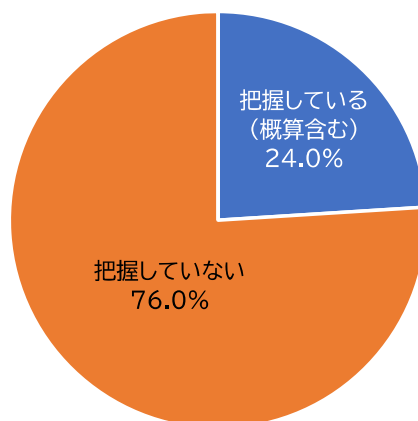
④ 従業員数



⑤ 業務自動車の保有台数



【質問2】貴事業所では、温室効果ガス排出量の把握をしていますか。(n=25)

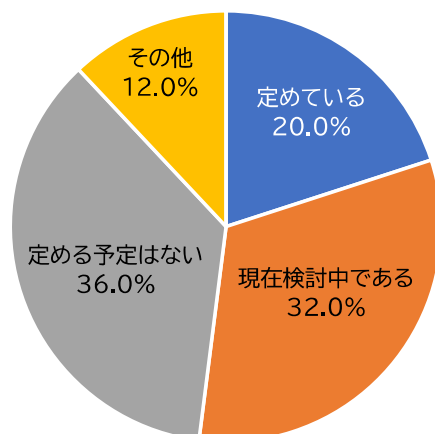


【追加質問】把握している場合、直近の排出量をお答えください。(n=6)

【回答】(単位は t-CO₂)

- ・従業員数 50 人(製造業):2,606
- ・従業員数 46 人(金融業、保険業):33
- ・従業員数 46 人(金融業、保険業):14
- ・従業員数 180 人(製造業):8,037
- ・従業員数 20 人(卸売業、小売業):220.038
- ・従業員数 7 人(製造業):22

【質問3】貴組織では、温室効果ガス排出量の削減に向けて、削減目標や方針を定めていますか。(n=25)



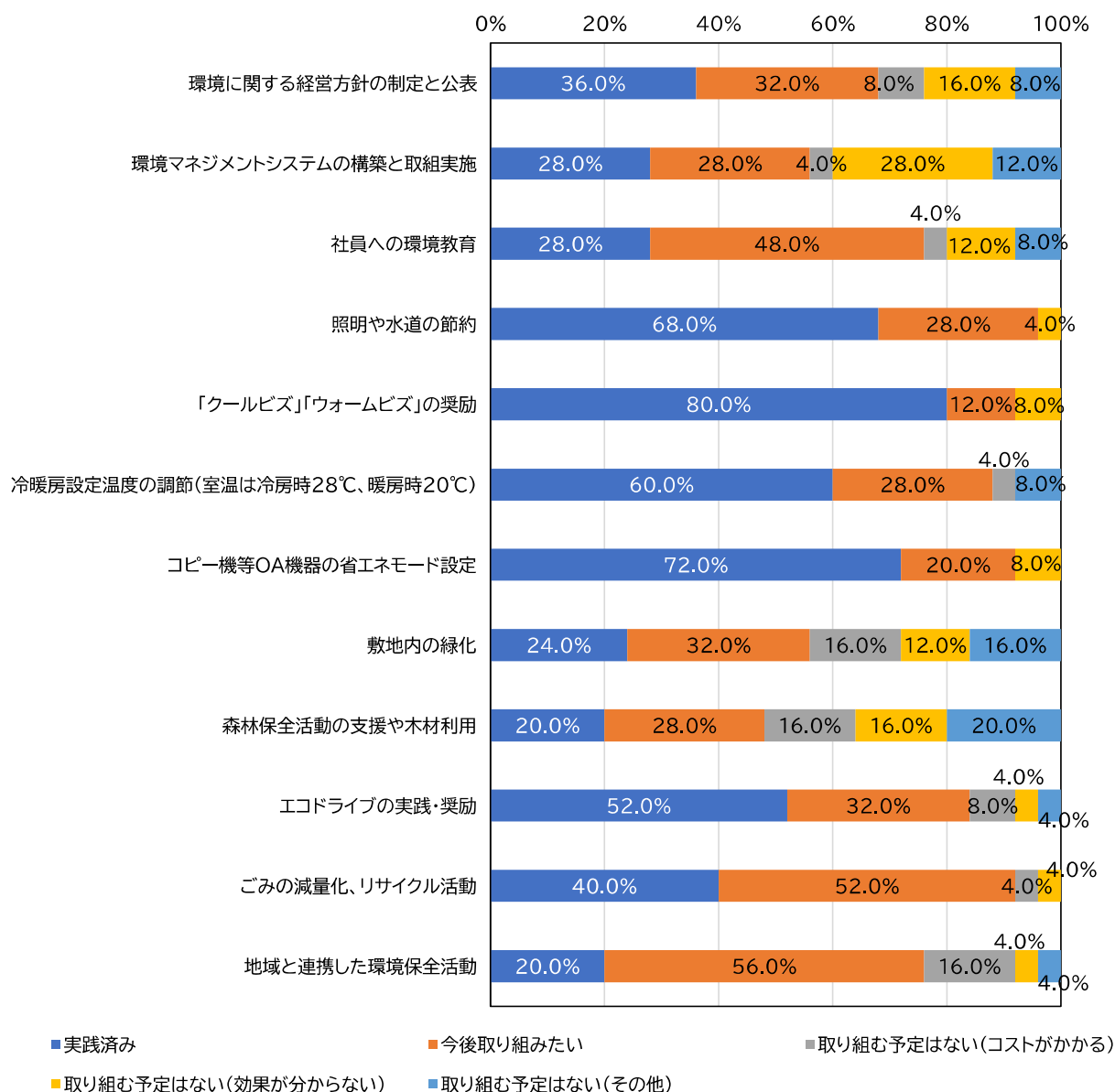
【追加質問】目標や方針をご回答ください。(n=6)

【回答】

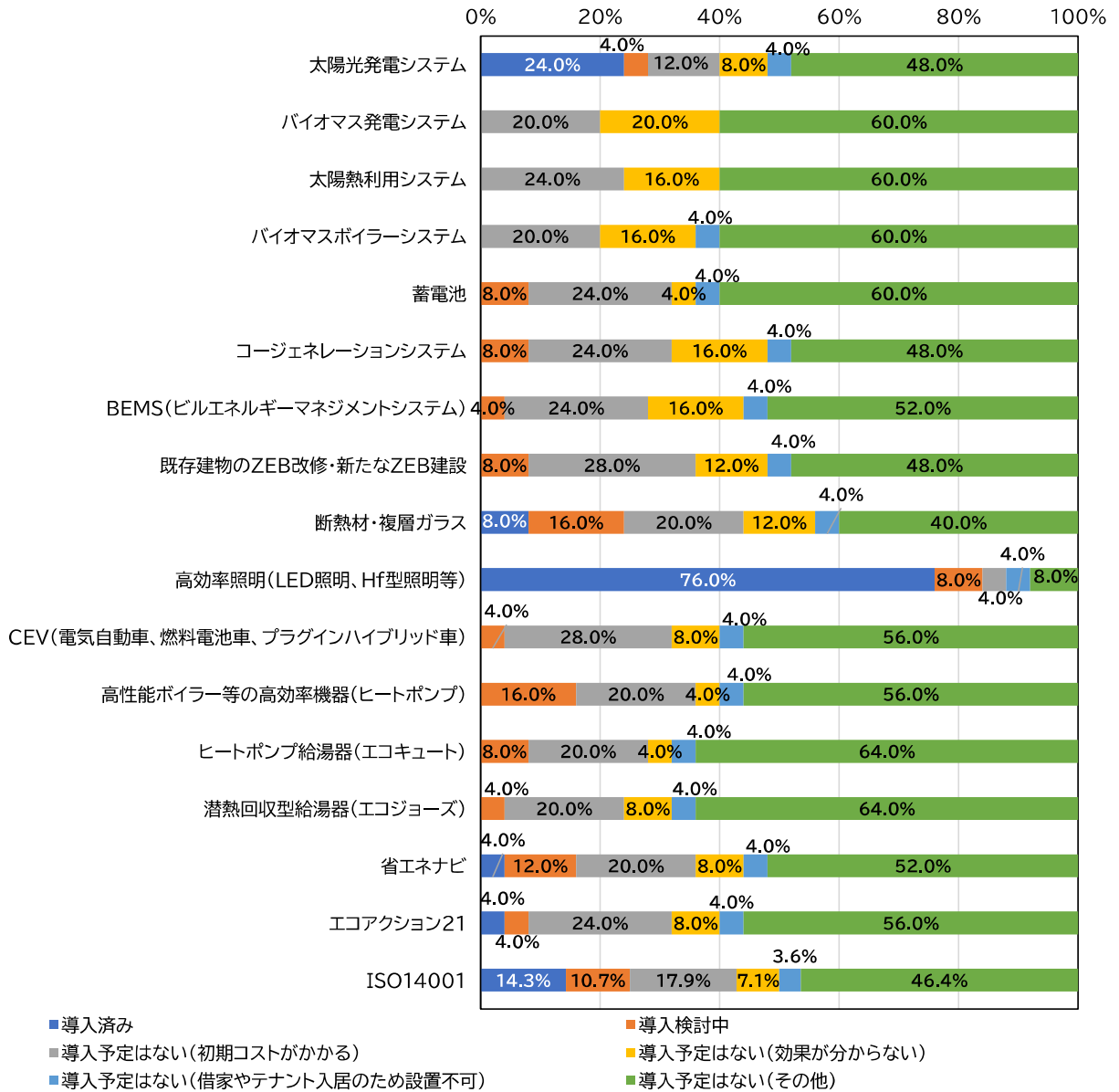
- ・2027年までに、2024年比4%削減
- ・2030年までに2013年度比46%削減
- ・基準年度比0.5%ずつ削減
- ・2030年までに2024年度比42%削減
- ・2030年までに「0」(カーボンニュートラル)

【質問4】エネルギー使用量のサンプル収集のための設問のため省略

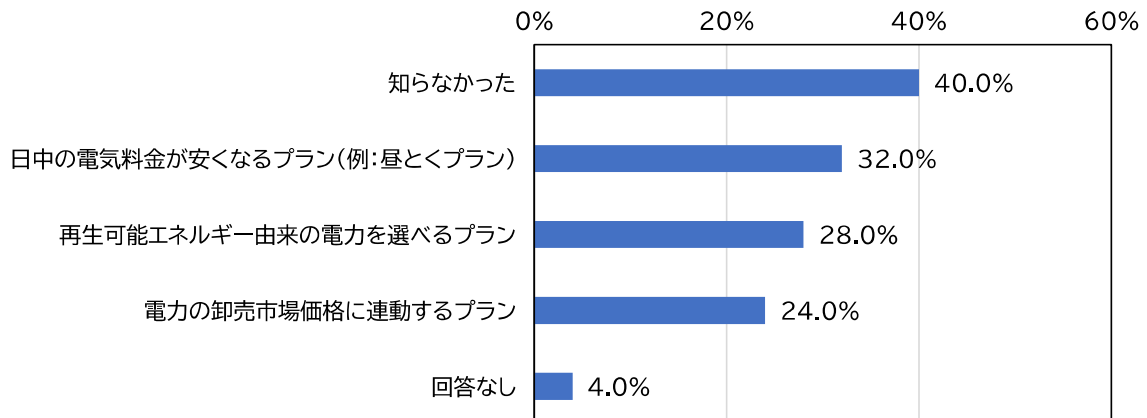
【質問5】 貴事業所で実施している、あるいは今後実施する予定の地球温暖化対策はありますか。(n=25)



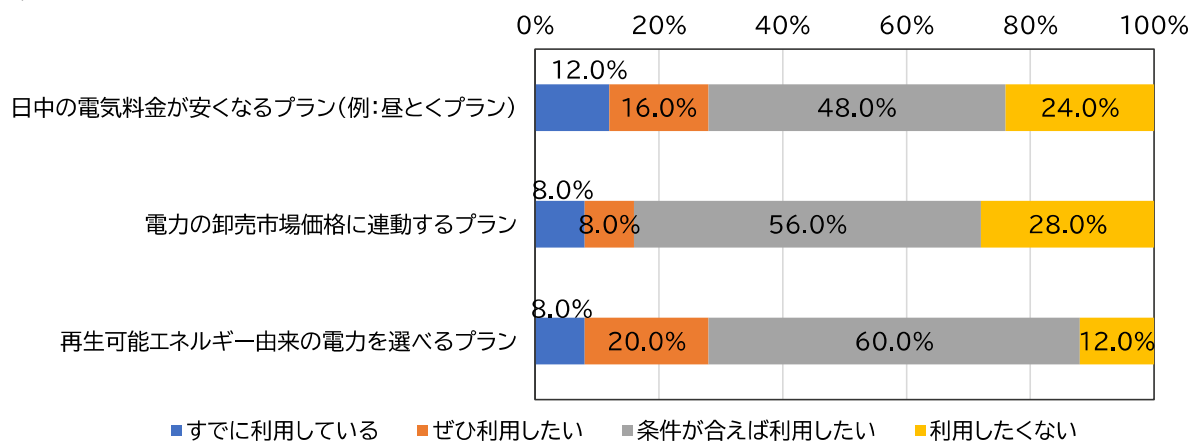
【質問6】省エネルギー及び再生可能エネルギーに係る設備、システムを導入していますか。(n=25)



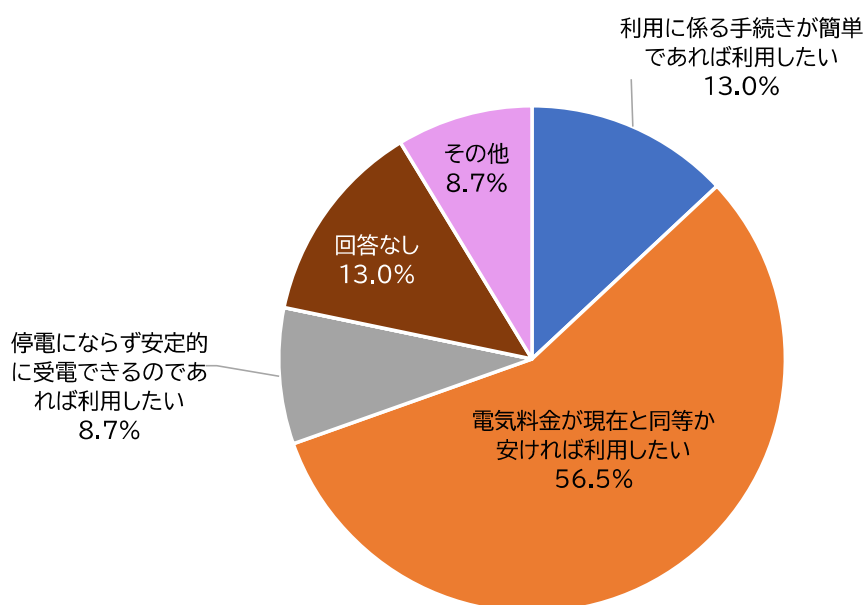
【質問7-1】現在、多くの小売電気事業者が再生可能エネルギーによって創出された電力を供給する「再エネ電気プラン」を販売しています。このような電力プランを利用したいと思いますか。(複数選択可)(n=25)



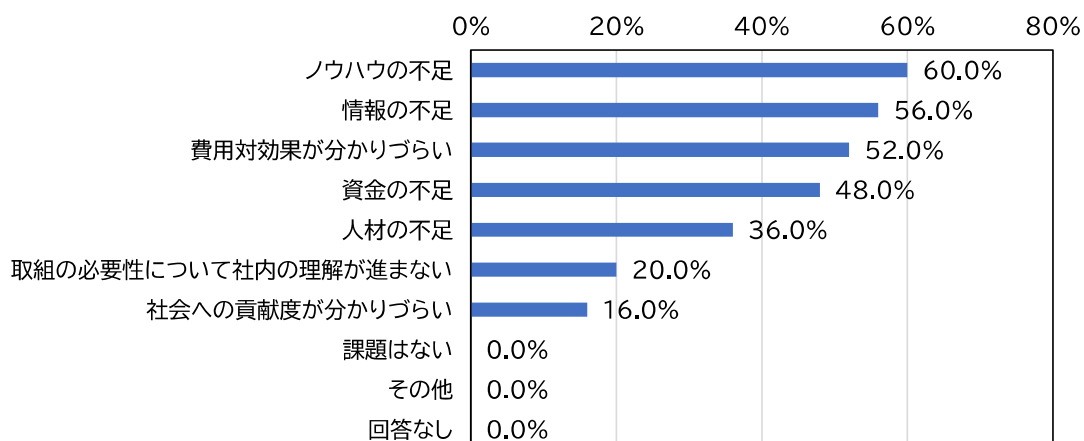
【質問7-2】上記のプランを利用したいと思いますか。



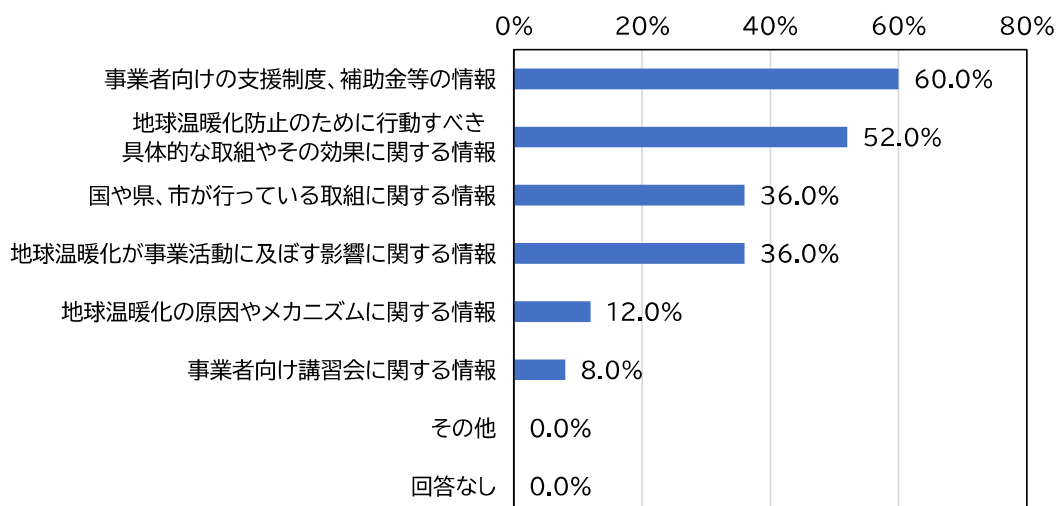
【質問7-3】どのような条件があれば利用したいと思いますか。1つお選びください。(n=23)



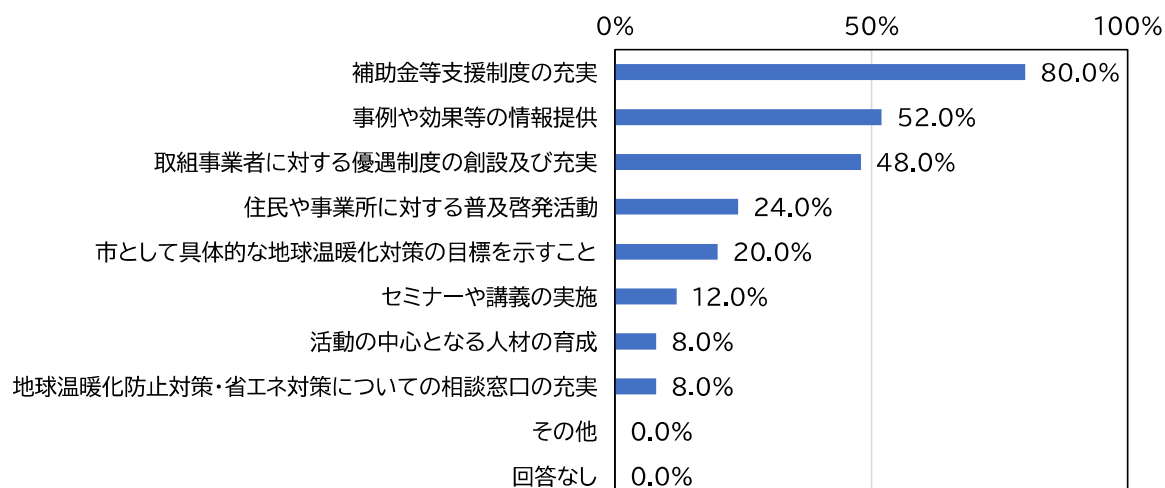
【質問8】貴事業所において、地球温暖化対策を進める上で課題となっていることは何ですか。(複数回答可) (n=23)



【質問9】貴事業所が知りたい地球温暖化対策に関する情報は何ですか。(複数回答可) (n=25)



【質問 10】地球温暖化対策への対応について、市に行ってほしい取組は何ですか。(3つまで回答可) (n=25)



2 用語集

あ 行

●アメダス

「Automated Meteorological Data Acquisition System」の略称で、「地域気象観測システム」を指す。雨、風、雪等の気象状況を自動的に監視・観測している。

●一酸化二窒素(N₂O)

数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。二酸化炭素(CO₂)やメタン(CH₄)といった他の温室効果ガスと比べて大気中の濃度は低いが、温室効果は二酸化炭素の265倍。燃料の燃焼、工業プロセス等が排出源となっている。

●溢水

川等の水があふれ出ること。堤防がないところでは「溢水」、堤防のあるところでは「越水」を使う。

●営農型太陽光発電

農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立て、上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行うこと。作物の販売収入に加え、発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待される。

●エコアクション21

環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム(EMS)であり、一般に「PDCAサイクル」と呼ばれるパフォーマンスを継続的に改善する手法を基礎として、組織や事業者等が環境への取組を自主的に行うための方法を定めている。

●エコドライブ

温室効果ガスや大気汚染の原因物質の排出を減らすために環境に配慮した運転を行うこと。穏やかにアクセルを踏んで発進する、加速・減速の少ない運転、無駄なアイドリングをしない、燃費を把握すること等が挙げられる。

●温室効果ガス

赤外線を吸収及び再放射する性質のある気体。地表面から放射される赤外線の一部を吸収して

大気を暖め、また熱の一部を地表に向けて放射することで、地球を温室のように暖める。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)の7種類を温室効果ガスと定め削減対象としている。

か 行

●カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。「排出を全体としてゼロ」にすることを目指しており、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。

●活動量

一定期間における生産量、使用量、焼却量等、排出活動の規模を表す指標のこと。地球温暖化対策の推進に関する施行令(平成11年政令第143号)第3条第1項に基づき、活動量の指標が定められている。具体的には、燃料の使用に伴うCO₂の排出量を算定する場合、ガソリン等の燃料使用量[L等]が活動量になり、一般廃棄物の焼却に伴うCO₂の排出量を算定する場合は、例えばプラスチックごみ焼却量[t]が活動量になる。

●環境基本計画

環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもの。

●環境配慮型商品

環境に配慮あるいは環境保全に貢献している製品のこと。

●環境ラベル

製品やサービス等の環境的側面を購入者に伝える文言やシンボル、図形、図表等のこと。

●気候変動適応法

政府による気候変動適応計画の策定、環境大臣による気候変動影響評価の実施、国立研究開発法人国立環境研究所による気候変動への適応を推進するための業務の実施、地域気候変動適応センターによる気候変動への適応に関する情報の収集および提供等の措置を実施することが定められている。

●ぎふエコアクション

2050年「脱炭素社会ぎふ」の実現に向けて、県民の皆様の行動変容・ライフスタイル転換を後押しするための取組み。県内のご家庭を対象に、毎日の生活の中で取り組める省エネ行動をチェックすることで、CO₂排出削減量が見える化するサイト。

●ぎふSDGs推進パートナー登録制度

SDGsの達成に向けた取組みを行っている事業者とその取組み内容を広く情報発信することで「見える化」とともに、県、金融機関等から様々な支援を行うことで、事業者の更なる取組みを促進することを目的とした制度。

●護岸

岸を護るために作られるもので、大雨等による河川の堤防の崩壊を防いだり、高潮や津波等によって地盤や堤防が浸食されたりする事態を防ぐための工作物のこと。

●国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)

平成27(2015)年11月30日から12月13日まで、フランス・パリにおいて開催された地球温暖化対策を講じるための会議であり、協議を重ねた結果新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択された。

さ行

●再エネ電力共同購入プロジェクト

再エネ電力の最低価格を提示する小売電気事業者を選定できるため、より低廉な価格で再エネ電力の購入が可能となる制度。再エネ電力の購入により、設備投資などを行うことなくCO₂排出量の削減が可能となる。

●再生可能エネルギー

石油等の化石エネルギーのように枯渇する心配がなく、温室効果ガスを排出しないエネルギー。太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス等がある。

●サステナブルファッション

衣服の生産から着用、廃棄に至るプロセスにおいて、将来にわたり持続可能であることを目指し、生態系を含む地球環境や関わる人・社会に配慮した取組のこと。

●産業革命

18世紀半ばから19世紀にかけて起こった、生産活動の中心が「農業」から「工業」へ移ったことで生じた社会の大きな変化のこと。

●三フッ化窒素(NF₃)

常温常圧では無色、無臭の気体。有害で、助燃性がある。二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、クロロフルオロカーボン(CFC)等とともに温室効果ガスの一つ。温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、三フッ化窒素では約16,100倍。

●シェアリング

モノや空間等、さまざまなサービスを個人間で共有すること。

●次世代自動車

「ハイブリッド自動車」「電気自動車」「プラグインハイブリッド自動車」「燃料電池自動車」「クリーンディーゼル自動車」「CNG自動車」の6種類を指しており、環境に考慮し、二酸化炭素の排出を抑えた設計の自動車。

●次世代太陽電池

従来型のシリコン系太陽電池に代わる新たなタイプの太陽電池。代表例として挙げられる「ペロブスカイト太陽電池」は、化合物系太陽電池に迫る変換効率を持ち、軽量で柔軟性があるため、シリコン系太陽電池が設置困難なビルの壁面や耐荷重が低い屋根にも設置できる。

●自治体排出量カルテ

環境省が作成した全国の自治体の二酸化炭素排出量や再生可能エネルギーの導入状況等をまとめたデータ。

●省エネ診断

省エネの専門家がビルや工場等の電力、燃料や熱等「エネルギー全般」について幅広く診断するもの。省エネの取組について、その結果を診断報告書として提出する。

●省エネルギー

石油や石炭、天然ガス等、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。

●ゼロカーボンシティ

2050年に二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを旨を首長が公表した地方自治体のこと。

た 行

●太陽熱

太陽から放出される熱エネルギーのことで、集熱器（パネル）で集めて給湯や暖房に利用する「太陽熱利用システム」として普及しており、ガスや電気の使用量を減らし、光熱費やCO₂排出量を削減できる再生可能エネルギー。

●脱炭素経営

気候変動対策（脱炭素）の視点を織り込んだ企業経営のこと。

●脱炭素社会

実質的に二酸化炭素の排出量がゼロとなり、脱炭素が実現できている社会のこと。

●地球温暖化対策計画

地球温暖化対策推進法第8条に基づき、政府が地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画のこと。「パリ協定」や「日本の約束草案」を踏まえて策定された。

●地球温暖化対策推進法

地球温暖化対策の推進に関し、社会経済活動等による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律。

●地中熱

浅い地盤中に存在する低温の熱エネルギーのこと。大気と地中の温度差を利用して効率的な冷暖房等を行うことが可能となる。

●地熱発電

地中深くから取り出した高温蒸気や熱水を利用した発電方法で、火山地帯に多く、活動できるエリアが限られる。

●中小水力発電

水の力を利用して発電する水力発電のうち中小規模のもの。出力 10,000kW～30,000kW 以下を「中小水力発電」と呼ぶことが多い。

●デコ活

二酸化炭素を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた言葉。2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための国民運動。

●電力排出係数

電気事業者が電力を発電するために排出した二酸化炭素の量を推し測る指標。排出量が少ないほど排出係数は低くなる。

●都市計画マスタープラン

長期的視点にたった都市の将来像を明確にし、その実現における大きな道筋を明らかにするもの。

は 行

●パーフルオロカーボン類（PFCs）

フッ素と炭素だけからなる、オゾン層を破壊しないフロン。温室効果ガスの一つで、温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、約6,630倍など。

●バイオマス

生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。

●バイオマス発電

木材や植物残さ等のバイオマス（再生可能な生物資源）を原料として発電を行う技術のこと。

●ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）

フッ素と炭素等の化合物で、オゾン層を破壊しないフロン。冷媒や発泡剤等に使用されている。温室効果ガスの一つで、温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、約1,300倍など。

●パリ協定

温室効果ガス削減等について、すべての国が参加する公平かつ実効的な枠組みとして平成27（2015）年12月に気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された。発効に必要な要件を満たしたことで、平成28（2016）年11月4日に発効された。

●フードドライブ

家庭で余っている食べ物を学校や職場等に持ち寄り、それらを取りまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク等に寄付する活動。

●ペレットボイラー

間伐材等を粉碎して作られた「木質ペレット」を直接燃焼させることにより、温水、温風等を使用目的に応じて取り出すことができる熱交換器。

●ポテンシャル

「可能性」という意味。再生可能エネルギーの導入ポテンシャルの場合、全資源エネルギー量から「現在の技術水準では利用が困難なもの種々の制約要因（土地用途、法令、施工等）を満たさないもの」を除いたもの。

ま 行

●メタン（CH₄）

天然ガスの主成分で、常温では気体であり、よく燃える。温室効果ガスの一つ。湿地や水田から、あるいは家畜及び天然ガスの生産やバイオマス燃焼等、その放出源は多岐にわたる。温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、約28倍。

ら 行

●レジリエンス

「回復力、復元力、弾力性」といった意味の単語で、災害時においては、災害の影響を適時かつ効果的に防護・吸収し、対応するとともに、しなやかに回復する能力のことを指す。

●六フッ化硫黄（SF₆）

無色無臭の気体。温室効果ガスの一つとして位置付けられ、温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、約23,500倍。

数字・アルファベット

●4R

「Refuse（ごみ発生の回避）」、「Reduce（ごみの抑制）」、「Reuse（再利用の推進）」、「Recycle（再資源化の推進）」の4つの頭文字「R」を組み合わせたごみを減らすためのキーワード。

●BAU（ピーエーユー、現状すう勢ケース）

「Business As Usual」の略。今後、削減対策を行わない場合の将来の温室効果ガス排出量であり、現状年度の排出量を元に、将来の人口や製造品出荷額の予測等の指標から算定する方法。

●BEMS（ベムス）

「Building Energy Management System（ビルエネルギーマネジメントシステム）」の略称で、建物の使用エネルギーや室内環境を把握し、省エネルギーに役立てる管理システムのこと。

●COP（コップ）

「Conference of the Parties（締約国会議）」の略で、多くの国際条約で加盟国の最高決定機関として設置されている。

●EV（イーブイ）

「Electric Vehicle（電気自動車）」の略称で、自宅や充電スタンド等で車載バッテリーに充電を行い、モーターを動力として走行する自動車。エンジンを使用しないため、走行中に二酸化炭素を排出しない。

●FCV(エフシーブイ)

「Fuel Cell Vehicle(燃料電池車)」の略称で、水素を燃料とし、走行時に二酸化炭素を排出しない自動車。

●FIP(フィップ)

「Feed-in Premium」の略で、再生可能エネルギー発電事業者が、発電した電力を卸電力市場で売電する際、市場価格に加えて一定の補助額(プレミアム)を上乗せして受け取れる制度。再エネの主力電源化と自立化を促すため、2022年4月に導入され、FIT(固定価格買取制度)からの移行を促しつつ、市場価格と連動した柔軟な売電を可能にし、投資インセンティブを確保する目的がある。

●FIT(フィット)

「Feed-in Tariff」の略で、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を指し、再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。

●HEMS(ヘムス)

「Home Energy Management System(ホームエネルギーマネジメントシステム)」の略称。家庭内で多くのエネルギーを消費するエアコンや給湯器を中心に、照明や情報家電まで含め、エネルギー消費量を可視化しつつ積極的な制御を行うことで、省エネやピークカットの効果を狙う管理システム。

●IPCC(アイピーシーシー)

「Intergovernmental Panel on Climate Change(気候変動に関する政府間パネル)」の略称で、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的とし、世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)によって設立された政府間組織。

●ISO 14001(アイエスオー14001)

組織が環境保護と環境パフォーマンス向上を目指すための環境マネジメントシステム(EMS)に関する国際規格で、事業活動が環境に与える影響を管理し、継続的な改善を目的とした制度。

●Net Zero(ネットゼロ)

温室効果ガスの排出量と吸収量のバランスをとり、正味の排出量をゼロにすること。排出量自体をゼロにすることではなく、温室効果ガスの除去や吸収の仕組みを導入することで、最終的に自然界に残る温室効果ガスをゼロにする。カーボンニュートラルと同義で使われる。

●PDCA(ピーディーシーイー) サイクル

Plan(計画)、Do(実行)、Check(測定・評価)、Action(対策・改善)の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。

●PHEV(ピーエイチイーブイ)

「Plug-in Hybrid Electric Vehicle(プラグインハイブリッド車)」の略称で、エンジンとモーターの2つの動力を搭載しており、モーター走行時は二酸化炭素を排出しない自動車。

●PPA(ピーピーイー)

「Power Purchase Agreement(電力販売契約)」の略称。企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金と二酸化炭素排出の削減ができる仕組み。設備の所有は第三者(事業者又は別の出資者)が持つ形となり、資産保有をすることなく再生可能エネルギーの利用が実現できる。

●REPOS(リーポス、再生可能エネルギー情報提供システム)

わが国の再生可能エネルギーの導入促進を支援することを目的として2020年に開設したポータルサイト。

●SDGs(エスディーゼーズ)

平成27(2015)年9月の国連総会において、持続可能な開発目標として採択され、「世界を変えるための17の目標」で構成されている。環境面においては、エネルギー、気候変動、生態系・森林等に関するゴール(目標)が定められ、平成29(2017)年3月には、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構により、自治体がSDGsに取り組むためのガイドラインが策定されている。

●ZEB(ゼブ)

「Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)」の略称で、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間のエネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。

●ZEH(ゼッチ)

「Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)」の略称で、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備により省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味(ネット)で概ねゼロ以下となる住宅のこと。

●ZEV(ゼブ)

「Zero Emission Vehicle(ゼロ・エミッション・ビークル)」の略称で、排出ガスを一切出さない電気自動車や燃料電池車等を指す。

瑞穂市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

編集・発行 瑞穂市 環境経済部 環境課
〒501-0392
岐阜県瑞穂市宮田 300 番地 2
TEL 058-327-4127
発 行 令和8（2026）年 ●月
